

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、行政手続・制度調査室

情報公開推進室、個人情報保護室

評価年月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策2 適正な行政管理の実施。

（政策の基本目標）

- ・ 簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構（組織）・定員等の審査に関する取組を進めていく。
- ・ 行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法及び行政手続法等の改正法が成立した場合は、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

（政策の概要）

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの機構の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。定員については、「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月閣議決定）に従って、平成17年度から21年度までの5年間で33,230人の定員合理化を目指す（20年度（21年度末定員）において目標達成予定）。

また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月閣議決定）に従って、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減目標の達成を目指す。

独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通的制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の適正かつ円滑な運用を確保するため、制度の周知、施行状況調査の実施、運用改善のための通知等の発出、各行政機関等の担当職員に対する研修等の実施のほか、両法の改正法案を国会に提出している。

また、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に基づく日本版ノーアクションレター制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、実施状況調査の実施のほか、対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しを実施した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独法情報公開法」という。）の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、各行政機関等における開示請求や不服申立ての状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発の実施、情報公開・個人情報保護審査会の答申や情報公開法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布、行政機関等連絡会議による情報共有等を行っている。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法個人情報保護法」という。）の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、行政機関等における監査・点検・教育研修の状況や個人情報の漏えい等の状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発、情報公開・個人情報保護審査会の答申や行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布、行政機関等連絡会議による情報共有等、漏えい等の防止や幹部公務員の略歴公表の考え方等に係る通知の発出を行っている。

（平成20年度予算額）

185百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 国の行政組織等の減量・効率化

国民に温かい効率的な政府をつくるために、「小さくて効率的な政府」を実現し財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。国民に温かい効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な見直しが行われておらず、その間に、行政手続法の施行及び行政事件訴訟法の改正などにより、密接に関連する制度との整合性を改めて整理する必要が生じるなど、行政を巡る周辺環境は大きく変化しており、「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等において、行政手続法及び行政不服審査法の改正についての検討の必要性が指摘されている。

総務省では、平成18年10月から17回にわたって「行政不服審査制度検討会」を開催し、有識者による専門的な検討を実施し、19年7月に行政不服審査法の抜本的改正のほか、行政手続法の一

部改正を内容とする最終報告を取りまとめた。

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」に基づく日本版ノーアクションレター制度については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議決定）及び「規制改革推進のための第1次答申」等において、「対象事項が行政処分に係るものとされており対象事項が限定的」との指摘があったほか、制度の在り方について検討するために実施したパブリックコメントにおいて、制度を利用したことがない理由として、照会者名が公表されることを挙げる意見が多く寄せられたことから、対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公開とすること等を内容とする「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について」を平成19年6月22日に閣議決定した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

（ア）情報公開制度

平成19年度における行政機関情報公開法及び独法情報公開法の開示請求件数は、行政機関が61,089件、独立行政法人等は5,794件となっており、多くの国民が両法に基づく開示請求制度の活用を行っている。

また、公文書等の管理については、保存期間満了前の誤廃棄や倉庫への放置など不適切な事例がみられたことから、公文書管理担当大臣の下、平成20年3月から10月まで開催された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告（平成20年11月4日）を踏まえ、内閣府等とともに「公文書等の管理に関する法律案」を平成21年3月、国会に提出し、平成21年6月24日に成立した。

（イ）個人情報保護制度

平成19年度における行政機関における個人情報の適切な管理のための監査、点検、教育研修は、前年度に比べ増加（監査実施機関：39機関 40機関、点検を実施した保護管理者数：25,619人 26,111人、研修回数：6,579回 8,430回）している。一方で、漏えい等件数については、前年度よりも減少しているものの、行政機関で531件、独立行政法人等で676件となっている。

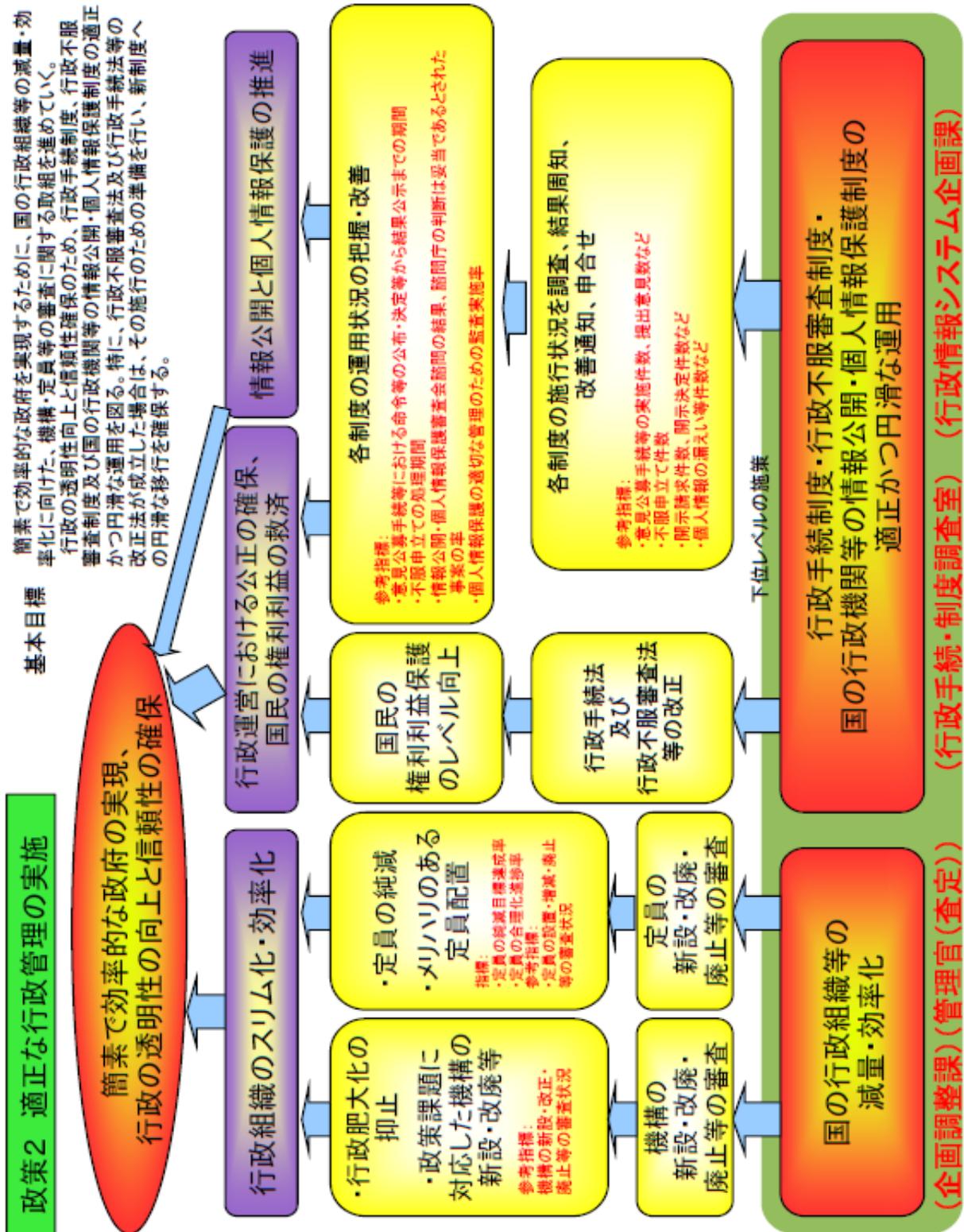
また、行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）の見直し検討の中で、国民生活審議会から「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」において、「国の行政機関等における個人情報の提供について、情報提供の意義を踏まえた上で、法の適切な運用が図られることが重要である。」との意見が提出された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年 月 日	記載事項(抜粋)
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)	平成18年6月2日	平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度末総数の5%相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。
国の行政機関の定員の純減について	平成18年6月30日 (閣議決定)	国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。
施政方針演説	平成19年1月26日	国の行政機関の定員について、5年間で約1万9000人の純減を確実に実施する。
施政方針演説	平成20年1月18日	来年度四千人以上の公務員の純減を行います。
施政方針演説	平成21年1月28日	国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。
個人情報の保護に関する基本方針	平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部改正	行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となり、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度 (19年度審査)	19年度 (20年度審査)	20年度 (21年度審査)
定員の合理化進捗率	(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化	20年度 (21年度査定)	定員合理化進捗率 (当該年度までの定員合理化数/定員合理化目標数)	59.9% (19,901/ 33,230)	80.8% (26,864/ 33,230)	103.3% (34,318/ 33,230)
定員の純減目標達成率	(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	21年度 (22年度査定)	純減目標達成率(当該年度までの純減数/純減目標数)	19.2% (3,631/ 18,936)	40.9% (7,753/ 18,936)	52.7% (9,974/ 18,936)

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況	行政組織等の減量・効率化が計画的・積極的に推進されているか。	国の行政機関の定員については以下のとおり重要な施策・分野に重点的に増員しメリハリある定員管理を実現。			
			平成18年度 (19年度審査)	平成19年度 (20年度審査)	平成20年度 (21年度審査)
		治安の回復	1,936人	1,968人	2,119人
		徴税機能の強化	1,041人	1,047人	1,039人
		国民の安全・安心の確保	847人	1,019人	2,220人
	総合的な外交力の強化	233人	213人	216人	
	機構については、新たな政策課題に対応すべく、平成18年度(19年度審査)において統計委員会の設置(統計審議会の廃止)等、平成19年度(20年度審査)において観光庁及び運輸安全委員会の設置(海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止)等、平成20年度(21年度審査)において消費者庁の設置(内閣府国民生活局等の廃止)等を認めることとしたが、スクラップアンドビルドを通して機構の肥大化を抑止した。				
	独立行政法人については、平成18年度(19年度審査)において7法人を3法人(国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、森林総合研究所)に統合及び自動車検査独立行政法人の非公務員化等、平成19年度審査(20年度審査)において1法人の廃止(緑資源機構)及び1法人の新設(気象研究所)等、平成20年度(21年度審査)においては2法人の廃止(メディア教育センター、国立国語研究所)等整理合理化を進め、104あった独立行政法人(平成18年4月1日)が現在99法人(平成21年4月1日現在)となっている。				
	地方事務所・出張所等の見直しについては、主なものとして以下のとおりである。				
	法務局・地方法務局の支局・出張所				
	40カ所削減(18年度作成スリム化方針)	20カ所削減(19年度作成スリム化方針)	60カ所削減(20年度作成スリム化方針。21～22年度の間に実現。)		
	税関の出張所				
	6カ所削減	7カ所削減	1カ所削減		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
意見公募手続制度の運用状況	実施件数、意見提出期間、提出意見数、意見考慮期間、意見の反映状況、結果公示までの期間等について調査し、制度が適正かつ円滑に運用されているか把握する。	<p>実施件数：839件</p> <p>意見提出期間が30日以上の場合の割合：93.1%</p> <p>提出意見数：36,500</p> <p>意見考慮期間が5日以上の場合：92.6%</p> <p>提出意見が反映された案件の割合：25.3%</p> <p>命令等の公布・決定等から結果公示までの期間が5日未満の場合の割合：80.7%</p>	<p>実施件数：839件</p> <p>意見提出期間が30日以上の場合の割合：93.1%</p> <p>提出意見数：36,500</p> <p>意見考慮期間が5日以上の場合：94.0%</p> <p>提出意見が反映された案件の割合：28.8%</p> <p>命令等の公布・決定等から結果公示までの期間が5日未満の場合の割合：79.7%</p>	調査中
行政不服審査制度の運用状況	不服申立ての件数、申立ての処理期間等について調査し、制度が適正かつ円滑に運用されているか把握する。	<p>不服申立て件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国：18,774件 ・地方公共団体：16,170件 <p>6か月以内に申立てが処理された割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国：63.0% ・地方公共団体：57.0% 		調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況	開示請求件数、開示決定等件数、審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率などを調査し、適正かつ円滑に運用されているかどうか把握する。	<p>開示請求件数 行政機関：49,930件、独立行政法人等：4,316件)</p> <p>開示決定等件数 (行政機関:42,349件、独立行政法人等：3,878件)</p> <p>期限までに開示決定等が行われたもの(行政機関：99.3%、独立行政法人等：99.9%)</p> <p>審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率(行政機関：80.1%、独立行政法人等：69.4%)</p>	<p>開示請求件数 行政機関：61,089件、独立行政法人等：5,794件)</p> <p>開示決定等件数 (行政機関:49,750件、独立行政法人等：5,568件)</p> <p>期限までに開示決定等が行われたもの(行政機関：99.4%、独立行政法人等：99.8%)</p> <p>審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率(行政機関：88.2%、独立行政法人等：83.3%)</p>	調査中
国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況	監査実施率、漏えい等件数などを調査し、適正かつ円滑に運用されているかどうか把握する。	<p>個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関：95.1%、独立行政法人等：81.1%)</p> <p>漏えい等の件数 (行政機関:530件、独立行政法人等：1,277件)</p>	<p>個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関：100%、独立行政法人等：85.6%)</p> <p>漏えい等の件数 (行政機関:531件、独立行政法人等：676件)</p>	調査中

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

ア 国の行政組織等の減量・効率化

国の行政機関の定員に関し、定員合理化は17年度から21年度までの5年間で16年度末定員332,239人の10%(33,230人)以上を定員合理化するという当初の目標を達成、17年度末定員332,034人に対し、平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上の純減を確保するという純減目標についても、その達成に向けて取り組んでいる一方で、治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力といった政府として重要な施策・分野に重点的に増員することにより、メリハリをつけた厳格な定員管理を実施している。機構、独法等についても、スクラップアンドビルド、独立行政法人整理合理化計画に基づく毎年度の審査や地方事務所・出張所等の見直し等を通じて組織膨張の抑止、独法数の減少・独法のコスト削減を実現し、着実に減量・効率化を進めている。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

施行状況調査の実施等により各府省等における制度の運用状況を把握するとともに、調査結果に応じた通知の発出等を行うほか、各府省等からの照会や研修を通じた制度の趣旨の徹底、省広報誌による制度の周知等を実施。

施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。

一方で、行政手続制度に関しては一部に提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない案件、命令等を制定してから長期間にわたり結果公示が実施されていない案件が、行政不服審査制度に関しては裁決に至るまでに長期間を要している案件が見られ、各府省に通知を出すなど処置している。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の運用

施行状況調査の実施等により各府省等における制度の運用状況を把握するとともに、調査結果に応じた通知の発出等を行うほか、各府省等からの照会や研修を通じた制度の趣旨の徹底、省広報誌等による制度の周知等を実施。

以上の実施結果によると、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していないものが見受けられるところであるが、その状況は改善されつつあることから、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行う必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、行政需要に応じた定員の再配置と行政のスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算(総人件費)の積算

根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続制度

平成 19 年度における行政手続法に基づく意見公募手続の実施件数は、839 件であり、36,500 件の意見が提出されている。

多くの国民から本制度が利用されていること及び行政機関が定めようとする命令等の案について広く一般からの意見提出を求めることにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するため、本政策には、必要性が認められる。

また、「規制改革推進のための第 1 次答申」、「規制改革推進のための 3 か年計画」等において、行政指導について不服を申し出るための手続を行政手続法に規定すること等について検討する必要性が指摘されており、行政指導の中止等の申出制度の創設等を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を平成 20 年通常国会に提出した。

行政不服審査制度

直近の調査年度である平成 18 年度における行政不服審査法に基づく不服申立て件数は、国及び地方公共団体合わせて 34,944 件であった。

多くの国民から本制度が利用されていること及び行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対し広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くため、本政策には必要性が認められる。

また、「規制改革推進のための第 1 次答申」、「規制改革推進のための 3 か年計画」等において、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため必要な措置を講ずる必要性が指摘されており、不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、審理手続の計画的遂行等を内容とする「行政不服審査法案」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を平成 20 年通常国会に提出した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開制度の運用状況については、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものがある（19 年度において、審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率：行政機関 88.2%、独立行政法人等 83.3%）。

また、国の行政機関等の個人情報保護制度の運用状況については、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していないものが見受けられるとともに（19 年度監査実施率：行政機関 100%、独立行政法人等 85.6%）個人情報の漏えい等事案も存在する（19 年度：行政機関 531 件、独立行政法人等 676 件）。

このため、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行う必要がある。

(イ) 有効性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員審査

() 定員合理化

「平成 18 年度以降の定員管理について」(平成 17 年 10 月 4 日閣議決定)に基づき、17 年度から 21 年度までの 5 年間で 16 年度末定員 332,239 人の 10%(33,230 人)以上を定員合理化することを目標。

17 年度～21 年度査定で計 34,318 人を定員合理化(目標数の 103.3%)し目標達成。

() 定員の純減

「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)に基づき、国の行政機関の定員について、17 年度末定員 332,034 人に対し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 18,936 人(5.7%)以上の純減を確保することを目標。

18 年～21 年度査定で計 9,974 人の純減を確保。(目標数の 52.7%)

上述のとおり、目標を達成、又は目標達成に向けて着実に取り組んでいる一方、下表のとおり治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力といった政府として重要な施策・分野に重点的に増員することにより、メリハリをつけた厳格な定員管理を実施している。

	平成 18 年(平成 19 年度審査)	平成 19 年(平成 20 年度審査)	平成 20 年(平成 21 年度審査)
治安の回復	1,936 人	1,968 人	2,119 人
徴税機能の強化	1,041 人	1,047 人	1,039 人
国民の安全・安心の確保 (防災・テロ対策等)	847 人	1,019 人	2,220 人
総合的な外交力の強化	233 人	213 人	216 人

以上の取り組みにより、国の行政組織等の減量・効率化が実現されているといえ、有効性が認められる。

機構審査

新たな政策課題に対応すべく、平成 19 年度審査(18 年度実施)において統計委員会の設置(統計審議会の廃止)等、平成 20 年度審査(19 年度実施)において観光庁及び運輸安全委員会の設置(海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止)等、平成 21 年度審査(20 年度実施)において消費者庁設置(内閣府国民生活局等の廃止)等を認めることとしたが、スクラップアンドビルドを通して機構の肥大化を抑止した。

以上のとおり、スクラップアンドビルドを通して行政組織の肥大化防止・効率化に寄与しており、有効性が認められる。

独立行政法人・特殊法人の審査

() 独立行政法人

独立行政法人については、平成 19 年度審査(18 年度実施)において 7 法人を 3 法人(国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、森林総合研究所)に統合及び自動車検査独立行政法人の非公務員化等、平成 20 年度審査(19 年度実施)において 1 法人の廃止(緑資源機構)及び 1 法人の新設(気象研究所)等、平成 21 年度審査(20 年度実施)においては 2 法人の廃止(メディア教育センター、国立国語研究所)等整理合理化を進め、104 あった独立行政法人(平成 18 年 4 月 1 日)が現在 99 法人(平成 21 年 4 月 1 日現在)となっている。

また独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)等を踏まえ、平成 20 年度においては、次の横断的事項についてのフォローアップ等を行った。

随意契約の見直し：競争性のない随意契約の全契約に占める割合

47.6% 39.7%(平成 19 年度)

給与水準の適正化：新設法人を除く 98 法人中約 2/3 の法人において、前年度より対国家公務員指数(事務・技術職員)が減少。

また、事務・技術職員の給与水準が国を上回る法人すべてにおいて目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組むこととした結果、平成 22 年度までに対国家公務員指数(年齢勘案)で最大約 17 ポイント、平均約 2 ポイント減少するものと推計。

総人件費改革の取組：平成 19 年度において、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費削減を行う 83 法人においては全体で 1.7%、人員数削減を行う 17 法人においては全体で 6.3%減少。

また、整理合理化計画を踏まえ、不要財産の国庫納付の義務付け、監事の職務権限の強化(当局担当部分)等を内容とする「独立行政法人改革法案」(独立行政法人通則法の一部を改正する法律案・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)を平成 20 年通常国会に政府の行政改革推進本部事務局から提出済み(継続審議)。

() 特殊法人

今通常国会に提出された関連法案について、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)及び「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)、「政策金融改革に関する制度設計」(平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部決定)等既存の決定との整合性を審査した。

上記の取組等により、5 法人の減少、財政支出に関して平成 20 年度実施には対前年度比で 1,569 億円、平成 21 年度には対前年度で 1,372 億円と大幅なコスト削減が着実に進んでおり、有効性が認められる。

地方事務所・出張所等の見直し

・平成 19 年度（平成 18 年度実施）

法務局・出張所の統廃合 40 力所（法務省）

税関の出張所 6 力所削減（財務省）

労働基準監督署・公共職業安定所の再編 13 労働局管内 23 署所（厚生労働省）

北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 12 力所削減（国土交通省）

・平成 20 年度（平成 19 年度実施）

法務局・出張所の統廃合 20 力所（法務省）

税関の出張所 7 力所削減（財務省）

労働基準監督署・公共職業安定所の再編 5 労働局管内 6 署所（厚生労働省）

北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 5 力所削減（国土交通省）

観測所の削減 10 力所削減（国土交通省）

・平成 21 年度（平成 20 年度実施）

法務局・出張所の統廃合 60 力所(21 年度以降)（法務省）

税関の出張所 7 力所削減 1 力所（財務省）

労働基準監督署・公共職業安定所の再編 23 労働局管内 44 署所（厚生労働省）

北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 6 力所削減（国土交通省）

気象庁の測候所 10 力所削減（国土交通省）

上記のとおり、事務所・出張所に関して減量・効率化が進められており有効性が認められる。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続制度

平成 19 年度においては、全体の 93.1%（781 件）と高い割合で 30 日以上の見解提出期間が確保されるなど、概ね行政手続法の原則どおりに運用されている。

また、行政機関が実施した 839 件の意見公募手続に対して 36,500 件の意見が提出されており（前年度に比べて、20,442 件増加）意見提出があった案件の 28.8%では、提出された意見を踏まえ、案の修正がなされている。

以上のように、運用状況の把握及び制度の周知等の取組には、有効性が認められる。

行政不服審査制度

直近の調査年度である平成 18 年度においては、国及び地方公共団体合わせて 27,421 件処理されており、このうち、2,930 件については、原処分が違法又は不当であるとして認容裁決がなされており、現実に権利利益の救済が図られている。

また、処理期間を見ると、全体の 60.5%（16,580 件）の案件が 6 か月以内に処理を完了している（前年度に比べて、7.2 ポイント増加）。

以上のように、運用状況の把握、制度の周知等の取組には、有効性が認められる。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開制度の運用状況

情報公開・個人情報保護審査会において諮問庁の不開示決定の判断が妥当であるとされた事案の率が上昇している(18年度:行政機関 80.1%、独立行政法人等 69.4% 19年度:行政機関 88.2%、独立行政法人等 83.3%)。

国の行政機関等の個人情報保護制度の運用状況

個人情報の管理状況に関する監査実施率が上昇している(18年度:行政機関 95.1%、独立行政法人等 81.1% 19年度:行政機関 100%、独立行政法人等 85.6%)。

以上より、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行うことが有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

平成 13 年以降、()局・部の改変を伴わないこと、全体数が増えないこと、を条件とした各省の本省庁内部部局における課室官の新設・改廃や()本省庁を通ずる内部部局の範囲内の定員移動、については各省の判断と責任で行い、かつ局、部等のその他の内部部局については重点的に審査する仕組みを採用することで、政府全体として弾力的・効率的組織運営が可能となっている。

機構審査部門については、業務量が多く、超過勤務が例年多かったが、20 年において仕事のたな卸し、見える化を実施し、印刷物の縮減、当番制の導入等業務の効率化に取り組み、業務時間、コストを縮減した。

毎年実施する定員管理等実態調査について、20 年度においては管区行政評価局管理官等による出張については必要最小限とし、旅費 3,114 千円(20 年度予算)を圧縮した。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

平成 19 年度～20 年度においては、行政手続法及び行政不服審査法等の改正法案の立案に取り組み、約 340 本の関連法律の整備法案とともに国会へ提出した。

この間、行政手続制度及び行政不服審査制度の施行状況調査の実施時期等を見直し、制度改正後に新たに設けられる制度についても併せて把握することとするなど、通常業務に支障を来さないよう、他の業務を極力効率的に実施した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

情報公開法及び行政機関等個人情報保護法の施行状況調査について、調査票に自動集計機能を追加することなどにより、集計の効率化を図り、前年度よりも 10 日程度、早くとりまとめ・公表を実施した。

また、平成 20 年度においては、「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース」の機能を活用して答申・判決の検索を行い、情報公開法のみならず、行政機関等個人情報保護法の開示・不開示の判断の際に参考となる事例についても取りまとめ、各行政機関に配布を行い、各行政機関における開示・不開示の判断の効率化を図った。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

ア 国の行政組織等の減量・効率化

機構等の審査について、行政組織が膨張しないよう引き続き取り組んでいく。

国の行政機関の定員については、平成21年度までの5年間で、10%の合理化目標を達成。引き続き、大胆な定員の再配置と行政のスリム化を進めるため、新たな定員合理化計画を策定する。また、21年度は5年5.7%定員純減の最終の取り組み年度であり、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法に基づく意見公募手続については、概ね行政手続法の原則に沿って運用されているが、意見公募の締め切りから命令等の公布・決定等までの期間が短いなど一部に提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない案件、命令等を制定してから長期間にわたり結果公示が実施されていない案件が見られた。

このため、平成21年2月13日に各府省等に対し通知を发出。引き続き制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

行政不服審査法については、容認・棄却等の状況、処理期間については大きな変動はないが、再審査請求については、裁決に至るまで1年を超えるものが約45%、認容率が約6%と、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済に結びついていない面もある。

このため現在国会に提出中の改正法案では、上記の再審査請求の廃止など不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、標準審理期間の設定等により、簡易迅速に権利利益の救済を図ることとしている。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、不開示決定の判断が妥当でないと言情情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の漏えい等事案も存在する。このため、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 次期定員合理化計画の策定</p> <p>【下位レベルの施策名】 国の行政組織等の減量・効率化</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	17年度～21年度の定員合理化計画が終了したため、次期定員合理化計画を策定。
	(予算要求)	-
	(制度)	次期定員合理化計画を策定
	(実施体制)	現行実施体制の継続
<p>【課題】 ・行政手続法及び行政不服審査法等の改正 ・引き続き、現行の行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を確保</p> <p>【下位レベルの施策名】 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	<p>制度改正のための取組、新制度への円滑な移行のための準備の実施。</p> <p>行政の透明性の向上と信頼性の確保という観点から、引き続き、現行の行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>
	(予算要求)	現行予算の継続
	(制度)	制度改正に向けた準備の実施
	(実施体制)	制度改正及び新制度への円滑な移行を確保するため、体制の充実を検討する。
<p>【課題】 不開示決定の判断が妥当でないと情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の漏えい等事案が存在</p> <p>【下位レベルの施策名】 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用</p> <p>【主な事務事業】 ・情報公開・個人情報保護企画調整費 ・情報公開・個人情報保護制度運用経費</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を実施。
	(予算要求)	現行予算の継続
	(制度)	現行体制の継続
	(実施体制)	現行実施体制の継続

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日）において、本制作の評価の方向性に関しお諮りした。

(2) 評価に使用した資料等

・「平成 19 年度における情報公開法の施行の状況について」（平成 20 年 8 月 総務省行政管理局 情報公開推進室）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyouhou_sikou19.html

・「平成 19 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について」（平成 20 年 8 月 総務省行政管理局個人情報保護室）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h19.html

平成21年主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 総務室、行政課、市町村課、合併推進課、
行政体制整備室、公務員部公務員課、公務員課給与能率推進室、
自治財政局公営企業課
評 価 年 月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

（政策の基本目標）

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等を推進する。

（政策の概要）

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。

また、基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るため、自主的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上、行政の公正の確保及び透明性の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公共団体における定員管理及び給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用をしていかなければならないものである。地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。

また、地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるよう、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。

（平成20年度予算額）

6,184百万円

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき、平成19年4月1日に内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議が行われている。

また、平成19年7月3日に第29次地方制度調査会が発足し、内閣総理大臣から「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方」について調査審議を求める旨の諮問を受け、同調査会において審議が行われている。

市町村合併については、旧合併特例法及び平成17年施行の現行合併特例法のもと、市町村合併により、平成21年3月までに、全国の市町村は1,777に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,455市町村が減少している。地方行革に関しては、平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランは、平成20年12月1日現在で全団体が策定及び公表している。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

骨太の方針2008においては、骨太の方針2006、2007を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることとされており、引き続き、総人件費改革を進めるものとされている。各地方公共団体においては、厳しい行財政状況の中で、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に取り組んでいる。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

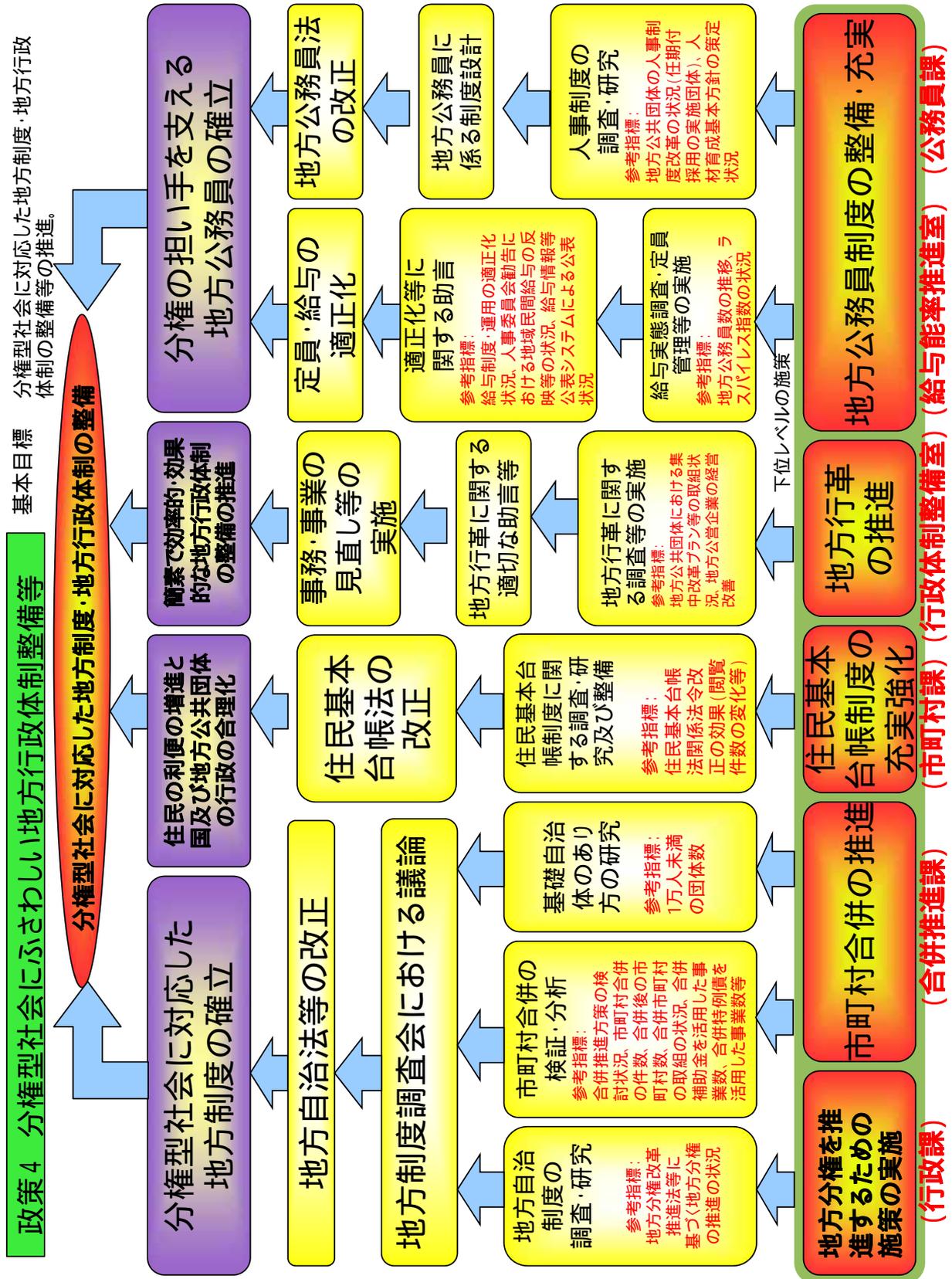
施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	<p>(簡素で効率的な政府の実現)</p> <p>3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	<p>第 3 章 財政健全化への取組 - 1 . 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>- (4) 第 期目標の達成に向けて -</p> <p>歳出改革 - 各分野における歳出改革の具体的内容 - (別紙) 地方財政</p> <p>住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。</p> <p>同 - (別紙) 公務員人件費・独立行政法人・公益法人 - (. 公務員人件費)</p> <p>地方公務員</p> <p>地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減 (5.7%) と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>（魅力ある地方の創出）</p> <p>地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の 3 年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しを行います。</p>
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築</p> <p>- 1 . 歳出歳入の一体改革の推進</p> <p>- (3) 公務員人件費改革</p> <p>国・地方を通じた行政改革や地方分権改革の推進、地域の民間給与のより一層の反映等を通じ、公務員人件費について、「基本方針 2006」で示された歳出削減（2.6 兆円程度）を上回る削減を目指し、改革を具体化する。公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成 20 年度からの実施に取り組む。</p> <p>同 - 8 . 地方分権改革 - (1) 「新分権一括法案」の提出</p> <p>「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を 3 年以内に国会に提出する。</p>
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>（活力ある地方の創出）</p> <p>地方自治体に一層の権限移譲を行う地方分権改革の議論を加速し、分権後の姿とあり方を国民の皆様にお示ししていくとともに、道州制の導入について、国民的な議論を更に深めてまいります。</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 4 章 国民本位の行財政改革 - 1 . 国民本位の行財政への転換 - (1) 地方分権改革 - (1) 地方分権改革の推進</p> <p>「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。</p> <p>同 - 3 . 歳出・歳入一体改革の推進</p> <p>財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進める。</p>
第 170 回国会における麻生内閣総理大臣所信表明演説	平成 20 年 9 月 29 日	<p>(地域の再生)</p> <p>知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが、地方分権の意味するところです。</p>
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	<p>(地域経営)</p> <p>分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方分権改革推進法等に基づく地方分権の推進の状況	分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な施策が行われているか。	<p>平成18年12月8日に成立した地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)に基づき、平成19年4月1日に内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、地方分権改革の基本的事項について調査審議が進められている。平成20年5月28日には、個別行政分野に係る国と地方の役割分担の見直し、都道府県から市町村への権限移譲を中心とした第1次勧告が取りまとめられ、同年12月8日には、国の出先機関の抜本的な改革や、地方への義務付け、枠付けの見直し等を内容とした第2次勧告が取りまとめられた。</p> <p>また、平成19年7月3日に第29次地方制度調査会が発足し、内閣総理大臣から「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方」について調査審議を求める旨の諮問を受け、同調査会において審議が行われている。</p>		
市町村合併の件数	市町村の行財政基盤を一層強化するための市町村合併が、どの程度進捗しているか。	12件 (関係市町村29団体)	6件 (関係市町村17団体)	12件 (関係市町村28団体)
合併後の市町村数	同上	1,804団体 (H19.3.31)	1,793団体 (H20.3.31)	1,777団体 (H21.3.31)
1万人未満の団体数	同上	495団体 (17国調)	488団体 (17国調)	480団体 (17国調)
合併補助金を活用した事業数	合併後の市町村のまちづくり等に対する財政支援措置がどの程度活用されているか	2,548事業 (392市町村)	2,379事業 (394市町村)	704事業 (297市町村)
合併特例債を活用した事業数	同上	4,685事業 (517市町村)	5,101事業 (527市町村)	調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
合併推進方策の検討状況	旧合併特例法の下で進展した市町村合併等の状況を踏まえ、市町村合併に関する効果・課題等についての研究が進められているか	17年度から始まった「市町村の合併に関する研究会」において、18年度は合併法定協議会運営マニュアルの策定や合併市町村の取組の実態についての調査、大都市部における市町村合併の推進のための課題・検討の視点の整理等を行い、それぞれ報告書を作成した。19、20年度は平成の合併の評価・検証・分析を行った。		
合併市町村の取組の状況	合併市町村において合併による住民サービスの維持・向上が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち430市町村で、合併を契機に 合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施、 合併前に一部の市町村で行われていたサービスを全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正、 旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより住民サービスの充実に取り組んでいる（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より） ・合併により豊富になった地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取組みの始まりや、合併市町村の周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭りの実施、地域の伝統・文化の保存・継承、旧市町村単位の住民組織等への支援などが実施されている（上記調査より） ・規模の拡大により住民の声が届きにくくなる等の懸念に対処するため、345市町村において既存の地域組織に対する支援を行っているほか、100市町村において新たなコミュニティ組織等の設置を行っている（上記調査より） 		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
合併市町村の行政体制整備の状況	合併市町村において合併による行財政基盤の強化が進められているか	<p>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち474市町村において、経営中枢部門の強化や組織の充実・専門化が行われているほか、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など適正な事務執行のための体制が強化されている。また、助産師や保健師など、旧市町村では配置できなかった専門職員の配置が実現した合併市町村もある（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より）</p> <p>・行政評価の導入など、適切な行政運営のための条件が整備されつつある（平成19年10月1日現在の総務省調査を参考）</p> <p>・適切な職員配置や出先機関・外郭団体の見直しなどにより、職員総数・人件費の削減に取り組んでいる</p> <p>【集中改革プラン定員純減目標（H19.9.1現在）】</p> <p>合併市町村： 8.7% 未合併市町村： 7.6%</p>		
住民基本台帳法関係法令改正の効果（閲覧件数の変化等）	個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧制度を運用しているか。	774,401件	61,735件	調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体における集中改革プラン等の取組状況	地方公共団体における行政運営の質の向上などのための、「集中改革プラン」の策定及び公表は進んでいるか。 また、地方公共団体における行政の公正の確保及び透明性の向上などのための、情報公開条例及び行政手続条例の制定、意見公募手続制度の導入は進んでいるか。	集中改革プランの公表状況		
		都道府県 45団体 95.7%	都道府県 46団体 97.9%	都道府県 47団体 100%
		政令市 15団体 100%	政令市 17団体 100%	政令市 17団体 100%
		市区町村 1,542団体 84.4%	市区町村 1,798団体 99.3%	市区町村 1,788団体 100%
		計 1,602団体 84.8% (H18. 7.31 現在)	計 1,861団体 99.3% (H19. 9. 1 現在)	計 1,852団体 100% (H20. 12. 1 現在)
情報公開条例（要綱等）の制定状況				
都道府県 47団体 100%	都道府県 47団体 100%	都道府県 47団体 100%		
政令市 15団体 100%	政令市 17団体 100%	政令市 17団体 100%		
市区町村 1,807団体 98.9%	市区町村 1,798団体 99.3%	市区町村 1,785団体 99.5%		
計 1,869団体 98.9% (H18. 4. 1 現在)	計 1,862団体 99.4% (H19. 4. 1 現在)	計 1,849団体 99.5% (H20. 4. 1 現在)		
行政手続条例（規則等）の制定状況				
都道府県 47団体 100%	都道府県 47団体 100%	都道府県 47団体 100%		
政令市 15団体 100%	政令市 17団体 100%	政令市 17団体 100%		
市区町村 1,818団体 99.6%	市区町村 1,804団体 99.9%	市区町村 1,792団体 99.9%		
計 1,880団体 99.6% (H18. 10. 1 現在)	計 1,868団体 99.9% (H19. 10. 1 現在)	計 1,856団体 99.9% (H20. 10. 1 現在)		
意見公募手続制度の制定状況				
都道府県 43団体 91.5%	都道府県 43団体 91.5%	都道府県 45団体 95.7%		
政令市 12団体 80.0%	政令市 15団体 88.2%	政令市 15団体 88.2%		
市区町村 316団体 17.3%	市区町村 547団体 30.3%	市区町村 677団体 37.8%		
計 371団体 19.7% (H18. 10. 1 現在)	計 605団体 32.4% (H19. 10. 1 現在)	計 737団体 39.7% (H20. 10. 1 現在)		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度								
地方公営企業の経営改善	中長期的な経営計画が策定されているか	<p>地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促した。</p> <p>中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>80.6%</td> <td>83.9%</td> <td>87.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計と一体的に策定している団体についても、「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>・平成20年度における「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳は以下の通り。</p> <p>【都道府県】 47団体/ 47団体</p> <p>【政令指定都市】 17団体/ 17団体</p> <p>【市町村等】 1,559団体/ 1,794団体</p> <p>【合計】 1,623団体/ 1,858団体</p>				平成18年度	平成19年度	平成20年度	策定率	80.6%	83.9%	87.4%
	平成18年度	平成19年度	平成20年度									
策定率	80.6%	83.9%	87.4%									
地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められているか。	124団体 （4月1日現在）	160団体 （4月1日現在）	194団体 （4月1日現在）								

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																																																				
地方公務員数の推移	地方公共団体において、地方公務員数の抑制に着実に取り組み、積極的な行政改革の推進に努めているか。	2,998,402人 ()対前年比	2,951,296人 (1.6%)	2,899,378人 (1.8%)																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="2">対前年比</th> </tr> <tr> <th>増減数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>17,624</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>17,336</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>27,861</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>32,765</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>27,209</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>27,319</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>33,407</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>41,475</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>43,720</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>2,951,296</td><td>47,106</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>20</td><td>2,899,378</td><td>51,918</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table> <p>各年4月1日現在</p> <p>(参考) 普通会計における人件費(うち職員給) (単位: 億円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>182,406 (20.4%)</td> <td>179,606 (20.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()歳出総額に占める構成比</p>			年	職員数	対前年比		増減数	増減率	10	3,249,494	17,624	0.5	11	3,232,158	17,336	0.5	12	3,204,297	27,861	0.9	13	3,171,532	32,765	1.0	14	3,144,323	27,209	0.9	15	3,117,004	27,319	0.9	16	3,083,597	33,407	1.1	17	3,042,122	41,475	1.3	18	2,998,402	43,720	1.4	19	2,951,296	47,106	1.6	20	2,899,378	51,918	1.8	18年度	19年度
年	職員数	対前年比																																																						
		増減数	増減率																																																					
10	3,249,494	17,624	0.5																																																					
11	3,232,158	17,336	0.5																																																					
12	3,204,297	27,861	0.9																																																					
13	3,171,532	32,765	1.0																																																					
14	3,144,323	27,209	0.9																																																					
15	3,117,004	27,319	0.9																																																					
16	3,083,597	33,407	1.1																																																					
17	3,042,122	41,475	1.3																																																					
18	2,998,402	43,720	1.4																																																					
19	2,951,296	47,106	1.6																																																					
20	2,899,378	51,918	1.8																																																					
18年度	19年度																																																							
182,406 (20.4%)	179,606 (20.1%)																																																							
ラスパイレス指数の状況	<p>国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料の比較である「ラスパイレス指数」により把握される。</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立っているかどうか。</p>	98.0	98.5	98.7																																																				
		<p>ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)</p> <table border="1"> <caption>ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38</td><td>105.5</td></tr> <tr><td>49</td><td>110.6</td></tr> <tr><td>53</td><td>107.3</td></tr> <tr><td>58</td><td>105.9</td></tr> <tr><td>63</td><td>103.4</td></tr> <tr><td>65</td><td>102.4</td></tr> <tr><td>70</td><td>101.3</td></tr> <tr><td>75</td><td>100.1</td></tr> <tr><td>80</td><td>97.9</td></tr> <tr><td>85</td><td>98</td></tr> <tr><td>90</td><td>98</td></tr> <tr><td>95</td><td>98.5</td></tr> <tr><td>20</td><td>98.7</td></tr> </tbody> </table> <p>平成20年4月1日現在における国を100とした一般行政職のラスパイレス指数は全地方公共団体の平均で98.7となっており、平成16年より5年連続で国家公務員の水準を下回っている。</p>			年	指数	38	105.5	49	110.6	53	107.3	58	105.9	63	103.4	65	102.4	70	101.3	75	100.1	80	97.9	85	98	90	98	95	98.5	20	98.7																								
年	指数																																																							
38	105.5																																																							
49	110.6																																																							
53	107.3																																																							
58	105.9																																																							
63	103.4																																																							
65	102.4																																																							
70	101.3																																																							
75	100.1																																																							
80	97.9																																																							
85	98																																																							
90	98																																																							
95	98.5																																																							
20	98.7																																																							

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																																																																														
給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組んでいるか。	<p>平成19年度における給与適正化等の状況 (単位: 団体数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昇給延伸</th> <th>初任給基準の是正</th> <th>運用昇給の是正</th> <th>わたりの是正</th> <th>給料表の是正</th> <th>最高・特外昇給の昇給期間の是正</th> <th>小計(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>41</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>諸手当の是正</th> <th>退職手当の是正</th> <th>小計(B)</th> <th>合計(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>28 (24)</td> <td>0</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>8 (4)</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>236 (156)</td> <td>79</td> <td>315</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>162 (90)</td> <td>105</td> <td>267</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>434 (274)</td> <td>184</td> <td>618</td> <td>734</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 合計の団体数は延べ数である。 2 諸手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。 3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。</p>			区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)	都道府県	0	2	0	0	0	0	2	指定都市	0	3	0	1	0	2	6	市区	3	29	5	12	21	14	84	町村	0	7	2	3	7	5	24	計	3	41	7	16	28	21	116	区分	諸手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)	都道府県	28 (24)	0	28	30	指定都市	8 (4)	0	8	14	市区	236 (156)	79	315	399	町村	162 (90)	105	267	291	計	434 (274)	184	618	734
区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)																																																																											
都道府県	0	2	0	0	0	0	2																																																																											
指定都市	0	3	0	1	0	2	6																																																																											
市区	3	29	5	12	21	14	84																																																																											
町村	0	7	2	3	7	5	24																																																																											
計	3	41	7	16	28	21	116																																																																											
区分	諸手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)																																																																														
都道府県	28 (24)	0	28	30																																																																														
指定都市	8 (4)	0	8	14																																																																														
市区	236 (156)	79	315	399																																																																														
町村	162 (90)	105	267	291																																																																														
計	434 (274)	184	618	734																																																																														
給与情報等公表システムによる公表状況	各地方公共団体において、給与情報等公表システムによる給与・定員管理に関する情報の公表が実施され、当該情報について透明性が確保されるとともに団体間の比較・分析が可能となっているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,774団体(94.7%)</td> <td>1,808団体(97.0%)</td> <td>1,803団体(97.7%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>15団体(100%)</td> <td>17団体(100%)</td> <td>18団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,712団体(94.5%)</td> <td>1,744団体(96.9%)</td> <td>1,738団体(97.6%)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">「市区町村」欄は、指定都市を除く。</td> </tr> </tbody> </table>				平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)	1,803団体(97.7%)	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	15団体(100%)	17団体(100%)	18団体(100%)	市区町村	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)	1,738団体(97.6%)	「市区町村」欄は、指定都市を除く。																																																									
	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																																															
合計	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)	1,803団体(97.7%)																																																																															
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																															
政令指定都市	15団体(100%)	17団体(100%)	18団体(100%)																																																																															
市区町村	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)	1,738団体(97.6%)																																																																															
「市区町村」欄は、指定都市を除く。																																																																																		
人材育成基本方針の策定状況	各地方公共団体において、求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針が策定され、地方行政を担う人材の育成・確保のための取組が実施されているか。	<p>平成20年4月1日現在 (単位: 団体数、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,794(100%)</td> <td>1,858(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,402(78.1%)</td> <td>1,465(78.8%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>0(0%)</td> <td>392(21.9%)</td> <td>393(21.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成19年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,810(100%)</td> <td>1,874(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,248(69.0%)</td> <td>1,311(70.0%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>0(0%)</td> <td>562(31.0%)</td> <td>563(30.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>15(100%)</td> <td>1,828(100%)</td> <td>1,890(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>14(93.3%)</td> <td>1,003(54.9%)</td> <td>1,063(56.2%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>1(6.7%)</td> <td>825(45.1%)</td> <td>827(43.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	17(100%)	1,794(100%)	1,858(100%)	策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,402(78.1%)	1,465(78.8%)	未策定	1(2.1%)	0(0%)	392(21.9%)	393(21.2%)		都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)	策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)	未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)		都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)	策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)	未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																		
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																														
合計	47(100%)	17(100%)	1,794(100%)	1,858(100%)																																																																														
策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,402(78.1%)	1,465(78.8%)																																																																														
未策定	1(2.1%)	0(0%)	392(21.9%)	393(21.2%)																																																																														
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																														
合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)																																																																														
策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)																																																																														
未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)																																																																														
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																														
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)																																																																														
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)																																																																														
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																																																														

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

平成19年4月1日に、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、国と地方の役割分担の徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策等について調査審議が行われている。

一方、平成19年7月3日に発足した第29次地方制度調査会においては、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について調査審議が行われている。

総務省としても、これらの調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行っているところである。

市町村合併については、人口減少・少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以来、全国的に市町村合併を積極的に推進してきた。その結果、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランを全団体が策定及び公表していることや、情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度の制定団体が着実に増加していることから、地方公共団体における行政改革の取組が進展しているものと評価できる。地方公営企業においても中長期的な経営計画の策定状況については増加を続けており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

以上のことから、分権型社会に対応した地方制度・体制の整備は着実に進められていると評価できる。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の定員、給与等については、国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、地方行革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化、定員・給与情報の公表を通じた透明性の確保、地方行政を担う人材の育成・確保等に着実に取り組んでいることが把握でき、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に向けた取組が推進されていると評価できる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

明治以来の中央集権型行政システムは、我が国の急速な近代化と経済発展に寄与してきた面と、権限・財源・人間・情報を過度に中央に集中させ、地域社会の自治を制約し、地方の活力を奪うという面の功罪両面があるが、近年、我が国の政治・行政を取り巻く国際・国内の環境は急速に大きく変貌してきており、中央集権システムの弊害面は顕著になってきている。

政府においては、平成18年12月8日に成立した地方分権改革推進法に基づき、平成19年4月1日に内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会において国と地方の役割分担の徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策等について調査審議が行われている。

また、平成19年7月3日に発足した第29次地方制度調査会においては、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について調査審議が行われている。

このような現況において、地方自治の本旨の実現を任務とし、地方公共団体の組織及び運営に関する基本的な制度を所管する総務省としても、これらの調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う必要がある。

市町村合併については、平成11年法改正前には、人口1万未満の小規模市町村が多数存在するなど、地方分権時代を迎えるにあたって行財政基盤の強化が必要な市町村が多くみられた。人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な市町村合併を推進しようとする自治体への支援策を講じる必要がある。地方行革に関しても、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しいことから、地方公共団体における行財政改革の推進に強力に取り組む必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の定員、給与等については、国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。

(イ) 有効性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

市町村合併を推進するため、旧合併特例法・現行合併特例法による合併特例等の法制措置や、合併市町村に対する財政措置、各種の広報啓発、新旧合併市町村支援プラン策定等の施策を実施してきた。その結果、全国の市町村は平成21年3月までに1,777に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,455市町村減少した。また、人口1万未満の小規模市町村は、平成11年3月末の1,537団体から、平成21年3月末には480団体に減少している。合併市町村では、合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施や、旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用等、住民サービスの維持・向上が図られており、また、経営中枢部門の強化や、組織の充実・専門化、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など、合併による行財政基盤の強化が進められている。

このように、市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結

果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。

地方行革の推進については、平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランは、平成20年12月1日現在で全団体が策定及び公表している。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、施策の有効性が認められる。

地方公共団体における情報公開条例は、平成20年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では99.5%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成20年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.9%の団体が制定済みである。意見公募手続制度は、平成20年10月1日現在で、都道府県では95.7%、政令指定都市では88.2%、市区町村では37.8%の団体が導入済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

地方公営企業における中長期的な経営計画の策定状況については、全ての地方公共団体における策定率が平成18年度の80.6%から平成20年度には87.4%に増加しており、地方公営企業の経営健全化・透明性の向上が進展しているといえる。

これらの指標から、地方公共団体における公営企業の健全化が着実に推進することが把握でき、施策の有効性が認められる。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の総数については、平成20年は対前年で5万1,918人減少して過去最大の純減となっており、平成7年から14年連続して純減している。給与については、平成20年のラスパレイズ指数が全地方公共団体の平均で98.7と、5年連続して国の給与水準(100)を下回っており、また、特殊勤務手当をはじめとする諸手当の是正等、給与の適正化が進んでいる。これらの指標から、地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。

地方公務員の定員・給与情報の公表については、総務省が定めた共通様式に従って、各地方公共団体が公表を行う「地方公共団体給与情報等公表システム」を平成18年3月より運用しており、平成20年度はほぼ全ての団体で公表済みとなっている。これにより、地方公務員の給与や定員管理の透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっているという点においても施策の有効性が認められる。

平成20年4月1日現在の地方公共団体における人材育成基本方針の策定率は、平成18年4月1日時点の56.2%から22.6ポイント上昇し、78.8%となっている。求められる職

員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。

(ウ) 効率性

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

市町村合併の推進のためには、旧合併特例法下で合併した市町村に対する市町村合併体制整備費補助金の交付（予算総額 2,325 億円）や、各種の広報啓発（平成 20 年度当初予算 12 百万円）等の施策を行っており、その結果、全国で市町村合併が進展した。

合併による効果のうち、行政コストの削減については、平成 11 年 4 月から平成 18 年 3 月までに合併した合併市町村 557 団体を対象に試算を行った結果、平成 28 年度以降において、年間約 1.8 兆円効率化すると推計されている。このことから、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。

地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップを行うに際し、関係課室で連携して地方公共団体への照会等をまとめて行うことにより、関係課室間で情報の共有化が図られたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資している。

また、情報公開条例等の制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、地方公共団体への助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有効に活用したものであり、効率性があると考えられる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会においては、平成 21 年度末の設置期限までに、国と地方の役割分担の徹底した見直し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策について調査審議が進められ、その結果を踏まえて委員会としての勧告の取りまとめが予定されている。政府としては、同委員会の勧告を受け、地方分権改革推進計画を策定し、同計画に基づき、「新分権一括法案」の国会への提出等、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずることとされている。総務省としても、この政府の方針に則り、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う。

また、第 29 次地方制度調査会においては、平成 21 年 7 月 2 日までの任期期限までに答申の取りまとめが予定されており、この答申を受け、総務省として分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うこととしている。

また、市町村合併の推進により、全国的に市町村合併が進展したが、これまでに合併した合併市町村にあっては、周辺部が取り残されるのではないかなどの課題が生じている地域もあり、他方で、小規模市町村や大都市圏の未合併市町村など、今後も合併が必要と考えられる市町村が

数多く残っている。

今後の取組としては、第 29 次地方制度調査会の答申を踏まえ、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も合併が必要とされる市町村について、平成 21 年度末で現行合併特例法が期限切れとなることを踏まえ、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を講じることとする。

地方行革の推進については、情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度について、制定の準備を進めているものの、未だ制定に至っていない団体もあることから、導入を促進していく必要がある。地方公営企業における中長期的な経営計画についても、引き続き改善を促す等の取組が必要である。また、今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現について、所要の検討を行う必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公共団体の定員については、集中改革プランの着実な達成、適正な定員管理に向けた取組を推進する必要がある。

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映、各地方公共団体が策定している取組方針に沿った技能労務職等の給与等の見直し、不適正な昇給運用、制度の趣旨に合致しない諸手当や不適正な給与支給については是正等が進められ、住民の理解と納得がえられる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。

定員・給与情報の公表については、住民が団体間の比較分析を十分行えるよう、給与情報等公表システムにより総務省の定める公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。

地方公務員の人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進する必要がある。また、国においては、本年度から能力・実績を重視した新たな人事評価制度が導入されたことを踏まえ、各地方公共団体において、国の制度・運用も参考としつつ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むとともに、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方分権改革推進委員会、第29次地方制度調査会の調査審議の動向等を見据えつつ、更なる分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方分権を推進するための施策の実施</p> <p>【主な事務事業】 ・地方分権改革の推進に要する経費 ・地方分権の進行に要する経費</p>	見直し・改善の方向性	地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、引き続き、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行う。
	(予算要求)	引き続き所要額の確保が必要
	(制度)	法令・制度改正に向けた調査研究並びに企画及び立案を行うことが必要
	(実施体制)	平成21年度中に地方分権改革推進委員会としての勧告が取りまとめられる予定とされている。政府としては、委員会の勧告を受け、地方分権改革推進計画を策定することとされているため、総務省としても、政府の方針を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する企画及び立案を行いたいと考えているが、現在の事務体制ではその実施が困難であることから、体制の充実を図っていくことが必要。
<p>【課題】 合併市町村では、住民の声が届きにくくなっているのではないかと、周辺部が取り残されるのではないかと、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるのではないかと等の課題が生じている地域もある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 市町村合併の推進</p> <p>【主な事務事業】 市町村合併の推進に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	第29次地方制度調査会の答申を踏まえ、合併市町村にあつては、その一体的な振興や周辺地域への対応を適切に行えるよう、引き続き、新市町村合併支援プラン等に基づき、合併市町村の要望を踏まえた新しいまちづくりを着実に支援する。
	(予算要求)	引き続き所要額の確保が必要
	(制度)	現行制度の継続
	(実施体制)	引き続き助言等を実施

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 小規模市町村は依然として多数存在し、また、大都市圏では合併の進捗率が低く、行政運営の単位と日常生活圏が大きく異なっている市町村が数多くみられる等、今後も合併が必要と考えられる市町村が数多く残っている。</p> <p>【下位レベルの施策名】 市町村合併の推進</p> <p>【主な事務事業】 市町村合併の推進に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	第 29 次地方制度調査会の答申を踏まえ、今後も合併が必要とされる市町村については、平成 21 年度末で現行合併特例法が期限切れとなることを踏まえ、合併の障害を除去するための措置等を中心とした新たな合併支援策を検討する。
	(予算要求)	新たな合併支援策の検討を行い、これを円滑に実施するため所要額の予算要求を来年度以降実施
	(制度)	平成 21 年度末で現行合併特例法が期限切れとなることを踏まえ、新たな合併支援策のための法制上の措置が必要
	(実施体制)	新たな合併支援策の下での支援を実施するための体制整備が必要

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度について、制定の準備を進めているものの、未だ制定に至っていない団体もある。</p> <p>集中改革プランの計画年度が21年度で概ね終了することから、同プランの取扱いを含めた今後の地方行革のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>地方行革等の推進に当たって、職員の適正な業務執行を図り、住民からの信頼を確保することが重要である。</p> <p>また、削減型行政改革といった従来型の行政運営を根本から見直し、地方公共団体は、コスト意識・スピード意識など経営感覚をもった総合行政主体へ変革する必要がある。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。意見公募手続制度については、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく。</p> <p>集中改革プランの取扱いを含めた今後の地方行革のあり方について検討していく。</p> <p>内部統制による組織マネジメント改革の考え方を普及させていく。</p> <p>地域経営に豊富な知識や経験を有する者をメンバーとする「地域経営の達人」が、市町村長や幹部職員を対象に、地域経営の先進事例等を伝授し、人材育成を図る。</p>
<p>【下位レベルの施策名】 地方行革の推進</p>	<p>(予算要求)</p>	<p>引き続き、上記課題に対応した所要額の確保が必要</p>
<p>【主な事務事業】 ・地方行革の推進に要する経費 ・新地方行革指針の推進に要する経費</p>	<p>(制度)</p>	<p>引き続き、上記課題に対応した地方行革のあり方等の検討が必要</p>
<p>【実施体制】</p>	<p>(実施体制)</p>	<p>引き続き、プラン内容への助言、フォローアップの継続のほか、地方行革・組織マネジメント改革・地域経営のあり方を検討する所要の体制整備が必要</p>

今後の課題	取組の方向性		
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の定員については、集中改革プランの着実な達成、適正な定員管理に取り組んでいく必要がある。 ・住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう、地域民間給与水準の適切な反映、技能労務職等の給与等の見直し等に取り組んでいく必要がある。 ・住民が団体間の比較分析を十分行えるよう、給与等の適正な情報開示を徹底していく必要がある。 ・国において、本年度から能力・実績を重視した新たな人事評価制度が導入されたことを踏まえ、地方公共団体における人事評価システムの構築等に取り組む必要がある。 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プランの取組状況についてのフォローアップの実施、適正な定員管理の推進に向けた助言を行う。 ・地域民間給与水準を適切に反映させた給与となるよう、人事委員会機能の強化等を通じた取組を進めるとともに、不適正な昇給運用、制度の趣旨に合致しない諸手当や不適正な給与支給に係る是正を推進していく。 ・技能労務職等の給与等について、給与情報の積極的な開示や各地方公共団体において策定している取組方針の着実な実施を通じた見直しを推進していく。 ・給与等の情報の公表について、給与情報等公表システムにより、総務省の定める公表様式に沿った情報開示を徹底していく。 ・人材育成基本方針の未策定団体における策定について、引き続き推進するとともに、国の制度・運用も参考とした公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向けた早急な取組、勤務実績の給与への適切な反映を促進していく。 	
<p>【下位レベルの施策名】 能力・実績重視の人事制度の確立等による分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立</p>		<p>(予算要求)</p>	<p>上記の方向性を踏まえて、引き続き必要となる予算措置を講ずる。</p>
<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員給与制度等の調査及び助言等に要する経費 ・地方公共団体の定員管理に関する基礎的データの作成及び助言等に要する経費 ・地方公務員の人材育成等の推進に要する経費 		<p>(制度)</p>	<p>人事評価制度の導入等に係る地方公務員法改正</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>地方公務員法の改正等により、人事評価の導入が義務付けられ、急増が予想される人事評価制度に関する地方公共団体からの相談や各方面からの問い合わせ等に適切かつ迅速に対応していくため、必要な体制の強化を行っていく。</p>	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

ア「(1) 学識経験を有する者の知見の活用」欄

- ・政策の課題等の把握、評価書のとりまとめに活用

第29次地方制度調査会

第29次地方制度調査会は、平成19年6月に「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」等について諮問を受け、平成21年6月16日に答申を行った。その中では、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村合併は相当程度進捗し、多くの合併市町村において地方分権の受け皿としての体制整備等の成果が表れているという指摘を受けた。その上で、合併市町村については、引き続き、積極的な支援を行っていくべきであり、現行合併特例法期限後においても、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずるため、合併に係る特例法が必要であるとされた。

「市町村の合併に関する研究会」

平成19年9月に有識者による「市町村の合併に関する研究会」を設置、平成20年6月にとりまとめられた『「平成の合併」の評価・検証・分析』においては、市町村合併の効果として、合併による住民サービスの維持・向上、合併による行財政基盤の強化、合併による広域的なまちづくり、合併による効率化が挙げられている。

「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」（座長：碓井光明 明治大学大学院法務研究科教授 平成19年度～平成20年度 15回開催）における地方公共団体の内部統制に関する意見・議論等を政策の課題等の把握に活用した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、本政策の評価の方向性についてご意見をいただき、評価に活用した。

イ「(2) 評価に使用した資料等」欄

- ・合併相談コーナー

<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

- ・地方行革の取組状況（概要）（平成20年10月31日）

http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/081031_2.pdf

- ・「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成20年10月31日）

http://www.soumu.go.jp/iken/081031_1.html

- ・情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果（平成20年8月1日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080801_1.html

- ・地方公共団体における行政手続条例（規則等）及び意見公募手続制度の制定状況（平成21年3月23日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000013165.pdf

- ・地方公営企業の経営の総点検の実施状況（平成 20 年 12 月 25 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081225_14.pdf
- ・地方公共団体定員管理調査結果（平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日）
http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/081031_2.pdf
- ・地方公務員給与の実態（平成 2 1 年 3 月 2 7 日）
<http://www.soumu.go.jp/iken/kyuyo.html>
- ・地方公共団体給与情報等公表システム
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/index.html

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治財政局財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 6 地方財源の確保と地方財政の健全化

（政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を図るとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

（政策の概要）

地方財政計画の策定

平成 21 年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を 1 兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「基本方針 2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講ずる。

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図る。

公債費負担の適正化の推進

昭和 62 年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村について、公債費負担の適正化を推進する。

地方公共団体財政健全化法の円滑な施行

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に成立し、平成 20 年 4 月から法律の一部が施行されたことに伴い、地方公共団体に対して財政指標の公表に係る助言を行うとともに、平成 21 年 4 月の本格施行へ向け、円滑な施行のための制度周知を行う。

(平成20年度予算額)

【一般会計】

15,613,609 百万円

(うち地方交付税 15,140,120 百万円、地方特例交付金 473,489 百万円)

【特別会計】

50,773,602 百万円

(うち地方交付税 15,406,082 百万円、地方特例交付金 473,489 百万円、
国債整理基金特別会計への繰入 34,188,395 百万円、その他 705,636 百万円)

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

地方財政は、197兆円あまりの借入金残高や社会保障関係費等の義務的経費の増加に加え、百年に一度と言われる世界の金融資本市場の危機による税収の大幅な減収により、財源不足が10.5兆円にのぼる極めて厳しい状況にある。

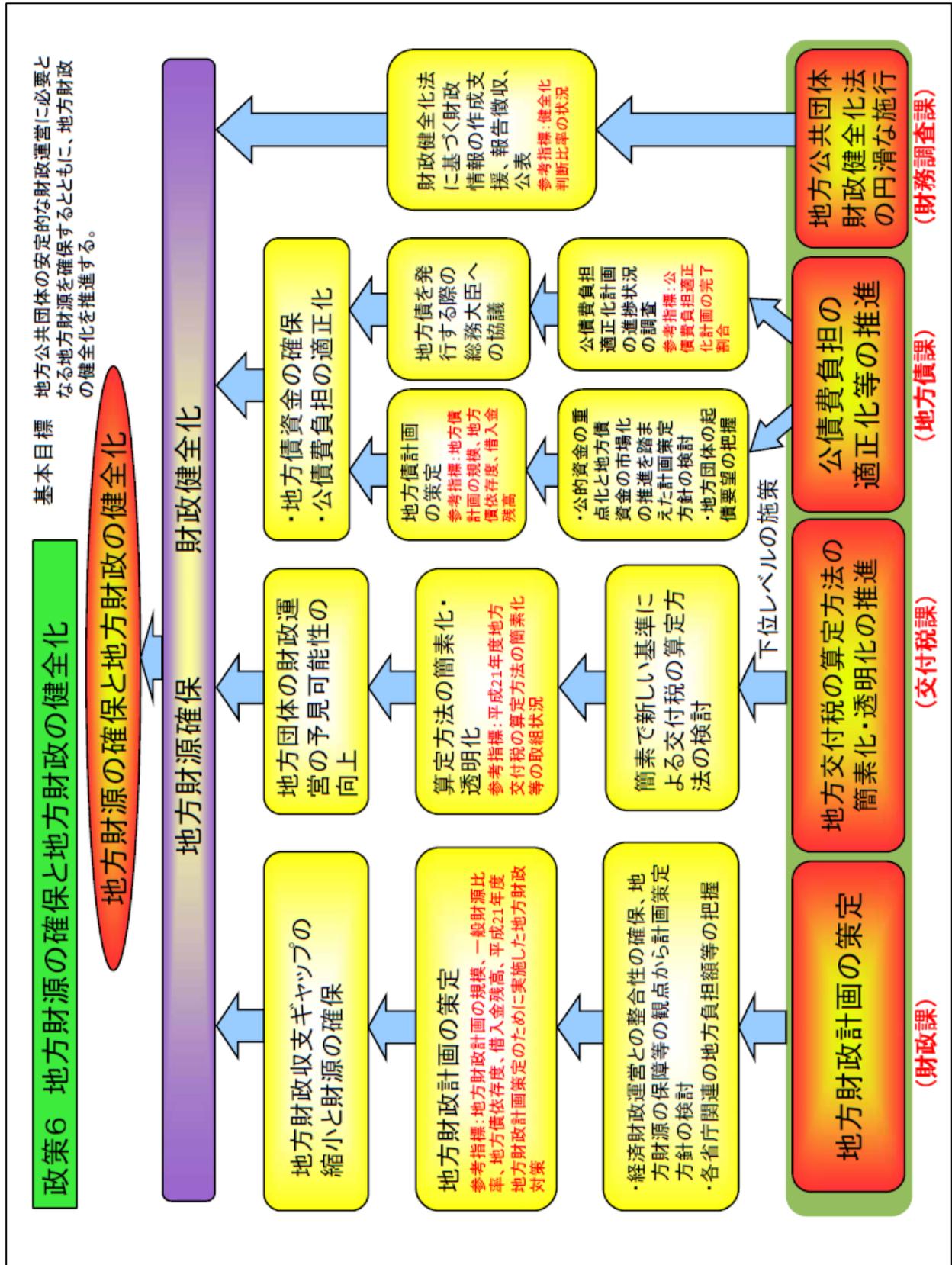
(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2008	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 2. 地域活性化 (1) 地方再生 【具体的手段】 (1) 地域活性化の支援 ・地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。 第4章 国民本位の行財政改革 1. 国民本位の行財政への転換 (1) 地方分権改革 【具体的手段】 (1) 地方分権改革の推進 「地方分権改革推進委員会」...中略...は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、

		<p>国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。…略…</p> <p>3．歳出・歳入一体改革の推進</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1．真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」、「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行う。</p> <p>2．重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。</p> <p>3．以上の歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など、規律ある財政運営を行う。 ・「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・2010年代半ばに向けた目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。 <p>なお、「基本方針 2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。</p>
--	--	---

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方財政計画の規模	地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源が確保されているか。	83兆1,261億円	83兆4,014億円	82兆5,557億円
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	68.1%	68.4%	65.3%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	11.6%	11.5%	14.3%
借入金残高	地方債残高は抑制されているか。	199兆円	197兆円	197兆円
地方債計画の規模	地方団体が行政改革の財政の健全化を推進しつつ、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、所要の地方債資金が確保されているか。	12兆5,108億円	12兆4,776億円	14兆1,844億円
平成21年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方財政収支の均衡を達成するため、財源対策が行われているか。	地方交付税を1兆円増額して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源を確保した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用し、財源不足を補てんした。		
平成21年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	交付税の予見可能性を高める観点から、交付税の算定方法の簡素化明確化が進められているか。	一部の費目において、事業費補正の廃止、態容補正・寒冷補正の地域振興費における一括適用等を行い、算定方法の簡素化・明確化に努めた。		

公債費負担適正化計画の完了割合	公債費負担適正化計画の完了を予定している団体について、予定通り目標を達成できているか。	平成20年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体については、全ての団体が目標を達成した。
健全化判断比率の状況	財政指標の作成・公表がなされているか、財政指標の状況はどうなっているか。	平成20年4月に地方公共団体財政健全化法の一部が施行され、平成19年度決算に基づいた財政指標の作成、公表を行った。 【健全化判断比率の状況】 1．実質赤字比率 早期健全化基準以上　　2 団体 2．連結実質赤字比率 早期健全化基準以上　　1 1 団体 3．実質公債費比率 早期健全化基準以上　　3 3 団体 4．将来負担比率 早期健全化基準以上　　5 団体

参考となる指標の進捗状況については、それぞれの表題の年度の次年度の内容を記載している。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

安定的な行財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。また、特に平成21年度地方財政対策においては、地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額し、地域の雇用創出に資する事業の実施等の財源を確保した。これにより、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。

また、地方交付税の算定方法の見直しについては、平成20年度において一部の費目について事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行うなど、算定方法の簡素化・透明化は着実に進展している。

さらに、平成20年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化は進展した。

また、平成20年4月に地方公共団体財政健全化法の財政指標の作成・公表に関する規定が一部施行された。これに基づき、全ての地方公共団体において財政指標の作成・公表が行われたところであり、財政指標の公表等を通じた財政の健全化への取組は進展している。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方公共団体の担う基本的な行政サービスを維持するため、また、地方分権改革の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

地方交付税については、地方交付税の予見可能性を高める観点から、算定方法の簡素化・明確化を図るため、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進める必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することにより、財政の健全化をより一層推進する必要がある。

(イ) 有効性

厳しい雇用情勢の中で、地域の雇用創出に資する事業の実施を推進するため、地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額するなどにより、平成21年度の地方交付税総額は1兆5千8億2千万円となり、前年度に比べ4,141億円の増となっている。

また、地方税などを合わせた一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。

これにより、地方財源の確保・保障がなされているため、地方財政計画の策定については有効性が認められる。

平成20年度においては、一部の費目において事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行った。これらの取組については、地方交付税の算定の簡素化や予見可能性を高めるためのものであるため、有効性が認められる。

公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。平成20年度においては、公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、財政指標の公表に関する規定が平成20年4月から施行された。これにより、全ての団体が平成19年度決算に基づく財政指標の公表等を行ったところであり、財政指標の適切な公開による財政の早期健全化に向けた取組が進展したため、有効性が認められる。

(ウ) 効率性

これまでに、地方交付税の算定方法については、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減したところである。また、平成20年度においては、一部の費目の事業費補正の廃止や急増補正の廃止等を行い、これらにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、地方交付税の算定の簡素化・透明化に向けた取組は一定の効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

平成22年度以降についても、安定的な行財政運営に必要な地方財源の確保を図りつつ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進していく。

また、地方交付税については、引き続き、財源保障機能や財源調整機能を適切に発揮することができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行っていく。

さらに、公債費負担適正化については、平成21年度以降も5市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。

また、平成21年4月から地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、平成20年度決算から財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられることとなったため、財政指標の作成・公表の支援等に加えて、上記計画の策定支援を通じて地方公共団体の財政の健全化を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方財政は、公債費が依然高水準であることなどから大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対処するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、所要の地方財源を確保していくことが必要。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>引き続き、地方財政計画の策定を通じて所要の地方財源を確保していく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>

<p>【下位レベルの施策名】 地方財政計画等の策定</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の企画立案 ・地方債の企画立案及び指導等 	<p>(制度)</p>	<p>地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しを検討する。</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>従前のおり</p>
<p>【課題】</p> <p>地方交付税については、今後とも引き続き財源保障機能や財源調整機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行うことが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付税制度の企画立案 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>平成20年度においては、一部の費目において事業費補正の廃止、急増補正の廃止等を行ったところであり、平成21年度においても、より一層の簡素化を図る。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>地方公共団体の財政運営の予見可能性の増大や、自主的な財政運営に資する方向での算定の簡素化を検討。</p>
<p>【課題】</p> <p>厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。</p> <p>そのため、平成21年度から本格施行される地方公共団体財政健全化法に基づく取組を進めることが必要。</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>平成20年度決算から財政指標が一定の水準以上の団体について計画策定の義務付け等が適用されることとなるため、財政健全化計画や財政再生計画の作成支援等を推進する。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>取組を継続</p>
	<p>(制度)</p>	<p>取組を継続</p>

<p>【下位レベルの施策名】 公債費負担の適正化の推進 地方公共団体財政健全化法の円滑な施行</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政の助言及び調査統計の整備運営 ・ 国民に対する地方財政の情報公開の推進・助言 	<p>(実施体制)</p>		<p>従前のおり</p>
--	---------------	--	--------------

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、本政策の評価の方向性に関し、意見をいただいた。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成21年地方財政の状況（地方財政白書）（平成21年3月17日）
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/21data/index.html
- ・ 平成21年度地方財政計画（平成21年1月27日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090127_4.html
- ・ 地方財政の借入金残高の状況（平成21年5月8日）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf
- ・ 平成21年度地方債計画（平成20年12月24日）
http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_21.html

平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室
企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評 価 年 月 平成 2 1 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 7 分権型社会を担う地方税制度の構築

（政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

具体的には、

- ・当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、
 - ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
- 等を目指す。

（政策の概要）

平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 2 1 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。

（平成 2 0 年度予算額）

一般会計 5 3 百万円
特別会計 7 0 2 , 7 0 0 百万円（うち事務費 5 百万円）

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

わが国経済は、国内的な構造改革の取組みや国際面での輸出の進展もあって息の長い景気回復を続けてきたが、金融資本市場の混乱などにより世界経済が一段と減速する中、すでに景気後退局面に入っている。わが国経済に対する下押し圧力は急速に高まっており、今後、景気の下局面が長期化・深刻化する恐れも指摘されている。また、こうした状況の下、大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用、都市と地方の間などでいわゆる格差のいっそうの拡大が懸念されている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 171 国会における麻生内閣 総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	<p>（景気対策・雇用対策）</p> <p>私は、「当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には、改革による経済成長」と、申し上げております。まず急がねばならないこと。それは、景気対策であります。</p> <p>世界が同時に、かつてない不況に入りつつあります。日本もまた、この世界不況から逃れることはできません。しかし、大胆な対策を打つことで、世界で最初にこの不況から脱出することを目指します。異常な経済には、異例な対応が必要です。</p> <p>第一次補正予算、第二次補正予算、そして平成 21 年度予算。これら三つを切れ目なく、言わば三段ロケットとして進めてまいります。経済対策の規模は、約七十五兆円となります。予算と減税額では、合計約十二兆円。国内総生産に比べて約二パーセントになります。諸外国の中でも最大規模の対策です。</p> <p>その際には、「生活者」「中小企業」「地方」の三つに重点を置きました。公共事業など従来型の景気対策ではなく、生活や雇用を守ることを目的とするものです。「生活防衛のための大胆な実行予算」。平成 21 年度予算を、こう呼びたいと存じます。</p> <p>定額給付金は、一人当たり一万二千元をお渡しいたします。子どもや高齢者には二万円。子ども二人の四大家族では、六万四千元にな</p>

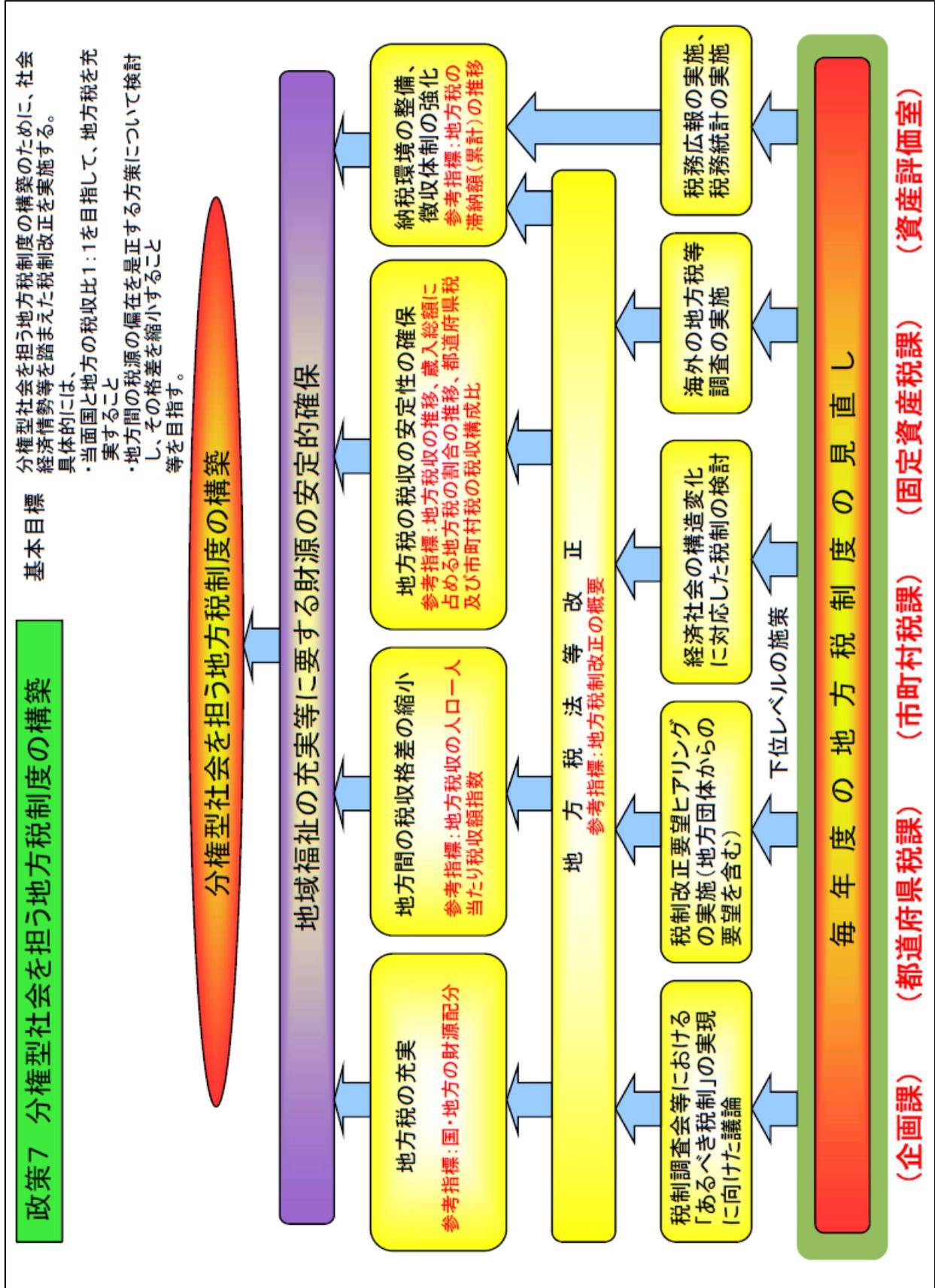
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ります。さらに、一兆円規模の減税を行います。住宅ローン減税については、控除可能額を過去最大となる六百万円に引き上げます。自己資金で省エネ改修やバリアフリー改修をしても、減税します。</p> <p>また、中小企業の法人軽減税率を、二年間、十八パーセントに引き下げます。従業員の雇用を守りつつ、後継者に経営が引き継がれた場合には、相続税や贈与税を猶予します。</p> <p>（責任ある財政運営）</p> <p>大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければなりません。また、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要です。そのために、社会保障と税財政に関する「中期プログラム」を閣議決定しました。経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。その実施時期は経済状況をよく見極めて判断しますが、私としては、2011年度に向けて景気が回復するよう、全力を尽くします。</p> <p>道路特定財源は、すべて一般財源化します。</p>
<p>持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」</p>	<p>平成20年12月24日（閣議決定）</p>	<p>・税制抜本改革の全体像</p> <p>(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。</p> <p>2．税制抜本改革の基本的方向性</p> <p>(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。</p> <p>．中期プログラムの準備と実行</p> <p>(2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～</p>	<p>平成20年6月27日 (閣議決定)</p>	<p>1．国民本位の行財政への転換</p> <p>(1) 地方分権改革の推進</p> <p>「地方分権改革推進委員会」(以下、「同委員会」という。)の「第1次勧告」27 を受けた「地方分権改革推進要綱(第1次)」28 に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方団体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。</p> <p>これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。</p> <p>2．道路特定財源の一般財源化</p> <p>「道路特定財源等に関する基本方針」34 に基づき、道路特定財源制度は平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す。</p> <p>4．税体系の抜本的な改革に向けて(税制改革の重点事項)</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成 16 年年</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>金改正法、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要があり、「進路と戦略」で示した「安心・持続のための 5 原則」⁴⁰ に沿って議論を進める。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのありべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p> <p>平成21年度税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 59.7：40.3	(決算) 56.7：43.3	調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税収の人口一人当たり 税収額指数 (最大/最少)	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税(清算後) 1.9倍 固定資産税 2.3倍	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	調査中
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	(決算額) 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	(決算額) 地方税計 40.3兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.3兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円	調査中
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	39.9%	44.2%	調査中
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.4% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.2% 軽油引取税 5.5%	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	その他 8.1% (市町村税：決算) 個人市町村民税 33.8% 法人市町村民税 14.0% 固定資産税 39.9% 都市計画税 5.6% その他 6.7%	調査中
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	19,245 億円	19,761 億円	調査中

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

平成 21 年度地方税制改正における個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。

しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方団体が提供するサービスは、国民生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きなばらつきが生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは避ける必要がある。

このため、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施及び徴収体制の強化等に取り組むことで、引き続き地方団体の財源の安定的確保を図る必要がある。

(イ) 有効性

地方団体を含む各種団体からの税制改正要望及び税制調査会等における議論を受け、平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、参考となる指標のうち、平成 19 年度決算における国と地方の税収比は 56.3:43.3 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 3.0 ポイント増加している。また、平成 19 年度決算における地方税収は 40.3 兆円となり、平成 18 年度に比べ 3.8 兆円増加していること、平成 19 年度の歳入総額に占める地方税の割合は 44.2%となり、平成 18 年度に比べ 4.3 ポイント増加していること等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について一定の有効性が認められる。

(ウ) 効率性

各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

なお、平成 21 年度税制改正にあたっては、非課税等特別措置について、各府省庁の政策評価も踏まえつつ、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 17 件、縮減・合理化 10 件、合計 27 件の整理合理化を行った。

この他、税務広報について、政府広報を活用するなど関係省庁と連携することにより媒体の多角的利用が可能となり、ひいては住民の認知度の向上が期待できることから効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

分権型社会を担う地方税制度構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

地方団体が提供するサービスは、国民生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きなばらつきが生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは避ける必要がある。

このため、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。

[地方税制の方向性]

地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体型の構築を進める。

[税制抜本改革の実施]

経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保について、これまでの地方税制の見直しにより一定の成果が見られるものの、抜本的な解決には至っていない状況にある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 毎年度の地方税制度の見直し</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制の企画・立案 ・ 地方税の資料の整備 ・ 地方税の広報 ・ 地方税の徴収事務助言等 	見直し・改善の方向性	地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいく。
	(予算要求)	現状維持。
	(制度)	社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえ、地方税制度の見直しを行うことを考えている。
	(実施体制)	平成 21 年度地方税制度改正を確実に執行する等のため、必要に応じて機構・定員要求を検討。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

税制調査会の「平成 21 年度の税制改正に関する答申（平成 20 年 11 月）」等の累次の答申等を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、この政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、本評価に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・平成 21 年度地方税制度改正について（平成 21 年 4 月 1 日）
<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2008/index.html>
- ・平成 21 年度与党税制改正大綱（平成 20 年 12 月 12 日）
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>
- ・各種統計指標

平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信国際戦略局技術政策課、通信規格課

評 価 年 月 平成 2 1 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 1 0 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

（政策の基本目標）

ユビキタスネット社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発および標準化を推進する。

（政策の概要）

我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するための I C T 研究開発・標準化戦略」(平成 2 0 年 6 月 2 7 日)に基づく取組を実施する。

（平成 2 0 年度予算額）

9 , 3 2 8 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

近年、我が国の国際競争力は大きく低下している。IMD（国際経営開発研究所）の調査によると、我が国の国際競争力は 1990 年前後には世界でトップクラスにあったものの、2008 年には 22 位まで後退している。I C T 産業に限っても例外ではなく、我が国企業の I C T 分野における世界市場でのシェアもここ数年低迷している。

一方で、経済成長の中で I C T 産業が果たす役割は大きく、我が国全体の国際競争力の強化にあたっては、I C T 分野の国際競争力を強化することが重要である。また、I C T の発展により、技術の高度化や新たな製品・サービスが登場し、少子高齢化社会による労働力人口の減少や地球環境問題、安心・安全な社会の構築など、様々な社会問題の解決にも寄与することも期待されている。

I C T 分野における製品・サービスを生み出す源泉は研究開発力であり、それらのグローバル展開にあたっては国際標準化及び知的財産の確保が極めて重要である。以上を踏まえると、我が国の国際競争力を確保する観点から、また我が国が直面する様々な社会問題を解決する観点から、

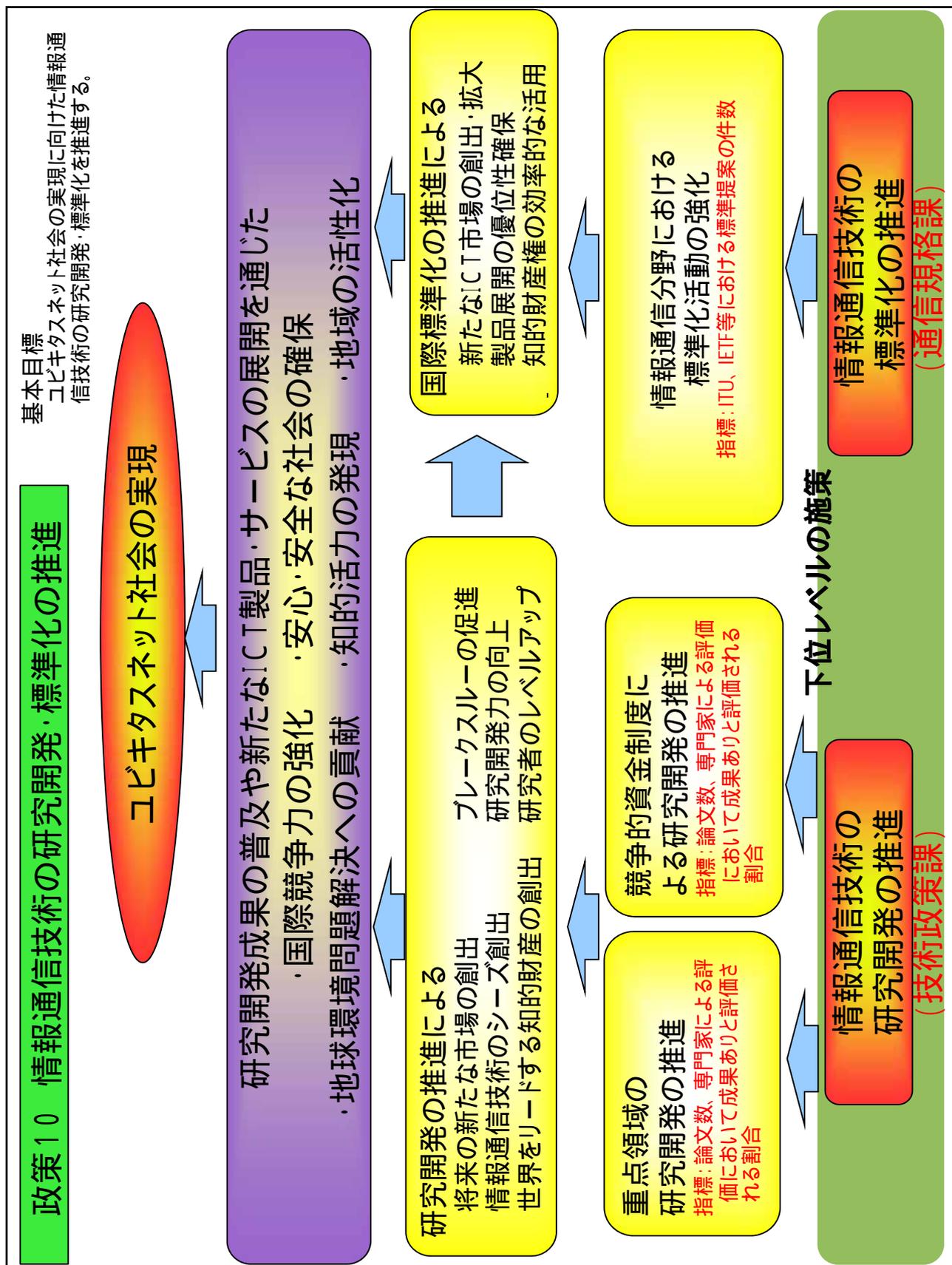
ユビキタスネット社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発の推進と、国際標準化活動の推進が極めて重要であり、研究開発・標準化への戦略的取り組みの強化が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	今後二、三年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も、策定します。
重点計画 - 2008 (IT戦略本部)	平成 20 年 8 月 20 日	中長期的な視点に立脚したIT分野の研究開発を戦略的、重点的に推進する。また、研究体制・評価制度の整備、研究成果の活用促進等を通じ競争的で技術革新を絶えず生み出す研究開発環境を構築することに取り組む。
IT政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 分野における研究開発・標準化・知的財産戦略の一体的推進 ・ 我が国の国際標準化活動の強化

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
論文数	1課題あたり1件以上	20年度 (単年度)	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。	998件 (161課題)	1013件 (161課題)	1191件 (167課題)
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	20年度 (単年度)	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	99%	100%	99%
ITU、IETF等における標準提案の件数	20件	20年度 (単年度)	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。	64件	90件	71件

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

専門家による評価の結果、平成20年度に実施された研究開発課題の99%について「成果あり」との結果が得られており、目標(90%以上)を達成している。なお、平成20年度においては、重点的研究資金制度(総務省が重点的に実施すべきとして設定した研究開発課題に対する委託先公募型の研究開発)および競争的研究資金制度(総務省が設定した特定の領域や目的に対する課題公募型の研究開発)により167件の研究開発事業が、総額約93億円の予算により実施され、論文数が1191件、特許申請数が国内外を合わせ200件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。

また、「戦略的情報通信研究開発推進制度(国際技術獲得型研究開発)」(総務省の競争的研究資金制度のうち、特に国際標準となる可能性の高い技術など将来的に国際市場の開拓が見込める技術の研究開発を推進する制度)等の実施によって、ITU、IETF等への標準提案が71件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。

以上のとおり、本政策について指標の達成状況を見ると、平成20年度に目標年度を迎えた全て

の指標において目標を達成していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

限られた研究開発予算の中で、我が国の国際競争力強化や経済の活性化等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。この中でも情報通信分野は、経済成長の牽引役として期待されるなど非常に重要な位置付けにあり、我が国としては継続的に研究開発に取り組む必要がある。特に、リスクの高い基礎的な研究開発や、個別の民間企業では実施が困難な大規模な研究開発等を政府が積極的に推進することにより、我が国の情報通信技術の発展及び国際競争力の向上を図ることが一層重要となっている。また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。

(イ) 有効性

平成 20 年度は、総務省「ICT 国際競争力懇談会」の提言等に基づき、我が国の国際競争力の強化等に資する研究開発課題を重点的に推進することとし、「ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発」等を開始した。また、国際競争力を中長期的に強化する観点から、主に研究開発、標準化に関する具体的推進方策を検討し、「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」(平成 20 年 6 月 27 日情報通信審議会答申)としてとりまとめ、研究開発・標準化をより戦略的に推進することとした。このように社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、研究開発の実施に当たっては外部の専門家等による適正かつ公平な評価を経て競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つよう配慮しており、例えば戦略的情報通信研究開発推進制度ではピアレビュー(同僚評価)と総合評価の 2 段階で採択に当たっての評価を行うなど、的確な制度運用が行われている。これらの取り組みの結果、論文数等の指標においてあらかじめ設定した目標値を上回る研究開発成果が表れており、外部専門家からも成果ありと評価されている。

また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。

(ウ) 効率性

平成 20 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、本制度の個々のプログラムや研究分野での研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。

また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続きを活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案を行う場合に比べ、他国と連携した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、日中韓で共同提案を作成するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行っている。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性 (総括)

情報通信分野の研究開発・標準化の推進にあたっては、「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」に基づき一体的に取り組んでいる。今後も引き続き本戦略に基づき、研究開発については、研究開発課題の重点化を図るとともに、研究開発戦略において明確化された研究開発目標に向けて、研究開発を推進する。特に、我が国の国際競争力を強化する観点から、研究開発成果が速やかに国内外へのサービス・製品展開につながるような中長期的な技術開発力を強化することに重点を置く。標準化については、標準化活動に携わる若手人材の育成等の支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 我が国の国際競争力低下という現状を踏まえ、国際競争力の強化・維持にも資するよう研究開発に取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・戦略的情報通信研究開発推進制度 ・ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発 ・高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発</p>	見直し・改善の方向性	我が国の国際競争力強化に資する研究開発課題を一層重点的に推進する。
	(予算要求)	将来の新たな市場や世界をリードする知的財産の創出を目指した、我が国の国際競争力の向上に資する研究開発課題を中心に重点化を図る。
	(制度)	開発成果を活用した製品、サービスの国際的な普及展開を見据え、研究開発段階からの国際連携を意識した研究開発制度の創設を検討する。
(実施体制)	現状の体制で引き続き実施する。	

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】</p> <p>我が国が直面する社会問題解決へのICTの貢献が期待されており、少子高齢化問題や安心・安全な社会の実現、地球環境問題の解決等にも資する技術の研究開発が求められている。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業 ・消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発 ・高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発 	見直し・改善の方向性	社会問題解決への貢献を意識した研究開発施策の企画・立案及びその推進を行う。
	(予算要求)	社会情勢を踏まえた研究開発課題の設定等を行う。
	(制度)	政策目標に合わせ、重点的研究資金制度と競争的研究資金制度それぞれによる研究開発を引き続き実施する。
	(実施体制)	-
<p>【課題】</p> <p>研究開発施策の実施において、限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるとともに、成果等の国民への説明責任を果たすことが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>情報通信技術の研究開発の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発推進体制の整備 	見直し・改善の方向性	引き続き外部評価も活用した研究開発の効率的・効果的な推進を行うとともに、研究開発評価自体の効率的な実施にも留意する。また、終了済みの研究開発課題に対する追跡評価や積極的な成果展開の推進を行う。
	(予算要求)	引き続き、研究開発評価に必要な予算要求を行う。
	(制度)	研究開発評価の実施体制について引き続き調査・検討を行う。
	(実施体制)	研究開発終了後の追跡評価を行う体制を整備し、積極的な成果展開と施策の実施結果のフォローアップを図る。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 現下の経済悪化に伴い、企業等が標準化活動に充てられるリソースが減少傾向にある。	見直し・改善の方向性	標準化活動に携わる人材の育成等の支援策を通じ、より一層戦略的に取り組むこととする。
【下位レベルの施策名】 情報通信技術の標準化の推進	（予算要求）	今後の予算要求において、標準化活動に携わる人材の育成等の支援策を中心に拡充を図る。
【主な事務事業】 ・情報通信分野における標準化活動の強化等	（制度）	-
	（実施体制）	現状の体制で引き続き実施する。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 情報通信技術の研究開発の推進

情報通信技術の研究開発の評価に関する会合

本会合及びその下に設けられた評価検討会において、本省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の継続評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

戦略的情報通信研究開発推進制度における評価委員会

本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

イ 情報通信技術の標準化の推進

情報通信分野における標準の形成状況

「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会審議状況報告（平成 20 年 3 月 5 日）」、「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-R 部会審議状況報告（平成 20 年 1 月 7 日）」、「戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料」等を標準の形成状況の把握に活用した。

ウ 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）

本政策について、課題と評価の方向性等に関しご議論いただいた。

（2）評価に使用した資料等

ICT国際競争力懇談会最終取りまとめ（平成19年4月23日 総務省）

（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070423_1_1.pdf）

我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略

（平成20年6月27日 情報通信審議会答申）

（http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080425_8_bs1.pdf）

平成20年度 情報通信白書

（<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/>）

ICTビジョン懇談会 中間取りまとめ（平成21年4月20日）

（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000010.html）

ICT国際競争力強化プログラム ver.2.0（平成20年7月29日）

（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080729_8.html）

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局地域通信振興課、放送政策課、
地方情報化推進室、高度通信網振興課、電波政策課
放送技術課、地上放送課、衛星放送課、地域放送課
評 価 年 月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策12 ユビキタスネットワークの整備

（政策の基本目標）

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

（政策の概要）

2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の促進等の取組を実施する。

また、2011年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向け、国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、外国人向け映像国際放送等の充実を図る。

（平成20年度予算額）

13,964百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

「IT新改革戦略」（2006年1月 IT戦略本部決定）等における「2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する」との目標達成に向けて、平成19年10月からデジタル・ディバイド解消戦略会議を開催し、同会議において取りまとめられた報告書を踏まえ、平成20年6月に「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定した。なお、2008年9月末時点で、全国におけるブロードバンドサービスの世帯カバー率の推計値は98.6%となっており、全体として整備が進んでいるものの、目標達成に向けその一層の推進が求められている。

地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、2001年の電波法改正等により導入が決定され、これまで関係府省、地方公共団体、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者との連携の下、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の諸課題に取り組んできたところである。今般、2011年7月の期限まで残りわずかとなり、国民に円滑にデジタル放送に移行していただくようさらに徹底した取組

を行う必要があり、平成21年5月25日の情報通信審議会の第6次中間答申においても、さらなる対策の強化が提言されたところである。

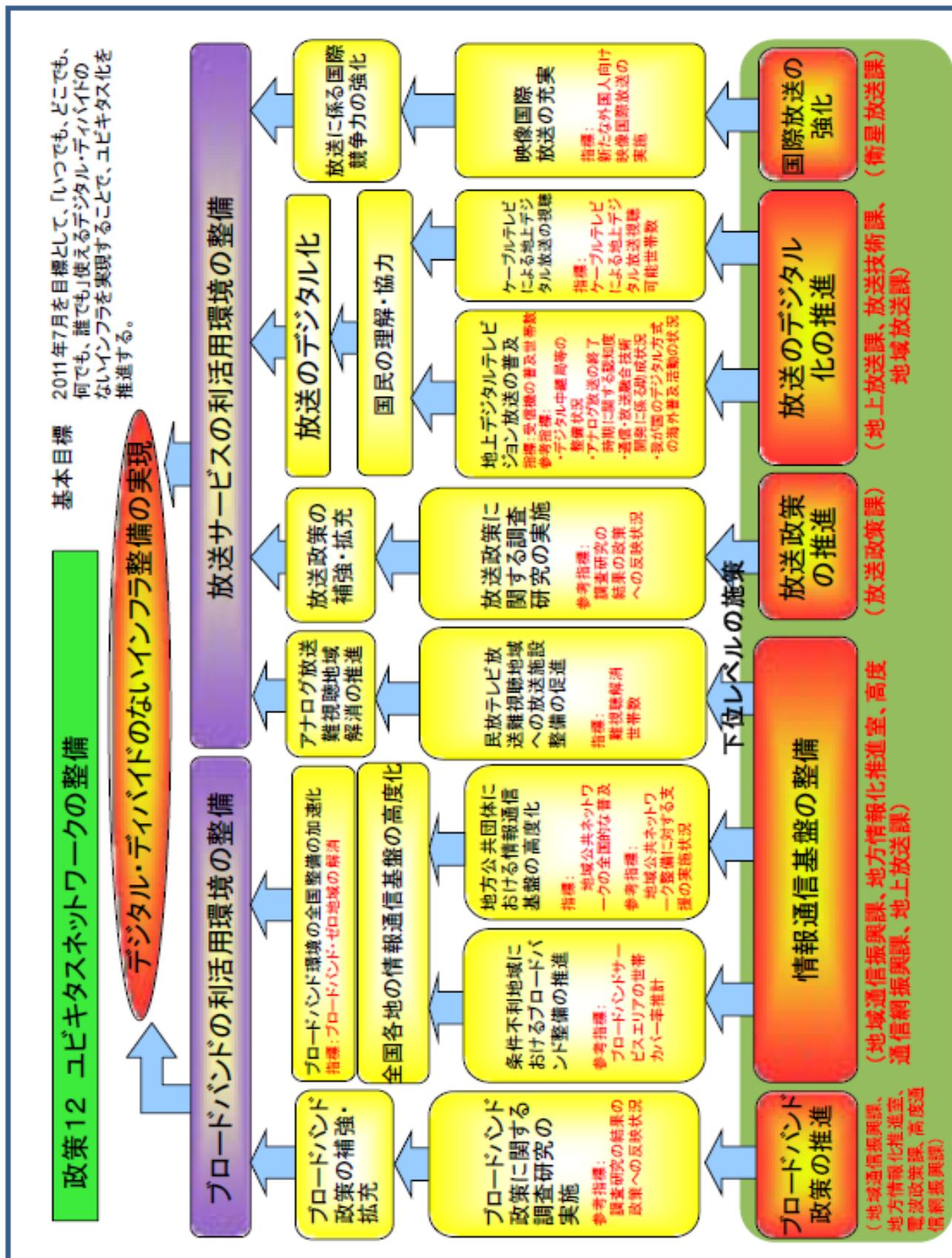
また、近年の欧米等における国際的な映像情報発信の活発化等を踏まえ、我が国の映像による国際放送についても対外情報発信力の強化が求められており、通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）における「新たな外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する」旨の提言を踏まえ、平成19年に放送法の一部を改正し、「外国人向け」の映像国際放送に関する制度整備を行ったところである。

（2）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会における福田内閣 総理大臣施策方針演説	平成20年1月 18日	地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。
IT 新改革戦略	平成18年1月 19日 IT戦略本部決定	2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。
第159回国会における小泉内閣 総理大臣施政方針演説	平成16年1月 19日	家庭のIT基盤整備につながる地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、暮らしの中でITを実感できる社会を実現いたします。
第166回国会における安倍内閣 総理大臣施政方針演説	平成19年1月 26日	（略）ICT産業の国際競争力を強化するとともに、（略）、アニメ、音楽、日本食など、日本の良さ、日本らしさにあふれる分野の競争力を強化し、世界に向けて発信する、「日本文化産業戦略」の策定も含め、ヒト、モノ、カネ、文化、情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋となつてともに成長していく、「アジア・ゲートウェイ構想」を、5月までに取りまとめます。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率推計により本施策の進行管理を行うもの。	平成20年9月末時点で、ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率の推計値は98.6%となっており、全体としては整備が進んでいるものの、採算性が見込めないいわゆる条件不利地域等にあっては、民間事業者のみによる整備が困難な状況にある。そこで、民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を引き続き講じるとともに、国庫補助により、情報通信基盤を整備する条件不利地域における市町村等に対する支援等を行っているところ。		
難視聴解消世帯数	500世帯	20年度 (単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	202世帯	164世帯	67世帯 (13%)
地域公共ネットワークの全国的な普及	地域公共ネットワークの全国的な普及	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地域公共ネットワークの整備を行う地方公共団体等に対し、その経費を補助しているところ。		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地上デジタル テレビジョン 放送受信機の 普及世帯数 (注)	全 世 帯 (5,000万 世帯)への 普及(世帯 普 及 率 100%)	23年度	「IT新改革戦略 (H18.1.19)等におい て、2011年7月までに地 上デジタルテレビ放送 への全面移行を実現す るとされている。よっ て、2011年度までに全 世帯に地上デジタルテ レビジョン放送受信機 が普及することを目標 とするものである。	27.8% (約 1,400万 世帯相当)	43.7% (約 2,200万 世帯相当)	60.7% (約 3,035万 世帯相当)
ケーブルテレ ビによる地上 デジタル放送 視聴可能世帯 数	約 2,300 万世帯	22年度	国民が広くデジタル 放送を享受するため は、ケーブルテレビの デジタル化対応が不可 欠であり、その進捗状 況の目標値は、「重点計 画-2007」(H19.7.26) において、ケーブルテ レビについては、2010 年までにすべてデジタ ル化されることを目指 すこととされている。	約 1,870 万世帯	約 2,120 万世帯	約 2,250 万世帯
映像国際放送 の充実	新たな外 国人向け 映像国際 放送の開 始	20年度	我が国の対外情報発 信力を強化するため、 特に、映像国際放送の 充実を図ることとして おり、新たな外国人向 け映像国際放送の開始 時期を目標に設定し、 進行管理を行うことと する。		外国人向 け映像国 際放送に 関する制 度整備に 係る放送 法等の一 部を改正 する法律 案を国会 に提出	平成 21 年 2月2日新 たな外国 人向け映 像国際放 送を開始

(注) 実績値は地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査(平成16年度より毎年3月に実施)結果より

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が着実に推移しているか。	95.2% （18年度末）	98.3% （19年度末）	98.6% （20年9月末時点）
地域公共ネットワーク整備に対する支援の実施状況	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業への支援が着実に推移しているか。	33事業	15事業	19事業 （20年12月末時点）
（ブロードバンド政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	地域におけるブロードバンド化を促進するために、ブロードバンド基盤の整備、利活用の促進及び人材の育成等に関する検討が総合的に行われ、着実に政策に反映されているか。	「デジタル・ディバイド解消戦略」（平成20年6月）において、ブロードバンドの具体的な対象として3.5世代携帯電話やWiMAX等のワイヤレスブロードバンド、衛星を加えることとなったことを踏まえ、それらの整備状況の把握の方法等の調査検討などを行ない、ブロードバンド・サービスのサービスエリアの世帯カバー率（推計）の計測方法に反映させた。		
（放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	国民視聴者の利便性の向上や放送の健全な発達に資するため、デジタル化し、多様化した放送インフラの高度な利活用や調査研究の成果が着実に政策に反映されているか。	「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえ、移動受信地上放送の早期実現のための制度整備に係る電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成21年通常国会に提出した。		
デジタル中継局等の整備状況	アナログエリアの100%カバーを目的として推進しているデジタル中継局整備が順調に進捗しているか。	85%	93%	97%

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
アナログ放送の終了時期に関する認知度 (注)	地上デジタルテレビジョン放送の円滑な普及の前提となる国民における理解醸成が順調に進捗しているか。	60.4%	64.7%	89.6%
通信・放送融合技術開発に係る助成状況	地上デジタル放送のサービスの多様化等に資するための、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付実績はどうか。	申請：13件 採択：8件	申請：13件 採択：8件	申請：15件 採択：3件
我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	我が国のデジタル放送方式の海外における採用を目指した活動が適切に実施されているか。	デジタル放送に関心を寄せている南米諸国（チリ、ベネズエラ、エクアドル、アルゼンチン、ペルー等）において、我が国の方式を既に採用しているブラジルと協力しながらセミナーやデモンストレーションを実施。また、アジアではフィリピンに対して同様の働きかけを実施。なお、ペルーにおいては平成21年4月24日に我が国の方式を採用することが決定された。		

(注) 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（平成16年度より毎年3月に実施）結果より

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

平成20年度は、平成19年度から引き続き、国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。放送政策の推進については、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえ、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成21年通常国会に提出するなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況（直接受信が可能なエリア）、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器の普及世帯数は約3,035万世帯相当と、当初の目標（3,100万世帯）に近い水準まで普及が進みつつある状況である。映像国際放送の充実についても、本年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果をあげているものと認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域ICT基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域ICTの基盤整備、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的観点から統一的に実施することが、地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。

なお、本施策は、IT新改革戦略及び重点計画 - 2008の推進の一環として実施される施策であり、国の責務において行われる必要がある。

放送のデジタル化については、放送サービスの充実・多様化や周波数の有効利用、国際競争力の強化につながる等の効果が期待されるものであり、2011年7月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。国際放送については、平成20年度に新たな外国人向け映像国際放送が開始されたところであるが、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。

(イ) 有効性

ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が平成20年9月末時点では98.6%となっている等、着実に進捗していることから、有効性が認められる。

地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況（直接受信が可能なエリア）が97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が89.6%に達し、また、デジタル対応受信機器の普及世帯数は約3,035万世帯と、当初の目標（3,100万世帯）に近い水準まで進みつつある状況である。さらに、我が国のデジタル放送方式の海外普及活動に関しては、平成21年4月24日にペルーにおいて我が国の方式が採用されている。以上の指標等の状況から、本政策は有効性があると認められる。

(ウ) 効率性

ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、個々の地域におけるブロードバンドの具体的な整備について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。

なお、アナログ放送の難視聴解消事業については、平成20年度で終了した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けて、残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、着実に民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等の不採算地域において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。

2011年7月までの残されたわずかな期間で、アナログ放送を視聴されている国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。

国際放送の強化については、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送が開始されたところであり、引き続き、受信環境の整備を図る等、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】民間事業者の参入の期待できない地域における情報格差解消のため、引き続き情報通信基盤整備への支援が必要</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備 ・ブロードバンド政策の推進 <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報通信基盤整備推進交付金事業 ・情報通信格差是正事業 	見直し・改善の方向性	ブロードバンド整備率については、平成20年9月末時点で98.6%であり、民間事業者の参入の期待できない地域における情報通信基盤整備については、情報格差(デジタル・ディバイド)が依然としてあるため、その解消のために施策を推進していく。
	(予算要求)	情報通信基盤の高度化に向けて、引き続き予算要求を行う。
	(制度)	引き続き、光ファイバを敷設する事業者への法人税の特別償却(国税)、固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)等を行っていく。
	(実施体制)	継続

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 デジタル時代における放送制度については、様々な検討課題が存在するため、引き続き必要な調査・分析を行っていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 放送政策の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・デジタル時代における放送政策に関する調査研究</p>	見直し・改善の方向性	放送政策の推進については、施策に着実に反映されていると考えられるところ、通信・放送の総合的な法体系の見直しや放送の完全デジタル化等の政策動向を見据えて、引き続き実施していく必要がある。
	(予算要求)	政策動向を踏まえつつ、引き続き予算要求を行う。
	(制度)	-
	(実施体制)	
<p>【課題】 地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、2011年7月までの残されたわずかな期間で、アナログ放送を視聴されている国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 放送のデジタル化の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・受信障害防止対策 ・国際普及型デジタル放送方式の開発</p>	見直し・改善の方向性	国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく。
	(予算要求)	課題を踏まえ、必要な予算要求を行う。
	(制度)	
	(実施体制)	今後、地上デジタル放送への完全移行に向けた各種対策を着実に実行するための体制の強化を図る必要がある。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 国際放送の強化に関しては、 対外情報発信機能の確保等 の観点から引き続き充実を 図っていく必要がある。 【下位レベルの施策名】 国際放送の強化 【主な事務事業】 ・ 国際放送の実施	見直し・改善の方 向性	国際放送の強化については、実施状況等を参考に しつつ、引き続き、受信環境の整備を図る等、対 外情報発信力の強化に向けた取組を行っていくこ ととする。
	(予算要求)	引き続き、必要な予算要求を行う。
	(制度)	
	(実施体制)	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

IT戦略本部においてとりまとめられた「IT新改革戦略(平成18年1月)」について、政策の必要性及び課題等を把握することに活用した。

「定住自立圏構想研究会(座長 佐々木毅 学習院大学教授)」においてとりまとめられた「定住自立圏構想研究会報告書(平成20年5月)」中の「定住自立圏とICT」部分について、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

「遠隔医療懇談会(座長 金子郁容 慶應義塾大学教授)」においてとりまとめた「中間とりまとめ(平成20年7月31日)」により、ICTを活用した遠隔医療の今後の課題等について、これまでの議論の中間的整理が行われ、地域の情報化の課題と取組の方向性の把握に活用した。

ICTビジョン懇談会においてとりまとめられた「中間とりまとめ(平成21年4月20日)」を今後の課題と取組の方向性の把握に活用し、政策の評価に活用した。

また、「総務省の政策評価に関する有識者会議」(平成21年5月27日)における委員からの国際放送の強化に関する指摘を受け、評価書の内容に反映した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ IT新改革戦略(平成18年1月19日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- ・ 重点計画2008(平成20年8月20日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- ・ デジタル・デバイド解消戦略(平成20年6月24日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_3.html
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_4.html
- ・ ICTビジョン懇談会中間取りまとめ(平成21年4月20日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000010.html

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信国際戦略局 国際政策課

国際機関室 国際経済課 多国間経済室 国際協力課

情報通信政策課

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進

（政策の基本目標）

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

（政策の概要）

政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。

（平成 20 年度予算額）

2,042 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

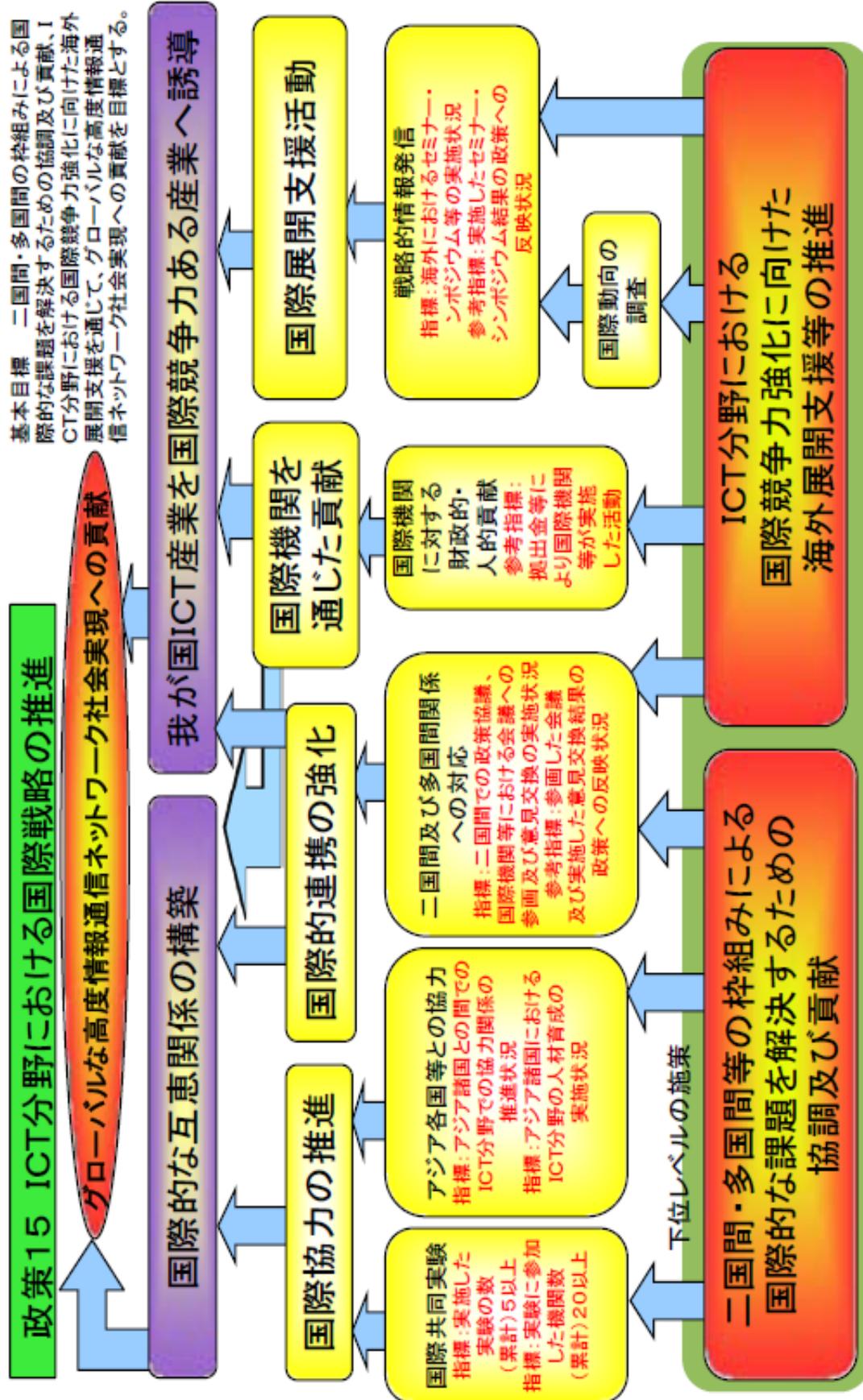
ICT は我が国の経済成長、雇用創出及び生活の質の向上等の社会経済発展を支える基盤であるとともに、国際的な相互依存関係の深まりを支える不可欠な基盤である。しかしながら、我が国の ICT 産業は、世界最高水準の技術、サービスを有していながら、その独自性のため世界市場におけるシェアはむしろ低下している状況にある。世界的な経済危機にある今日において、経済成長への寄与率の高い ICT 産業の発展の重要性が高まっており、そのためにも、海外展開支援や国際貢献・協調による国際的互惠関係の構築により、我が国 ICT 産業の国際競争力強化を図ることがますます必要となっている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
I T 新改革戦略 政策パッケージ	平成 1 9 年 4 月 5 日	3 . (1) イ (ウ) I C T 産業の国際競争力強化等
重点計画 - 2 0 0 7 (I T 戦略本部)	平成 1 9 年 7 月 2 6 日	1 . 3 I C T 産業の国際競争力強化等 3 . 1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 3 . 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「 I C T 成長力強化プラン」 (平成 20 年 5 月 23 日) に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011 年までに経済社会・地域と I C T の融合を目指す。
I T 政策ロードマップ	平成 2 0 年 6 月 1 1 日	3 「つながり力」発揮による経済成長の実現
重点計画 - 2 0 0 8 (I T 戦略本部)	平成 2 0 年 8 月 2 0 日	3 . 3 . 1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3 . 3 . 2 課題解決モデルの提供による国際貢献

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



※国際政策課、国際機関室、国際経済課、多国間経済課、国際協力課

(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	20年度 (単年度)	国際会議への参画及び意見交換が、ICT分野における国際的な課題解決や相互理解の深化など国際連携の強化等に資するものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ITU全権委員会議に副大臣が出席 ASEM ICT閣僚会合に大臣政務官が出席 ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 アジア太平洋地域への協力について基調講演 ギリシャにおいて開催されたインターネットガバナンスフォーラムに参加、公共政策課題等について基調講演 仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席した他、EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催等 	<ul style="list-style-type: none"> 経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 今後ITUにおいて標準化活動の本格化が見込まれる次世代移動通信システムについて、研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議を通じて、ICT分野の国際的課題について意見交換。さらに、気候変動等の地球規模での問題等に対するICTの貢献について各国と課題を共有 米・中・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決 インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信等 	<ul style="list-style-type: none"> 10年ぶりに開催された、OECD・ICCP(情報・コンピュータ・通信政策委員会)閣僚会合に総務大臣が出席し、ソウル宣言を採択。 ASEAN情報通信閣僚会合に総務大臣が出席 APEC電気通信情報産業担当大臣会合に総務副大臣が出席 ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、テレコムアジア、WTSA等への参加 経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が再選 米・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決 インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度 (単年度)	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として個別の相手国との協力関係が構築できているか。	累計12カ国 (ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進)	累計13カ国 (フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、インド、中国、韓国と政策協議、会談等を実施することにより協力関係を推進)	累計13カ国 (インドネシア、シンガポール、フィリピン、韓国、中国、カンボジア、インド、タイ、モンゴルと協力関係を推進)
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として人材育成が行われているか。	594人 ・アジア、アフリカ、中南米諸国を重点的に、ネットワーク技術、デジタル放送等に関する研修を実施。	653人 ・アジア太平洋地域を中心にデジタル放送、次世代ネットワーク、防災等に関する研修を実施。 (累計3647人)	511人 ・アジア太平洋地域を中心に次世代ネットワーク、モバイル通信等に関する研修を実施。 (累計4158人)

海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	20年度 (単年度)	セミナー・シンポジウム等がICT分野における我が国の国際競争力強化を目的として効果的に実施されているか。	-	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	国際共同実験を通じて、日本とアジア諸国との間でどれだけ国際協力が進んでいるのか。	-	・遠隔教育システム(2実験) 超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加	・20年度より、環境コンテンツ流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は実験数が7、参加した機関は27となった。

「参考となる指標その他の参考となる指標」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
参加した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	国際会議及び意見交換の結果が政策に適切に反映されているか。	-	・政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映	・引き続き、政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映
国際機関に対する拠出金等により国際機関が実施した活動	我が国からの拠出金により、国際機関においてどのような活動が可能となったか。	-	-	・アジア・太平洋地域及びアラブ地域の標準化政策に携わる政府関係者等を対象とした総務省ITU標準化格差是正に関する研修を実施 ・アジア・太平洋地域におけるICTの発展に対応できる人材の不足を解消するための研修を14件、研究者・技術者交流プロジェクトを7件、また、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクトを4件実施。
実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況	セミナー・シンポジウムの結果が政策に適切に反映されているか。	-	・我が国ICT産業のより一層の国際展開支援として、海外セミナーに加えて、日本国内への関係者招へい、現地におけるマスタープランの策定等、施策を総合的に展開することとした。	・我が国ICT産業のより一層の国際展開支援として、海外セミナーに加えて、日本国内への関係者招へい、現地におけるマスタープランの策定等、施策を総合的に展開することとしており、特に地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等においてセミナーを開催するとともに、総務副大臣等が採用・普及の働きかけを実施

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

本政策について指標の達成状況を見ると、平成20年度に目標年度を迎えた全ての指標において

目標を達成し、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

海外への情報発信及びセミナー・シンポジウムの開催を戦略的に取り進めることにより、重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク、ワイヤレス）における我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。また、二国間及び多国間協議等への積極的な参加を行うことにより、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしている。

（２）基本目標等の達成状況の分析

（ア）必要性

二国間・多国間の政策協議については、我が国ICTの発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、ITU（国際電気通信連合）、APT（アジア太平洋電気通信共同体）などの国際機関において、ICT分野における課題解決に向けた取り組みが国際規模で進められていることから、我が国の国際的なプレゼンス確保のためにも、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。

また、戦略的な海外への情報発信を官民の連携により行うセミナー・シンポジウム等の開催については、ICT分野における国際展開支援のため、必要性がある。

（イ）有効性

二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換を実施することにより、国際的な連携・協力を進めることで、我が国の円滑な国際関係の構築につながるとともに、国際機関において重要なポストに我が国の出身者が就任するなど、我が国のプレゼンス向上も実現している。また、ICT分野での各種国際協力施策を進めることで、我が国ICTへの理解が深まり、ICT分野の国際展開支援につながり、例えば、地上デジタル放送日本方式をペルーが採用（平成21年4月）するなどの成果があがっており、有効性が認められる。

（ウ）効率性

ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修や国際共同実験などのプロジェクトも実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。また、ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。

（エ）その他

ICTは我が国経済の成長力・競争力の主要な源となっており、現下の経済危機の中であって、この分野の国際競争力の強化を図ることは、我が国が経済危機から脱却し、さらには将来的な経済成長につなげる大きな原動力となるところ、我が国のICT発展のためには、円滑な国際関係の構築、国際展開支援は緊急に取り組む必要がある。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性 (総括)

二国間協議については、先進国との間でこれまでに多くの課題解決及び情報共有を実現していることから、今後、ICT国際展開支援のための重点取り組み地域の策定等を踏まえ、実施相手国及び開催頻度について見直しを行う。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっているところ、アジア地域以外にも、ICT国際展開上必要性の認められる中南米地域などの国についても重点対象とし、着実な成果の実現を図る。なお、国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験については、国際協調の実現に一定の成果が得られたため、平成20年度をもって終了する。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 先進国との二国間協議については、これまでに一定の成果を多く残しており、今後の実施にあたっては、我が国ICT産業国際展開を戦略的に執り進めるためのセミナー・シンポジウム開催との関連も考慮した上で、より効率性を高める観点から、協議相手国を改めて検討すべき。国際機関等を通じた多国間関係における取り組みについては、引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための強調及び貢献に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/ICCP閣僚会合への対応 ・情報通信分野における海外との人材交流の促進 ・国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>二国間協議について、実施相手国の選定法を見直しつつ、我が国ICT企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。</p>
	<p>(予算要求)</p>	<p>我が国と諸外国及び国際機関とのICT分野に関する課題解決に向けた協調及び貢献が推進できるように、国際会議等への参画等に必要な予算を確保する。</p> <p>また、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、アジア各国との協力関係構築に一定の成果が得られたため、平成20年度をもって終了する。</p>
	<p>(制度)</p>	<p>-</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>特に二国間協議について、活用方法・対象地域の再検討及び拡充が必要となるところ、現在の事務体制では実施が困難であるところ、体制の拡充を図っていく。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野）における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外に対する情報発信活動の展開 ・海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施 	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>指標等の進捗状況等を検討した結果、海外に対する情報発信を強化するとともに、重点地域を指定した活動や途上国向けのモデル事業推進等、施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>
	<p>（予算要求）</p>	<p>今後、我が国ICT産業の国際競争力強化に向けて、重点3分野についてより効率的な展開支援を図るための新規プロジェクトの実施等の支援に係る予算要求を行う。</p>
	<p>（制度）</p>	<p>-</p>
	<p>（実施体制）</p>	<p>新規プロジェクト立ち上げ等によるより一層の国際展開支援活動推進が必要なところ、現在の実施体制では業務の遂行が困難であるため、体制の拡充を図っていく。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験にかかる評価会

国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、上記評価会において中間評価（平成20年11月）及び年度末評価（平成21年3月）を実施し、施策の実施手段等に関する意見を伺ったところ、「国際競争力を意識した成果展開が重要」等の意見があり、その結果を評価書とりまとめの参考とした。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）

本政策について、課題と評価の方向性等に関しご議論いただいた。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ ICT改革促進プログラム（平成19年4月20日）
http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf
- ・ ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html
- ・ ICT国際競争力強化プログラム ver.2.0（平成20年7月29日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080729_8_bt1.pdf

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局郵政行政部企画課

検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課

評価年月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策16 郵政行政の推進

（政策の基本目標）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間、二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組み等、積極的な対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。

さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。

（平成20年度予算額）

407百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

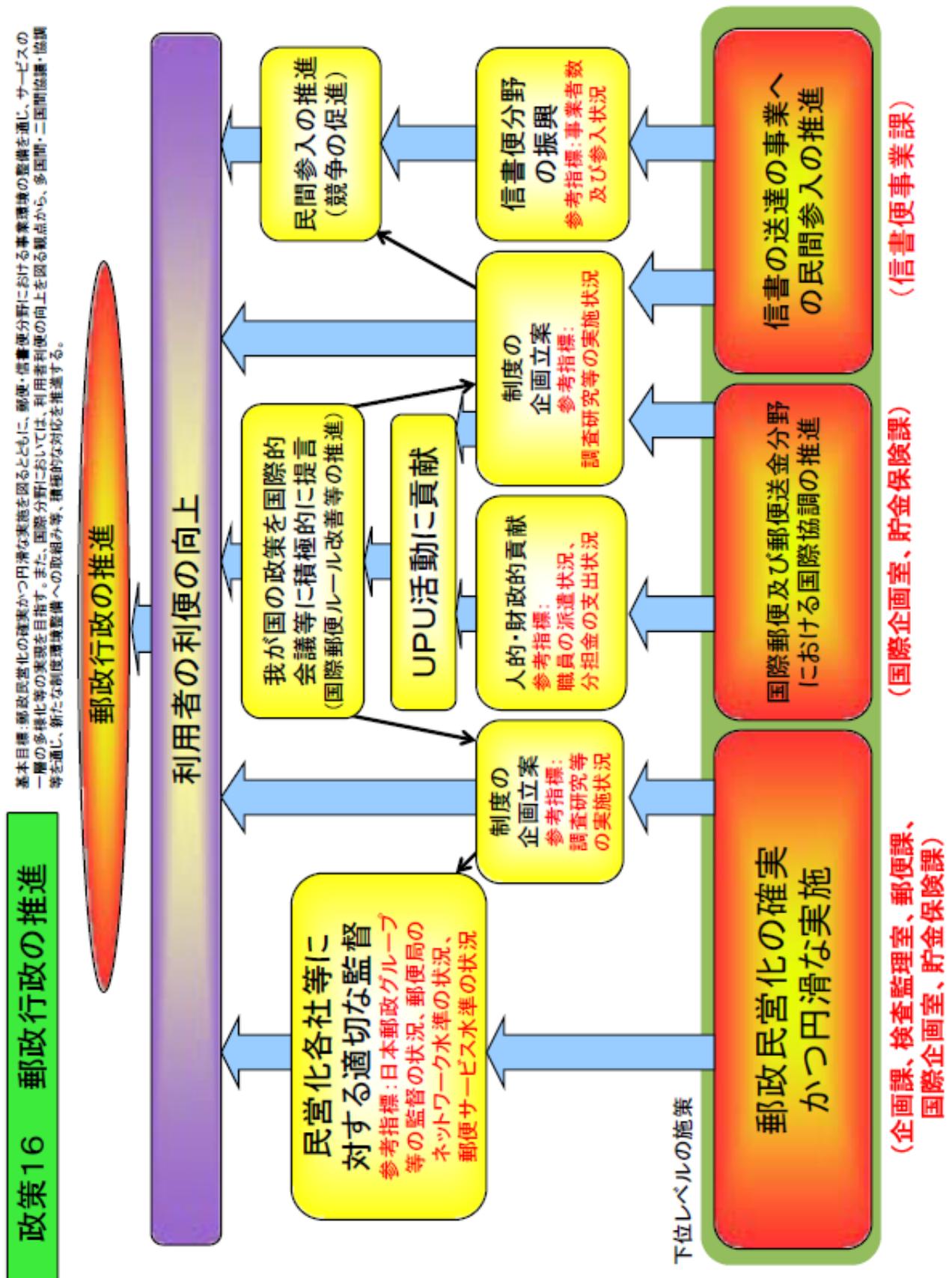
平成19年10月の郵政民営化から1年半余りが経過し、民営化各社は新規サービスの展開等に努めているが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受け入れの制限など様々な指摘を受けているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用の問題など郵政事業に対する国民の信頼を失うような事項も発生しており、民営化後の状況を十分に検証し、各社に対する適切な監督が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第170回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成20年11月11日 （参議院） 平成20年11月13日	<p>昨年十月の郵政民営化から一年余りが経過しました。民営化各社は、新規サービスの展開等に努めておりますが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受入れの制限等、様々なご指摘もあるところではあります。政府として、民営化後の状況を十分に検証し、必要な改善を行ってまいります。</p>
第171回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成21年2月13日 （参議院） 平成21年3月12日	<p>民営化後、簡易郵便局の一時閉鎖、郵便配達員による貯金受入れの制限、郵便局における金融サービスの維持に関する懸念等、地域の住民等から様々なご指摘を頂いているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題など、課題が山積しております。政府として、こうした課題に適切に対応するのはもちろんのこと、民営化後の状況を十分に検証し、民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直しを行ってまいります。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
日本郵政グループ等の監督の状況（命令、報告等）	郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対して適切な監督を行っているか。	<p>郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、以下のとおり命令、報告徴求等必要な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵政株式会社に対しては、「かんぽの宿」等のオリックス不動産株式会社への譲渡に関して報告徴求を行った。 ○ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便認証司でない社員による内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、郵便事業株式会社に平成20年5月、郵便局株式会社に同年9月、それぞれ報告徴求を行った。 ○ 郵便事業株式会社に対しては、平成20年11月に発覚したねんきん特別便等の郵便物残留事故について、同年12月に適正な業務運行体制の確立などの体制整備の早急な実施や適正な業務運行のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。また、平成21年3月にゆうパック残留事故が再発したことから、同年3月に1月の命令の再徹底を含む新たな命令を行った。 <p>更に、新聞報道等により明らかになった心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用について、平成20年12月に当該制度の適正運営のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かんぽ生命に対しては、金融庁が実施した検査結果に係る改善策の実施状況について報告徴求を行った。 		
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便を維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
郵便サービス水準の状況	利用者の利便を維持するためのサービス水準が維持されているか。	—	—	郵便事業株式会社の事業計画において、「郵便のサービス水準維持」との方針が示されており、また、同社において、郵便送達日数調査を実施することにより、郵便サービス水準の維持に努めている。
郵政事業に係る制度の企画立案の状況	制度の企画立案に資するための調査研究等が実施されているか。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>※ 調査研究等の実施状況</p>		
		6件	9件	10件
UPU 活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対 UPU 活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU 活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対 UPU 活動が円滑化しているか。	173百万円 (1,968千スイスフラン)	191百万円 (2,031千スイスフラン)	198百万円 (2,000千スイスフラン)
UPU 等に係る制度の企画・立案の状況	円滑な国際郵便事業の運営が確保されているか。	UPU の各種会合に積極的に参画し、規則類の改正等に係る審議において我が国の政策・考え方が反映されるよう努めた。特に第24回 UPU 大会議においては、UPU 加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等3件の本邦提案がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第1位（40カ国中）で当選した。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	213	253	283
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		176	206	235
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		77	96	103
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	57	42	36
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		45	31	32
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		17	19	9
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
信書の送達の仕事における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年6月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11月に中間報告を、また、20年7月にユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性を提示した最終報告をとりまとめた。		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求など必要な措置を講じ、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合（第24回万国郵便連合（UPU）大会議、第10回アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議）に積極的に参画した。また、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、UPUに対して人的・財政的にも貢献した。

信書便事業に関しては、平成20年度において、信書便事業者が合計283者になるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年11月に中間報告が、また、20年7月に最終報告書が取りまとめられ、ユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性が提示され、この提言を受けて検討が進められた。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

(必要性・有効性・効率性)

- 日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等必要な措置を講じたほか、日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社の平成20事業年度事業計画について、以下のとおり変更の認可を行うなど、必要な監督業務を行うことにより、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。
 - ・日本郵政株式会社 旧簡易保険加入者福祉施設関連等に係る修正（H21.3.16 認可）
 - ・郵便事業株式会社 国際貨物運送に関する国際物流業務の実施等に係る修正（H20.6.30 認可）
- 郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、郵便サービス水準の評価等に関する調査研究、諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究等10件の調査研究を実施し、制度の企画立案に資した。

イ 国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

(必要性)

我が国における国際郵便業務（郵便送金業務含む。以下同様。）の円滑かつ安定的な実施を確保し利用者利便の向上を図るためには、我が国の国際郵便業務に係る政策をその取扱いに関する国際的な取決め等に適切に反映させていく必要がある。

そのためには、国際郵便業務に関する国際的なルール作り等を行っている万国郵便連合（UPU）やアジア＝太平洋郵便連合（APPU）等の国際会議及び関係諸外国等との各種会合に積極的に参画し、関係国際機関及び関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図ることが必要である。

(有効性)

平成20年度においては、我が国の国際郵便業務に関する政策をサービスに反映させ、もって我が国利用者の利便性の向上等を図るため、UPUやAPPU等の国際会議等に積極的に出席した。特に、第24回万国郵便大会議においては、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、国際協調を基礎とする国際郵便に関する枠組の整備や品質の向上に貢献したほか、UPU加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等3件の本邦提案がすべて採択され、我が国政策の考え方を反映させることができた。また、同大会議の郵便業務理事会理事国選挙では、我が国の活動や貢献に対する各国の評価を反映し立候補64か国中第1位で当選することができた（全部で40か国の理事国を選出）。

さらに、従来からUPU国際事務局に派遣している職員（1名）について、平成20年度においても引き続き国際協調に資する任務を遂行させることによりUPU活動に人的に貢献したほか、UPUへ198百万円の分担金（米・英・独・仏と同様、最大等級である50単位。）を拠出することによりUPU活動の基盤として財政的にも貢献し、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図られた。

(効率性)

利用者利便の向上を念頭に置いた我が国の国際郵便業務に係る政策を事業者が提供するサービスに反映させていくためには、国際会議等において国際郵便に関する諸課題について積極的に議論することが重要である。そのため、我が国は、我が国の考え方・方針を各種決定事項に反映させるための活動を円滑化するための手段として、UPU等に対して人的及び財政的に貢献している。この人的・財政的貢献は、我が国が関係国際会議等において議論・協調等を推進する上で大きな役割を果たしているものであり、効率性が認められる。

ウ 信書の送達の事業への民間参入の推進

(必要性)

民間事業者による信書の送達に関する法律第1条に規定された「利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」という目的を達成するため、行政として信書送達事業の競争を促進しサービスの多様化等の環境整備を図ることは必要性があると認められる。

(有効性)

信書便制度に関する周知・広報活動等により、平成20年度は36者の新規参入があったところであり、信書便事業者数が着実に増加しているという点で有効性があると認められる。

郵便・信書便制度全般についての見直しに関しては、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において最終報告が取りまとめられ、郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の在り方についての提言が示され、これを受けて更なる検討が深められていることから、有効性があると認められる。

(効率性)

周知・広報活動の一環として行った事業者及び利用者向けの信書便事業説明会については、広報活動の発現に支障がないと考えられる範囲で同日に同一の場所で開催した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性 (総括)

- 日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生しているため、引き続き命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。
- 引き続き、UPU（万国郵便連合）等を通じた国際協調の推進により、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。
- 引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生している。</p> <p>【下位レベルの施策名】 郵政民営化の確実かつ円滑な実施</p> <p>【主な事務事業】 ・ 郵政行政における適正な監督 ・ 郵政民営化の確実かつ円滑な実施のための調査研究</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。
	(予算要求)	◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。
	(制度)	○ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。
	(実施体制)	○ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・第24回万国郵便大会議及び条約等改正に係る対応 ・郵便分野における環境対策の促進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、UPU及びAPPU活動への人的・財政的貢献のほか、関係諸会合における我が国提案等の採択に向けた活動及び所要の国内措置等により、UPU大会議の結果を踏まえた品質向上等の世界的な郵便分野の課題に積極的に対応する。
	(予算要求)	○ UPUへの更なる貢献のため、UPU組織の強化に関する支援や環境問題への対処の方策等につき研究活動を行う。
	(制度)	○ 必要に応じて適時適切な改正を行う。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切な改正を行う。
<p>【課題】 引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 信書の送達の事業への民間参入の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・郵政行政における適正な監督 ・郵便事業・信書便事業に関する調査研究</p>	見直し・改善の方向性	信書便制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。
	(予算要求)	◎ 信書便制度の企画・立案に資するため、信書便事業が活性化するような具体的事例を検討したいと考えており、これらに必要な予算要求を検討する。
	(制度)	○ 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」が取りまとめた報告書等を踏まえ、必要に応じて、関係法令の改正を目指した準備を進める。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

○ 情報通信行政・郵政行政審議会

平成20年9月29日に第一回を開催して以来、郵政行政分科会において郵便約款の変更の認可や、特定信書便事業の許可等について審議を行っている。

○ 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）

本会議において、委員から、「ロジック・モデルの UPU 活動への人的・財政的貢献が国際会議への反映、利便性の向上へつながるというロジックの見直し」についてご指摘があり、ロジック・モデルに反映した。

(2) 評価に使用した資料等

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

① 日本郵政株式会社の平成20事業年度事業計画の変更の認可

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090316_1.html

② 郵便事業株式会社の平成20事業年度事業計画の変更の認可

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080630_14.html

イ 国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

① 第24回万国郵便大会議模様（平成20年7月23日～8月12日開催）

② 第10回アジア＝太平洋郵便連合大会議模様（平成21年3月9日～3月13日開催）

ウ 信書の送達の事業への民間参入の推進

① 信書便事業者一覧

http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html

② 郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080702_5.html#hs

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房総務課管理室

特別基金事業推進室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

（政策の基本目標）

先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、追悼事業等の適正かつ円滑な推進を図る。

（政策の概要）

先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。

戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、書状の贈呈を行う。

上記のほか、恩給欠格者（旧軍人・軍属において、在職年数が足りず年金恩給を受給出来ない方）、戦後強制抑留者（戦後旧ソ連又はモンゴル地域に強制抑留をされた方）及び引揚者（戦後外地より本邦に引揚げてきた方）に対する慰藉事業を推進してきた独立行政法人平和祈念事業特別基金解散後、同基金所蔵の資料の記録・保存等の事業について有識者による検討会を開催。

（平成 20 年度予算額）

366 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

戦後 60 年余りが経過し、一般戦災者の高齢化が進み戦災の実体験者が減少している。

また、旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々がいると考えられる。

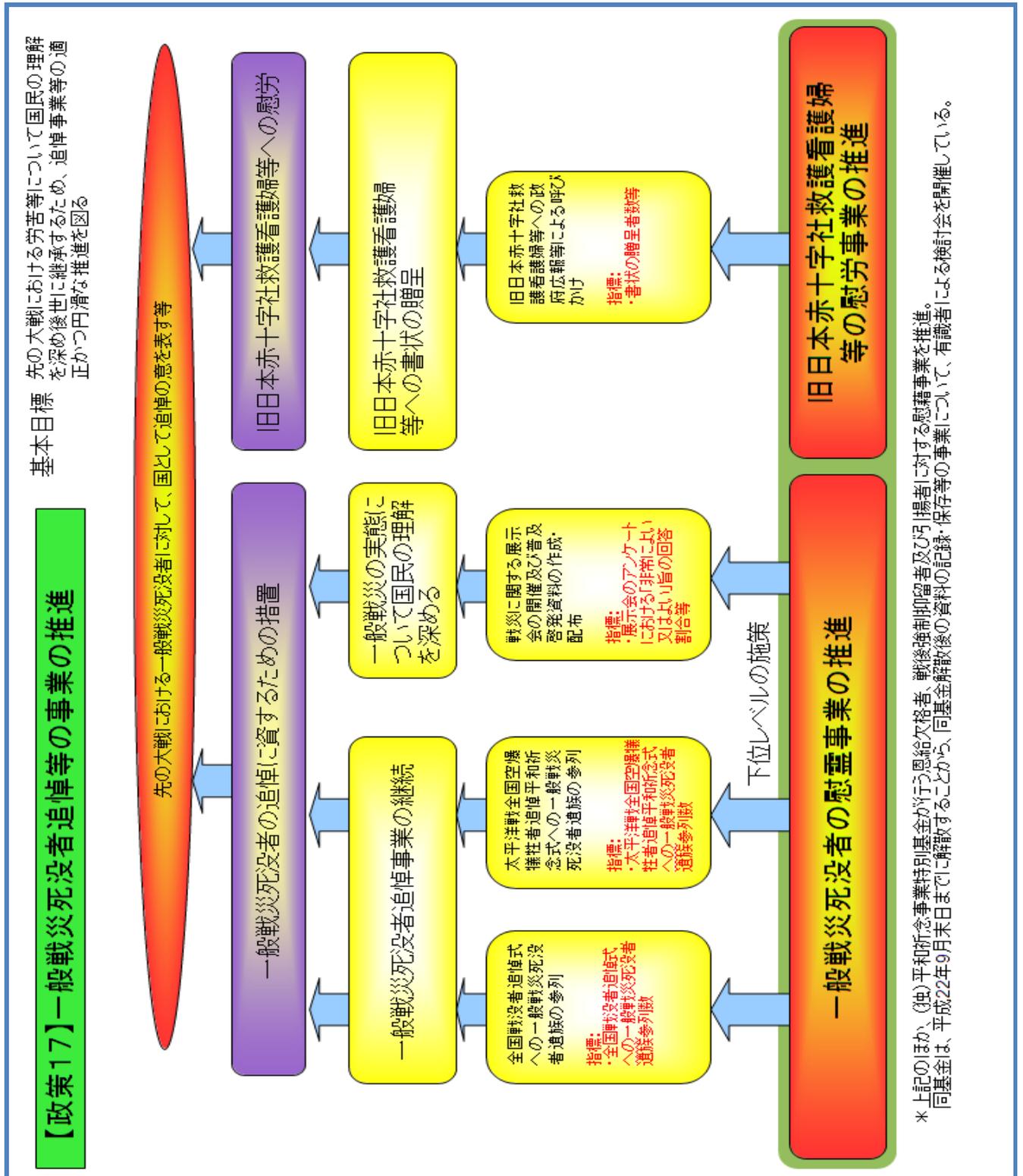
独立行政法人平和祈念事業特別基金は、平成 22 年 9 月末日までに解散することが「独立行政法人平和祈念事業特別基金に関する法律の廃止に関する法律」（平成 18 年 12 月 22 日法律 119 号）により決定している。

（2）関係する施設方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

該当なし

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	98名	93名	79名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	90名	95名	86名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	20年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	857名	1,021名	1,084名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	20年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	93%	91%	90%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	20年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	145名	143名	74名

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
戦災に関するビデオ、普及啓発資料の活用状況	一般戦災の事実を伝えていく資料として、適切な施設等へ配布が行われ、役立てられているか。	ビデオ配布先 538カ所 普及啓発資料配布先 24,670カ所	537カ所 24,545カ所	521カ所 24,421カ所
書状贈呈についての政府広報等による反響（問い合わせ件数）	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われたか。	684件	769件	664件
総務省独立行政法人評価委員会における評価等の結果	総務省独立行政法人評価委員会において、中期目標に照らし独立行政法人平和祈念特別基金の業務が、適切行われているか。	19年8月に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表した。	20年8月に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表した。	21年8月頃に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表の予定。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

あらかじめ目標（値）を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

一般戦災死没者の慰霊事業の推進

(ア) 必要性

戦後60年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。

(イ) 有効性

遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効率的な普及啓発を行っている。

旧日本赤十字社救護看護婦等の慰労事業の推進

(ア) 必要性

戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成10年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。

(イ) 有効性

書状贈呈事業は平成10年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間700件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効率的であると考えられる。

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦の継承

(ア) 必要性、有効性

「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」(座長：亀井昭宏早稲田大学商学大学院教授)は、平成20年4月に第1回目の会合を開催して以来8回の議論を重ね、平成21年6月に報告書を取りまとめたところである。

報告書では、

- ・ 兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料を常設展示する場が重要
 - ・ そのため、平和基金から資料館を受け継ぎ、引き続き国が運営していくべき
 - ・ 運営に当たっては、日常的な管理・運営業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき
 - ・ 全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効
- 等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。(詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照)

このように、検討会報告書においても、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦に係る展示等について必要性、有効性について提言をいただいている。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

- ・ 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
- ・ 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々があり、引き続き、書状贈呈を行っていく。
- ・ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、検討していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者が漸減している。</p> <p>【下位レベルの施策名】 一般戦災死没者の慰霊事業の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族の参列 ・太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族の参列</p>	見直し・改善の方向性	遺族の高齢化に伴う追悼式参列者の減少を踏まえ、追悼式等へ参列する遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
	(予算要求)	一般戦災普及啓発ビデオ制作のうち、複製及び配布をとりやめ、インターネット掲載とすることで経費の削減を行う。
	(制度)	一般戦災遺族の対象者の範囲を、死没者の子までから孫までへ拡大する。
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を受け取られていない方々がいる。</p> <p>【下位レベルの施策名】 旧日本赤十字社救護看護婦等の慰労事業の推進</p> <p>【主な事務事業】 旧日本赤十字社救護看護婦への政府広報等による呼びかけ</p>	見直し・改善の方向性	未だ書状を贈呈をされていない方々に対し、引き続き書状贈呈を行っていく。
	(予算要求)	継続的な予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 (独)平和祈念事業特別基金廃止後、同基金所蔵の資料の国による円滑な引継ぎ。</p> <p>【下位レベルの施策名】 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦の継承。</p> <p>【主な事務事業】 平和祈念展示資料の記録・保存、展示等。</p>	見直し・改善の方向性	有識者等による平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、具体的に検討していく。
	(予算要求)	(独)平和祈念事業特別基金解散後は、国として実施するための予算措置を講ずる。
	(制度)	(独)平和祈念事業特別基金解散後は、労苦継承事業については、国が行う。
	(実施体制)	平和祈念展示資料の記録・保存に関する検討会の検討結果を踏まえ、整理する。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、課題と取組みの方向性の記述についてそれぞれご指摘を頂き、このご指摘を踏まえて評価書を作成した。

(2) 評価に使用した資料等

「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000028776.pdf

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課

評価年月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 18 恩給行政の推進

（政策の基本目標）

受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。このため、特に平成 22 年度までの間は、業務・システム最適化計画の着実な実施を図ることとする。

（政策の概要）

恩給の申請手続等の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の正確・迅速な処理、恩給相談対応の充実を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。

（平成 20 年度予算額）

806,962 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

恩給制度は、官吏、旧軍人、教育職員、警察監獄職員等一定の身分を有する公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合や公務のため死亡又は公務による傷病のため退職した場合に、国が公務員との特別な関係に基づき給付を行うものであって、国家補償の性格を有する制度である。

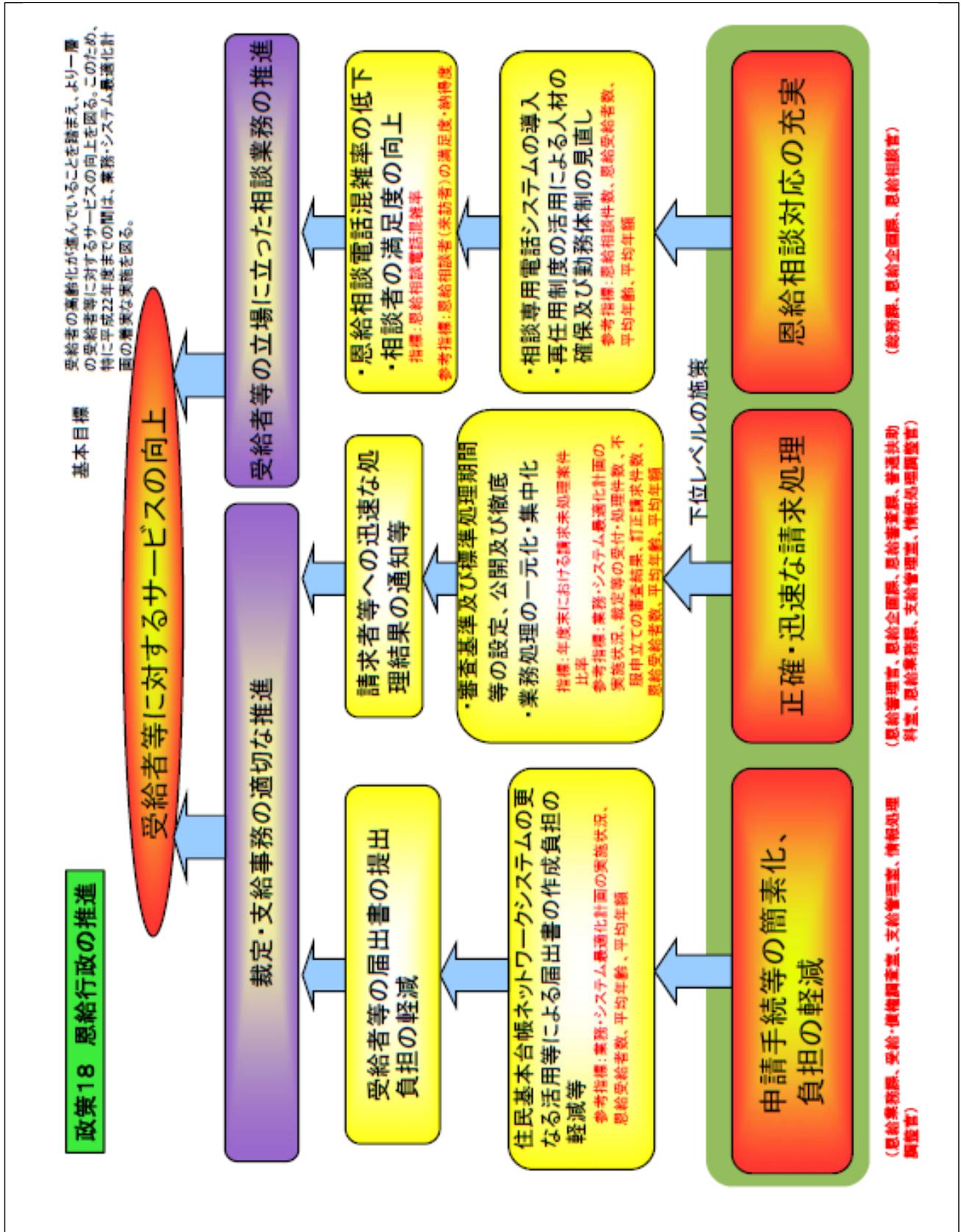
したがって、毎年度の支給額についてはこのような性格を踏まえ、従来から適正な改定が求められていたところであるが、平成 19 年には公的年金の引上率による自動改定方式とすることを内容とする恩給法の改正（平成 19 年法律第 13 号）を行い、将来にわたり安定的かつ適正な改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたところである。

また、恩給受給者の高齢化は一層進んでおり、申請手続等の簡素化・合理化、正確・迅速な処理及び相談対応の充実等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がより高まっている。

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日 閣議決定	<p>措置事項</p> <p>8 金融関係</p> <p>才 企業年金・その他 恩給の支払（総務省）</p> <p>【措置内容】</p> <p>恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。</p> <p>【実施予定時期】</p> <p>平成19年度 措置</p>
規制改革推進のための3か年計画（改定）	平成20年3月25日 閣議決定	<p>【措置内容】同上</p> <p>【恩給給与細則の一部を改正する総務省令（平成19年総務省令第122号）】</p> <p>【実施予定時期】</p> <p>平成19年度 措置済（10月施行）</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.5か月分	20年度	・恩給申請処理の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.6か月分 (1,364/ 2,200)	0.9か月分 (1,841/ 2,048)	0.6か月分 (1,079/ 1,960)
恩給相談電話混雑率(年間で電話が繋がらず混雑メッセージが流れた件数/年間の相談アクセス件数)	20%	20年度	・恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	30.3%	39.3%	21.6%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																												
恩給受給者数	・恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	114万人	108万人	101万人																												
恩給受給者の平均年齢		84.9歳	85.6歳	86.3歳																												
恩給年額		平均85万円	平均84万円	平均83万円																												
業務・システム最適化計画の実施状況(申請手続等の簡素化、負担の軽減、業務処理の迅速化・効率化)	・恩給受給者の負担の軽減を図る観点から、「恩給業務の業務・システム最適化計画」の着実な実施が図られているか。	1手続きの廃止を措置	恩給の支払機関の拡大(1機関10機関)	-																												
裁定等の受付・処理件数	・恩給申請処理の迅速性を図る観点から、請求書類の受付に対して、迅速に処理が行われているか。	(単位:件)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>287,986</td> <td>286,079</td> <td>271,761</td> </tr> <tr> <td>請求書関係</td> <td>26,166</td> <td>25,058</td> <td>22,767</td> </tr> <tr> <td>支給関係</td> <td>261,820</td> <td>261,021</td> <td>248,994</td> </tr> <tr> <td>処理件数</td> <td>289,494</td> <td>283,245</td> <td>273,764</td> </tr> <tr> <td>請求書関係</td> <td>26,414</td> <td>24,583</td> <td>23,534</td> </tr> <tr> <td>支給関係</td> <td>263,080</td> <td>258,662</td> <td>250,230</td> </tr> </tbody> </table>				18年度	19年度	20年度	受付件数	287,986	286,079	271,761	請求書関係	26,166	25,058	22,767	支給関係	261,820	261,021	248,994	処理件数	289,494	283,245	273,764	請求書関係	26,414	24,583	23,534	支給関係	263,080	258,662	250,230
	18年度	19年度	20年度																													
受付件数	287,986	286,079	271,761																													
請求書関係	26,166	25,058	22,767																													
支給関係	261,820	261,021	248,994																													
処理件数	289,494	283,245	273,764																													
請求書関係	26,414	24,583	23,534																													
支給関係	263,080	258,662	250,230																													

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
不服申立ての審査結果	・恩給申請処理の正確性を図る観点から、異議申立て、審査請求について、正確な審査が行われているか。	(単位:件)		
		18年度	19年度	20年度
		107	98	89
		103	96	88
		0	0	0
		4	2	1
		0	0	0
裁定に対する訂正請求の件数	・恩給申請処理の正確性を図る観点から、裁定に対する訂正請求件数全体の件数の中で低い割合で抑えられているか。	306件	662件	695件
恩給相談件数	・恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応が取られているか。	246,331件	266,980件	249,889件
恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度		-	-	95%
		恩給相談のための来庁舎に対するアンケート(169人)において「満足した」との回答があった方の割合。		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

あらかじめ目標(値)を設定した指標について、年度末における請求未処理案件比率は0.6月分(目標値0.5月分)、恩給相談電話混雑率は21.6%(目標値20%)と両指標とも進展が見られ、概ね目標値を達成できた。また、参考となる指標のうち恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度については95%の者から満足したとの回答があり、全体として基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

恩給受給者数は101万人を数え、受給者等からは未だ数多くの請求・申請・届出が寄せられていること、また、平均年齢も86.3歳と高齢化が進んでいること等を踏まえ、受給者等からの届出書の提出負担の軽減、請求者等への迅速な処理結果の通知、恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努める等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。

(イ) 有効性

あらかじめ目標(値)を設定した2指標において、昨年度に比べ進展が見られ、概ね目標値を達

成ることができたため、有効性が認められる。

- ・ 適正な要員の配置、事務処理方法等の見直し、恩給申請処理の迅速化を図ったことにより、年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数 / 月間平均処理件数）は、前年度と比較し、0.3 月分減少し、20 年度は平均月間処理件数の 0.6 月分となった。
- ・ 恩給相談専用電話システムの導入、電話相談が集中する時間帯に恩給相談担当職員（再任用短時間勤務職員）を集中的に配置する等を行ったことにより、恩給相談電話混雑率（年間で電話が繋がらず混雑メッセージが流れた件数 / 年間の相談アクセス件数）は、21.6% となり、前年度と比較し、17.7 ポイント低下した。

また、参考となる指標のうち、

- ・ 業務・システム最適化計画の実施状況における「恩給の支払機関の拡大」については、平成 19 年度は、ゆうちょ銀行以外の民間金融機関（都市銀行、信用金庫、農業協同組合等）の利用者が 1 万 3 千人であったが、20 年度においては約 3 万人の恩給受給者が民間金融機関で恩給給与金を受領しており、その数が増加していることから、有効性があると認められる。
- ・ 「恩給相談者（来訪者）の満足度・納得度」については、恩給相談のための来庁者に対するアンケート（169 人）のうち約 95% の者から「満足した」との回答が得られていることから、適切な対応が取られていると認められる。

（ウ）効率性

恩給業務の業務・システム最適化に係る電子計算機の借入れ等経費について、競争入札を行い約 63 百万円のコスト削減が図られたことから、効率性が認められる。

恩給事務説明会については、各ブロック単位（7）での開催から東京 1 か所に集約することにより経費を削減し、事務の効率化を図る。

5 今後の課題と取組の方向性

（1）政策の課題と取組の方向性（総括）

平成 22 年 4 月を目途とする「恩給業務の業務・システム最適化計画」の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底や恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じて、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとする。

また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う。

なお、平成 19 年 4 月から日本郵政公社から引き継いだ債権管理事務については、恩給制度全体の信頼性の確保の観点から、引き続き適切な実施を図るとともに、債権のより効果的な回収方策等について検討を行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 業務・システム最適化の着実な実施による受給者等に対するサービスの更なる向上を図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 申請手続等の簡素化、負担の軽減</p> <p>【主な事務事業】 ・ 恩給支給事務 ・ 恩給業務・システムの最適化実施</p>	見直し・改善の方向性	<p>平成 22 年 4 月を目途とする業務・システム最適化計画の開始に向けた準備を着実に進め、申請手続の簡素化、届出書等の提出負担の軽減を引き続き行う。</p> <p>なお、恩給事務説明会を集約する方向で検討する。</p>
	(予算要求)	<p>業務・システム最適化計画の着実な実施を図るための継続的な予算措置を講じる。</p> <p>恩給事務説明会の集約に伴い、職員旅費を縮小。</p>
	(制度)	<p>必要に応じて現行制度の見直しを検討。</p>
	(実施体制)	<p>事務処理の定期的な見直しを検討。</p>
今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 標準処理期間の徹底、業務・システム最適化の着実な実施による受給者等に対するサービスの更なる向上を図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 正確・迅速な請求処理</p> <p>【主な事務事業】 ・ 恩給支給事務 ・ 恩給業務・システムの最適化実施</p>	見直し・改善の方向性	<p>恩給受給者からの請求・申請・届出において、業務処理の効率化（一元化・集中化）を図り、正確かつより迅速な処理を行う。</p>
	(予算要求)	<p>業務・システム最適化計画の着実な実施を図るための継続的な予算措置を講じる。</p>
	(制度)	<p>必要に応じて現行制度の見直しを検討。</p>
	(実施体制)	<p>要員の適正な配置、事務処理の定期的な見直しを検討。</p>
今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 恩給相談電話混雑率（目標値 20%）の抑制、来訪者による恩給相談の満足・納得する実施を引き続き図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 恩給相談対応の充実</p> <p>【主な事務事業】 ・ 恩給支給事務</p>	見直し・改善の方向性	<p>今後も恩給受給者の高齢化が進展することに鑑み、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底、電話混雑時間帯における重点配置等を通じ、更なる恩給相談電話混雑率の抑制を図る。</p>
	(予算要求)	<p>恩給相談対応の充実を図るため、再任用制度による人材の確保のため予算措置を講じる。</p>
	(制度)	-
	(実施体制)	<p>再任用職員を活用した実施体制の充実を検討。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、本政策の課題と取組の方向性の記述、指標名の名称等に関して御指摘を頂いた。

また、本政策の今後の課題等について、評価書案を提示して立教大学経済学部渡辺茂教授の御意見を伺い（平成 21 年 6 月 1 日）、以下のような御指摘を頂いた。

- ・ 恩給の申請処理については、概ね目標値を達成しているが、更なる正確・迅速な処理に取り組みたい。
- ・ 恩給相談については、大きな成果を上げているので、引き続きこのレベルを維持されたい。これらの御指摘を踏まえて評価書を作成した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成 19 年度恩給統計年報
- ・ 恩給業務の業務・システム最適化計画（平成 17 年 6 月 29 日 総務省行政情報化推進委員会決定）
http://www.soumu.go.jp/jinji/pdf/saitekika_02.pdf

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官（統計基準担当）、統計研修所
評価年月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 19 公的統計の体系的な整備・提供

（政策の基本目標）

公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。

特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。

また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

（政策の概要）

・我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。

・統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。

・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。

（平成 20 年度予算額）

26,722 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

様々な経済・社会の環境変化に伴い、統計は、国や地方公共団体の政策判断や政策効果の把握・評価のための基礎的情報にとどまらず、国民・企業等の様々な意思決定に必要不可欠な「社会の情報基盤」として、その重要性を増している。

こうした統計を取り巻く環境の変化を踏まえ、公的機関が作成する統計を体系的・効率的に整備し、より一層有効に活用されるようにするため、我が国の統計行政を規律してきた統計法・統計報告調整法を60年ぶりに抜本的に改める統計法が平成19年5月に成立・公布したことを踏まえ、ニーズに応じた統計を整備・提供することが必要である。

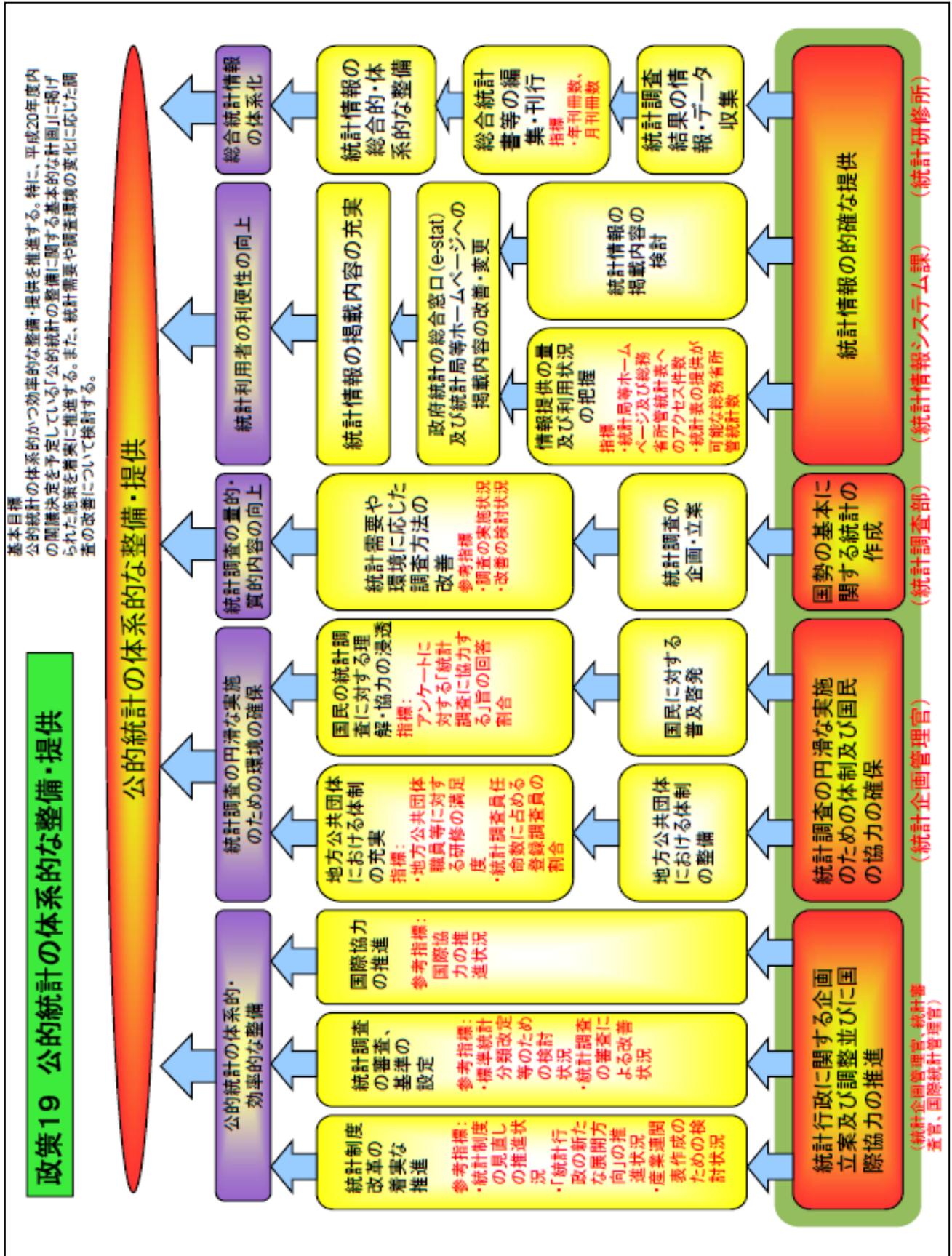
また、調査環境や報告者意識の変化等に伴い、統計調査への協力が得られにくくなっている中で、環境に応じた調査方法の改善が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日 閣議決定	<p>(統計制度の抜本的改革) 閣議決定された左記方針を踏まえ、統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。</p> <p>(サービス統計の拡充) サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。</p>
規制改革・民間開放推進三か年計画 (再改定)	平成18年3月31日 閣議決定	<p>総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。</p> <p>指定統計調査について、平成19年度までに (平成19年度に指定統計調査が実施されていないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次) 市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに、そのための計画を策定する。</p>
公共サービス改革基本方針 (改定)	平成20年12月19日 閣議決定	<p>民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査 (指定統計調査) について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】平成20年4月から22年12月までの2年9か月間</p> <p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p> <p>サービス産業動向調査 (承認統計調査) について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度		86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度		88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の重要性に対する理解が深まっているか。	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計調査結果の提供状況		20年度	統計情報の的確な提供に資するために運用している統計関連サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用され、実効性があるものとなっているか。			
・ホームページアクセス件数	412万件			426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度		-	-	1015万6000件 (注)2
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度		-	-	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注)1 「地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度」及び「統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合」の()内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

2 「政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法が19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行、21年4月1日に全面施行された。		
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	<p>「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設(平成21年7月に経済センサス 基礎調査を実施予定) ・ 統計調査の整理合理化(18年度は55調査、19年度については42調査について見直しを実施) ・ オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進(20年6月までに146調査で利用) 		
産業連関表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業連関表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	<p>平成17年(2005年)産業連関表に関しては、産業連関部局長会議において17年8月に定めた作成基本方針に基づき、産業連関表の作成に携わる10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計した。</p> <p>その結果の速報を20年8月、確報を21年3月に公表し、公表作業を無事終了した。</p>		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	<p>日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示、さらにその内容を新たな統計法に基づき、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための「統計基準」として設定し、21年3月に告示した。</p> <p>また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。</p>		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査(統計報告の徴集)の審査が適切に実施されているか。	<p>統計調査の審査等を通じ、平成18年度は42調査、19年度には41調査(いずれも指定統計調査及び承認統計調査)において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	<p>統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連統計委員会における審議に参加。 ・経済協力開発機構（OECD）統計委員会における審議に参加。 ・OECD及び欧州連合統計局主催の2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。 ・世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業にOECD地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。 		
統計調査の実施状況	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているのか。	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施8件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施1件</p>
統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況	各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。	<p>（経済センサスの創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として「経済センサス」を創設した。（事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査については、平成21年調査以降廃止）</p> <p>（サービス産業動向調査の創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006等を踏まえ、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等を目的として、「サービス産業動向調査」を創設し、平成20年7月から毎月実施している。</p> <p>（匿名データの提供等の開始）</p> <p>学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として、匿名データ（調査を通じて得られた情報を、個体が識別されないように匿名化処理を行ったもの）の提供及びオーダーメイド集計（委託に応じて、統計調査から集められた情報を利用して統計等を作成し提供）を平成21年4月より開始した。</p> <p>（民間事業者の活用等）</p> <p>公共サービス改革基本方針等を踏まえ、統計局所管の統計調査について、民間事業者の活用を推進した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査に関する業務の民間開放（科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査、平成19年就業構造基本調査（一部地域）） 		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>(続き)</p> <p>統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況</p>	<p>(続き)</p> <p>各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の照会に関するコールセンターの設置(平成19年就業構造基本調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス 基礎調査(予定)) ・ 民間事業者の管理するモニターを活用したモニター調査の導入(全国単身世帯収支実態調査) <p>(回収方法の多様化)</p> <p>調査票の回収率の向上を図るため、地域特性等を勘案した一部の調査地域において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した調査を実施した。(平成19年就業構造基本調査、平成19年全国物価統計調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス 基礎調査(予定))</p> <p>(行政記録情報の活用)</p> <p>新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってS O H O等外観から補足困難な事業所が増加していることから、平成21年経済センサス 基礎調査において、商業・法人登記情報を活用して、より正確な対象把握に努めた調査を実施することとした。</p> <p>(本社等一括調査の導入)</p> <p>平成19年全国物価統計調査において、記入者の事務負担軽減の観点から本社等に対して支所である店舗の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入した。</p> <p>また、平成21年経済センサス 基礎調査において、企業全般における調査票の記入負担の軽減を図り、本所・支所の関係の情報を網羅的に把握するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入することとした。</p> <p>(公表の早期化)</p> <p>集計業務等の見直しを図り、調査結果の公表の早期化に努めた。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年国勢調査の第3次基本集計結果の公表を、平成12年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。 ・ 平成18年社会生活基本調査の調査票Bに関する集計結果の公表を、平成13年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。 		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

統計行政に係る企画立案及び調整並びに国際協力の推進

(ア) 必要性

統計制度を企画立案及び調整することは、国や地方公共団体の政策判断や政策効果の把握・評価のための基礎的情報にとどまらず、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠になっている統計を重複是正や報告者負担等の観点等から国民全体が広く活用できるよう体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるための重要かつ基本的な役割を担っている。

また、統計に関する国際協力の推進をすることについても、国連等の国際機関及び諸外国政府との情報交換及び国際技術協力等を通じ、我が国及び各諸外国の統計制度の発展に重要な役割を果たしていることから必要不可欠なものとして認められる。

(イ) 有効性

統計制度を企画立案及び調整するためには、基盤となる統計制度が社会・経済情勢の変化に適切に対応したものとなっていることが必要である。

その統計制度の整備については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法を制定し、統計の基本となる制度の抜本的見直しを行った。

また中期的統計行政の進むべき指針を示した「統計行政の新たな展開方向」の着実な推進、GDP統計の重要な基礎資料等となる産業連関表の着実な作成、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類の統計基準として設定、統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施を行った。

以上のように、統計行政を正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、本施策は有効性があると認められる。

目標には含まれてはいないが、新しい統計法を受け、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「公的統計の整備に関する基本的な計画」(基本計画)を平成21年3月に閣議決定し、今後、公的統計の体系的整備は当該計画に基づき着実に実施していくことになっている。

統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保

(ア) 必要性

統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び「統計データ・グラフフェア」等、統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は、統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものとして認められる。

(イ) 有効性

統計調査の円滑な実施のための体制整備及び国民の協力を確保することは、統計調査を実施する上で一番の要となることである。

その目標を実現するため、統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業、統計知識等の普及を目的とした広報活動（イベントの実施、広報誌、HP等での普及）を行った。

このように、統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために適切な措置が講じられていることから、本施策は有効性があると認められる。

国勢の基本に関する統計の作成

（ア）必要性

国勢統計をはじめとする国勢の基本に関する統計は、総務省のみならず、幅広い行政機関における行政施策の企画立案や政策効果の把握の基礎資料として活用され、また、企業や個人にとっても経済行動や社会への関わりの中で、合理的な意思決定を支える重要な指標となっており、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠なものである。

（イ）有効性

統計調査の実施状況を見ると、毎年度確実に実施され、その調査結果は遅滞なく公表されている。また、社会的・政策的ニーズを踏まえ、それに対応した統計の在り方の見直しの検討を行った結果、経済センサス及びサービス産業動向調査が創設され、匿名データ等の提供が開始されることとなった。統計調査の質的な内容の向上については、集計業務の見直し等を図り、結果公表の早期化に努めており、調査環境の変化に対応するため、モニター調査の導入、オンライン報告の導入、行政記録情報の活用、本社等一括調査の導入などを図り、調査対象者の負担軽減や、統計精度の向上に努めている。

このように、各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。

（ウ）効率性

公共サービス改革基本方針等を踏まえ、コールセンターの設置等民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。

統計情報の的確な提供

（ア）必要性

国勢統計、労働力調査、家計調査等は、国勢の基本に関する統計として、地方公共団体や調査員等の協力を得ながら国の行政機関において責任を持ってその統計調査を実施している。これら統計調査の結果等は、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠な情報であり、e - S t a t及びホームページからの的確な提供をすることは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。

（イ）有効性

e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数は、当初設定した目標を下回っているものの、国勢の基本に関する統計として統計体系上重要な指定統計については、そのほとんどがe - S t a tからの統計表の提供が可能となっている。また、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日CIO連絡会議決定）」において、各府省のホームページから提供するスプレッドシート等の統計表は、平成21年度末までにe - S t a tからの提供に移行することとされている。

前年度実績との直接的な比較はできないものの、e - S t a t運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が1000万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。

また、各種統計表を e - S t a t に集約し、一元的に提供していくことは、統計利用者に統計情報のワンストップサービスを実現することとなり、今後、さらに利便性の向上を図る観点からも、その取組には有効性があると認められる。

(ウ) 効率性

各種統計表を e - S t a t に集約し、一元的に提供することにより、利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。

それらの諸課題については、公的機関が作成する統計を体系的・効率的に整備し、より一層有効に活用されるようにするため新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。

国勢の基本に関する統計の作成については、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査の改善等についての検討を行う。また、「基本計画」において示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 平成21年4月1日に全面施行された統計法及び同年3月に閣議決定された「基本計画」に従い、経済・社会の変化に対応した統計行政を推進すること。 【下位レベルの施策名】 統計行政に関する企画立案及び調整並びに国際協力の推進 【主な事務事業】 ・統計技術の研究及び統計情報の収集等経費 ・国連アジア統計研修の協力に必要な経費	見直し・改善の方向性	統計法の理念及び閣議決定された「基本計画」の内容を具体化できるような各種制度の見直し、各行政機関等との調整について検討。
	(予算要求)	「基本計画」を推進していくため引き続き所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり

<p>【課題】 統計調査に関する予算が削減されていく中、限られた人員、予算にて統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体及び統計調査員の資質向上等を目的とした研修や国民に統計知識等に関する普及啓発をより一層効率的に行うこと。</p> <p>【下位レベルの施策名】 統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保</p> <p>【主な事務事業】 ・国の統計調査事務に従事する地方公共団体の職員に必要な経費</p>	見直し・改善の方向性	必要な要点を絞った効率的な研修の実施及び登録調査員制度の柔軟な見直し並びに国民により統計知識を訴えられる効果的な手段（HPの充実等）等について検討。
	(予算要求)	従前どおり必要性を十分勘案し、適正な予算の確保に取り組む。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要に応じた統計を提供し、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等についての検討を引き続き行う必要がある。また、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国勢の基本に関する統計の作成</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	<p>「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施する。また、その実施に当たり具体化が必要な事項等について検討を行う。</p> <p>引き続き統計需要の把握に努め、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等について検討を行う。</p> <p>上記の検討を行うに際しては、検討会を開催するなど外部有識者の知見を積極的に活用する。</p> <p>さらに、円滑な調査の実施、統計の質の確保、業務の効率化の観点から、これまでの取組状況を検証した上で、民間事業者の活用についても検討を行う。</p>
	(予算要求)	統計調査の実施・提供における更なる改善や、「基本計画」を踏まえた措置、方策等の着実な実施の確保等のため、これらに必要な予算措置を行う。
	(制度)	調査方法の変更等に伴い必要な関係法令の整備を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・人口及び経済の経常統計調査の実施 ・国勢調査の実施 ・経済センサスの実施 	<p>(実施体制)</p>	<p>「基本計画」を踏まえた措置、方策等の着実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。</p>
<p>【課題】</p> <p>e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な統計情報の充実という課題がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>統計情報の的確な提供</p>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<p>e - S t a tを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数は当初設定した目標を下回ったものの、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」において、ホームページにおいて提供する統計表は、2009年度末（平成21年度末）までにe - S t a tから提供することとされていることから、今後は当該計画に基づくフォローアップ調査の結果等を踏まえ、平成21年度目標を達成すべくなお一層の努力が必要。</p>
<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査等業務の最適化に必要な経費 	<p>(予算要求)</p>	<p>-</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査等の実施に必要な経費 	<p>(制度)</p>	<p>-</p>
	<p>(実施体制)</p>	<p>引き続き体制を継続。</p>

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、基本目標の設定に関し、ご意見をいただき、評価に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）
<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0707/item1.pdf>
- ・「規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2005/0331/index.html>
- ・「公共サービス改革基本方針（改定）」（平成20年12月19日閣議決定）
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/kihon.html>
- ・「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成21年3月30日一部改定）
<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/02/pdf/honbun.pdf>

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、
参事官、消防大学校、消防研究センター
評価年月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 20 消防防災体制の充実強化

（政策の基本目標）

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

（政策の概要）

我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。

こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

（平成 20 年度予算額）

13,790 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

我が国では、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性が指摘されている。また、陸域において約 2,000 もの活断層が確認されており、こうした活断層の活動によって引き起こされる強い地震がいつ、どこで起こるかわからない状況にある。さらに、平成 17 年 7 月のロンドン同時爆破テロや平成 20 年 11 月のインドムンバイ同時多発テロなど、世界的に大規模なテロ事件が発生しており、テロに起因する大規模災害の発生が危惧されている。そのため、大規模地震・大規模災害が発生した場合の備えを強化することが求められている。

イ 消防防災・危機管理体制の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、そ

の様態も複雑多様化・大規模化している。また、北朝鮮の相次ぐミサイルの発射事案や核実験などで国民の安全保障に対する意識が一層の高まりをみせている。さらに、中国四川省大地震災害への国際消防救助隊の派遣による活躍などで、我が国の消防に対する国際的な期待も高まりをみせている。こうした事態に対応するために、消防防災・危機管理行政の根幹を担う体制の充実強化が求められている。

ウ 火災予防対策等の積極的推進

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して年間 1,000 人を超えるかつてない高い水準で推移している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、消防法施行令等が改正され、消防用設備等の設置義務、防火管理者の選任義務等の強化が行われており、これらの防火安全対策の早期徹底を図ることが求められている。

エ 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

大規模な災害に対処するためには、消防機関広域的な体制を整備することも大切であるが、同時に発災直後の速やかな対応を図るためにも、自助・共助の精神に基づいた住民による地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。また、大規模災害に限らず、平常時における火災等の各種災害を低減させるためにも、予防活動や防災意識の普及啓発が有効である。地域の防災を支える担い手として、消防機関だけでなく、自主防災組織や婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した防災組織や、民間企業、一般の住民等が連携して活動することが大切であり、行政と住民とが一体となった地域防災力の向上が求められている。

現在、少子高齢化社会の進展や住民意識の変化及び核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、平成 19 年中の救急出場件数は約 529 万件で、平成 9 年から 10 年間で約 52% 増加している。また、全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を来す事案が起り、社会問題に発展している。こうしたことから、救急需要の増大に対する適切な対応、消防機関と医療機関の一層の連携が求められている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。IT を活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。 (中略)

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
<p>第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保（中略）は、政府の大きな責務であります。大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>3．良好な治安と災害に強い社会の実現等・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。
<p>経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（一部略） ・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。（一部略） ・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(閣議決定)</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。（一部略） <p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。（中略）</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。（中略）</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略） ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。 ・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略） ・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
平成 21 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 20 年 12 月 3 日	<p>3 地方の底力の発揮</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、学校や住宅等の耐震化の一層の加速、公共施設の震災対策の実施、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域防災力の向上を図る。</p>
平成 20 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 19 年 12 月 4 日	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実に努める。</p>
平成 19 年度予算編成の基本方針（閣議決定）	平成 18 年 12 月 1 日	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>
規制改革推進のための 3 カ年計画（閣議決定）	平成 19 年 6 月 22 日	<p>10 医療関係</p> <p>ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）</p> <p>救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）</p> <p>d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）</p> <p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>

(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合	20.2% (平成18年度末40.4%の半減)	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	40.4% (18年度末)	37.5% (19年度末)	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,397隊 (18年4月1日現在)	3,751隊 (19年4月1日現在)	3,960隊 (20年4月1日現在)
消防団員数	消防団員数の増加 (対前年度比)	20年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	900,007人 (18年4月1日現在)	892,893人 (19年4月1日現在)	888,900人 (20年4月1日現在)
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	14,665人 (18年4月1日現在)	15,502人 (19年4月1日現在)	16,699人 (20年4月1日現在)
女性消防団員を採用している消防団の割合(都道府県比較含む)	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	40% (18年4月1日現在)	43% (19年4月1日現在)	46% (20年4月1日現在)
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	-	107市町村 (19年10月1日現在)	409市町村 (20年10月1日現在)
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	20年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が11件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が24件のあわせて35件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が15件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が18件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が48件のあわせて66件

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.2% (19年3月31日)	75.5% (20年3月31日)	調査中
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減 (現状の約1,200人から)	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,187人 (18年)	1,148人 (19年)	1,123人 (20年概数値)
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0% (18年度当初)	49.0% (19年度当初)	48.5% (20年度当初)
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少 (対前年度比)	20年度	特定違反對象物数が減少しているか。	182件 (18年度当初)	168件 (19年度当初)	134件 (20年度当初)
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年度比)	20年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	598件 (18年中)	603件 (19年中)	560件 (20年中)
自主防災組織の活動カバレッジ	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバレッジは進んでいるか。	66.9% (18年4月1日現在)	69.9% (19年4月1日現在)	71.7% (20年4月1日現在)
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	82.4% (18年4月)	86.3% (19年4月)	88.5% (20年4月)
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	71.9% (18年4月)	74.7% (19年4月)	76.3% (20年4月)
新型インフルエンザ感染防御資器材配備消防本部数	全消防本部に新型インフルエンザ感染防御資器材を配備	23年度	新型インフルエンザ感染防御資器材が全国の消防本部に配備されているか。	-	-	807消防本部 (H20.9現在の全消防本部)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	8.8% (18年中)	10.4% (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	35.3% (18年中)	39.2% (19年中)	調査中

平成20年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数」としていたが、耐震改修が進捗してきたことを踏まえ、耐震改修を実施していない施設を減じる指標が進捗状況を測りやすいため「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」に変更した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年2月12日及び平成21年2月13日）において、小澤委員から女性消防団員に関する指標の追加の指摘があったことを受け、指標「女性消防団員数」及び「女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）」を追加した。

平成18年度の消防団協力事業所表示制度の運用開始を踏まえ、指標「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を追加した。

平成20年度目標設定時は「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「25%減」としていたが、平成21年度消防庁重点政策において、「過去最悪であった住宅火災死者数（平成17年1,220人）の早期の半減を目指す」としたことを踏まえ、指標「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「50%減」に変更した。

平成20年度目標設定時は「自主防災組織の組織率」としていたが、これは、全国の総世帯数に対して自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数の割合を表しており、より正確な表現にするため「自主防災組織の活動カバー率」に変更した。

平成20年度目標設定時は、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」とされていたが、正確な表現にするため「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：164名 行方不明者：13名 (18年中)	死者：37名 行方不明者：4名 (19年中)	調査中
消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。		
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	外務省はじめ関係各省庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意が図られているか。	外務省、警察庁、海上保安庁、JICAの各関係省庁・機関との情報交換、機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、当庁独自に、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（IRT-JF）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	アジア地域における消防防災分野の先進国として、その知見・技術の伝播・共有を進めることで、域内の防災能力の向上や防災のための広域的なネットワークの構築に貢献しているか。また、JICA・地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。	東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	ベトナム・ハノイにおいて「日本・ベトナム消防フォーラム」を開催し、我が国の消防防災制度等を概括的に紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	トルコ・アンカラにおいて「日本・トルコ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	53,276件 (18年)	54,582件 (19年)	52,394件 (20年概数値)
放火及び放火の疑いの件数	放火及び放火の疑いの件数はどのように推移しているか。	11,268件 (18年)	11,142件 (19年)	10,750件 (20年概数値)
災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されているか。	11.2% (19年3月31日現在)	13.2% (20年3月31日現在)	調査中
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	75.7% (18年4月1日現在)	82.2% (19年4月1日現在)	87.0% (20年4月1日現在)
救助活動件数	救助活動件数はどのように推移しているか。	53,619件 (18年中)	52,183件 (19年中)	調査中
高度な救急救命処置の実施状況の推移	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生のために行う高度な応急処置(気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク)、静脈路確保、薬剤投与)の実施状況はどのように推移しているか。	47,160人 17,053人 1,546人 (18年中)	47,034人 20,786人 3,940人 (19年中)	調査中
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	58,510人 (18年4月)	59,216人 (19年4月)	59,222人 (20年4月)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、旧救急Ⅰ過程、旧救急ⅠⅠ過程、救急科(旧救急標準課程修了者を含む) 救急救命士の内訳はどのように推移しているか。	5.4% 35.2% 30.5% 28.9% (18年4月)	4.6% 32.7% 32.4% 30.3% (19年4月)	3.6% 29.8% 34.1% 32.5% (20年4月)
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,240,478件 (18年中)	5,293,403件 (19年中)	調査中
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	6.6分 (18年中)	7.0分 (19年中)	調査中
救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)	救急自動車による収容所要時間はどのように推移しているか。	32.0分 (18年中)	33.4分 (19年中)	調査中
救命講習実施回数・救命講習受講者数	消防機関が住民に対する普及啓発として実施する救命講習実施回数(普通・上級計)救命講習受講人員(普通・上級計)はそれぞれ増加しているか。	76,662回 1,467,134人 (18年中)	79,053回 1,572,328人 (19年中)	調査中
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。	5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中)	6,349件 (救急3,167件を含む) (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数(AEDによる除細動の実施を含む)	家族等により応急手当が実施された傷病者の1か月後生存率及び生存者、家族等による応急手当が実施されない傷病者それぞれの1か月後生存率及び生存者の比較、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合の1か月後生存率及び生存者数、一般市民による除細動が実施されなかった場合の1か月後生存率及び生存者数の比較により、救命率への効果を示す。	5.2%(1,912人) 4.5% (3,029人) 33.3% (48人) 8.2% (122人) (18年中)	5.6% (2,393人) 4.9% (3,254人) 42.5% (122人) 9.7% (1,891人) (19年中)	調査中

平成 20 年度目標設定表における参考指標「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果」は指標「防災拠点となる公共施設等の耐震改修されていない施設の割合」と同一の調査による数字であり、二重掲載になるため削除した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員から国際的な救助体制や国際協力についての発言を受け、参考指標「国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況」及び参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から国際的な救助体制や国際協力について、「JICA 等の連携についての発言を受け参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」の分析の視点に「JICA、地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考指標「出火件数」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から放火件数について発言があったことを受け、参考指標「放火及び放火の疑いの件数」を追加した。

災害時要援護者の避難支援対策に係る参考指標として「災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況」を追加した。

救助活動を分析するための参考指標として「救助活動件数」を追加した。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

平成 20 年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」に救命者数を加えるよう指摘があったこと及び同会議（平成 21 年 2 月 13 日開催）において同委員から AED の使用率も加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数（AED による除細動の実施を含む）」に変更した。

4 政策の総合的な評価

（1）評価結果（総括）

本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違反对象物数の改善」など平成 20 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。

評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。

（2）基本目標等の達成状況の分析

（A）大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

（a）防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

（必要性）

公共・公用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

（有効性）

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、

情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率は、平成 17 年度の調査では、平成 21 年度末の耐震率を 59.8%と見込んでいたが、平成 20 年度の調査から平成 19 年度末の耐震率が 62.5%という結果を得られ、既に見込みを上回っていることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

(b) 緊急消防援助隊の充実と運用の強化

(必要性)

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることや、活断層等により局部的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の増強が必要である。

(有効性)

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画において平成 20 年度末を目処に登録部隊数を 4,000 隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成 21 年 4 月 1 日現在で 4,165 隊の登録となり、目標の隊数に到達したことから施策の有効性が認められる。

また、全国を 6 ブロックに分けて地域ごとに緊急消防援助隊の合同訓練を実施しているほか、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防組織法の改正を行い(平成 20 年 5 月公布)、さらに、平成 20 年度補正予算(第 1 号)において、被災地において活動する緊急消防援助隊の後方支援のため、ヘリコプター動態管理システムや燃料補給車などの資機材及び車両等を無償使用制度により配備した。こうした取組を通じて、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

(c) 航空機の利活用による被災地情報の収集能力の向上

(必要性)

消防防災ヘリコプターはその機動性を生かした救急活動や災害時の消防活動等に有効であり、平成 19 年中に災害出動件数は 6,349 件と平成 7 年当時 1,980 件の 3 倍を超すなど、需要が高まっているところである。平成 20 年 10 月 1 日現在、45 都道府県 53 の地方公共団体において 71 機が運航されているが、夜間対応をしているのは仙台市、埼玉県、東京消防庁のみであり、消防防災ヘリコプターの出動需要に対応するためにも、24 時間運航体制を確保することが必要である。

また、大規模災害時には消防部隊の規模、配備場所等を決定するため、被害状況や活動状況等を早期に把握することが重要であり、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像情報を消防本部等へ伝送することが必要である。

(有効性)

消防防災ヘリコプターの夜間運航については、平成 19 年 10 月より消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会において、365 日・24 時間運航体制について検討を行い、平成 21 年 3 月に取りまとめた報告書において、その体制構築のための方策、目標設定のあり方、体制実現に伴う諸課題の解決策が整理されたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防防災ヘリコプターに搭載するヘリコプターテレビ電送システムについては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象としているところであるが、この仕組みを利用するなどして平成 20 年 10 月 1 日現在で 71 機中 44 機(2 機で 1 台のカメラを共有しているものも含む)に整備されていることから、施策の有効性が認められる。

(d) テロ災害対応資機材の整備、テロ災害対応訓練の充実

(必要性)

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロの発生や平成 17 年 7 月 7 日のロンドン同時爆破テロ、平成 20 年 11 月のインドムンバイ同時多発テロなど世界各地でテロ事件が起きており、日本国内でもその発生が危惧されているところであり、テロ災害に対応するための体制整備が必要となっている。

(有効性)

テロ災害に対応するため、高度な救助技術に関する知識・技術、各種資格を兼ね備えた救助隊員で構成される特別高度救助隊(東京都及び政令指定都市)・高度救助隊(中核市等)を整備するとともに、平成 20 年度に特別高度工作車 5 台を主要都市に配備したほか、携帯型化学剤検知器 24 器を特別高度救助隊等に各 1 器を配備し、全国的な災害対応能力の強化が図られたことから、施策の有効性が認められる。

また、消防大学校においては N B C テロ災害発生時における適切な消防活動を確保することを目的として、平成 16 年度から N B C 災害講習会を設置するとともに、平成 18 年度からは特別高度救助隊等の養成講座として、緊急消防援助隊教育科(特別高度救助コース等)を設置し、テロ災害への対応訓練の充実が図られたことから、施策の有効性が認められる。

(e) 原子力施設における消防体制の充実・強化

(必要性)

平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震に伴い発生した東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所所内変圧器火災の際、原子力施設の自衛消防の不備に加え、消防機関への通報が遅れたこと等により適切な応急対応が講じられなかった。このように大規模災害の発生に伴い原子力施設等で火災等が発生した場合は、平時より活動困難性が高くなり応急対応に当たる者には高い習熟性が求められることから、この事故の教訓を踏まえた原子力施設の消防体制の強化を早急に講じる必要がある。

(有効性)

上記の事故の教訓を踏まえ、平成 19 年度中に経済産業省原子力安全・保安院と連携して原子力

発電所等の自衛消防体制について検討するとともに、「原子力施設における消防活動対策マニュアル」の見直しを行い、新たに「原子力施設における消防活動対策マニュアル - 地震対策編 - 」をとりまとめた。また、平成 20 年度には「原子力施設における消防訓練のあり方に関する検討会」を開催し、原子力事業者と消防機関等との連携による消防モデル訓練を実施するなどして報告書を取りまとめ関係機関に提供したところであり、PDCA サイクルに基づく実践的な消防訓練を通じて、関係機関等が連携した消防活動体制の充実強化が図られていくことが期待されることから、施策の有効性が認められる。

(B) 消防防災・危機管理体制の強化

(a) 消防の広域化の推進

(必要性)

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

(有効性)

消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に改正された消防組織法に基づき、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行うとともに、広域化を支援する財政措置を講じてきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められるとともに、平成 21 年 4 月 1 日には 3 件の市町村の消防の広域化が実現されるなど、消防の広域化に向けた取組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

(b) 消防団の充実強化

(必要性)

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

(有効性)

平成 20 年 4 月 1 日現在の団員数は 888,900 人と平成 19 年 4 月 1 日現在の団員数 892,893 人から 3,993 人の減少となっており、昨年の評価時に引き続き減少している。

こうした、消防団員の減少傾向を踏まえ、消防庁では平成 18 年度から事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を開始した。平成 20 年 10 月 1 日現在で 409 市町村がこの制度を導入して

おり、平成 19 年 10 月 1 日現在の 107 市町村と比べて 302 市町村の増加となっている。また、消防団協力事業所表示制度の他にも、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団員確保アドバイザーの派遣、消防団員入団促進キャンペーンの実施等の施策を講じているところである。

これらの事業により、平成 18 年 4 月 1 日現在から平成 19 年 4 月 1 日現在の減少数である 7,144 人に比べ、平成 19 年 4 月 1 日現在から平成 20 年 4 月 1 日現在の減少数は 3,993 人で対前年比 3,151 人と、その減少幅が小さくなっている。依然として、新任団員（6 万人程度）を上回る退職団員数をカバーするには至っていないが、消防団員数の減少に歯止めがかかってきている。

一方で女性消防団員数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 16,699 人と平成 19 年 4 月 1 日現在と比較して 1,197 人増加しており、また女性消防団員を採用している消防団の割合も平成 20 年 4 月 1 日現在で 46%と平成 19 年 4 月 1 日現在と比較して 3 ポイント向上している。

また、平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度補正予算（第 1 号）において消防団員の技術の向上のため、消科機材や救助資機材を搭載した車両や救助資機材を全額国費により調達し消防団に配備することとしている。

上記のことから消防団員の確保や消防団の充実強化対策に有効性が認められる。

女性消防団員を採用している消防団の割合の都道府県比較
(平成20年4月1日現在)

都道府県	消防団数(A)	うち女性を採用している消防団数(B)	女性を採用している消防団の割合(B/A)
北海道	214	132	61.7%
青森県	49	19	38.8%
岩手県	39	29	74.4%
宮城県	49	25	51.0%
秋田県	33	11	33.3%
山形県	35	23	65.7%
福島県	60	14	23.3%
茨城県	50	14	28.0%
栃木県	37	8	21.6%
群馬県	40	6	15.0%
埼玉県	71	33	46.5%
千葉県	50	20	40.0%
東京都	98	70	71.4%
神奈川県	64	29	45.3%
新潟県	38	24	63.2%
富山県	15	11	73.3%
石川県	23	13	56.5%
福井県	18	6	33.3%
山梨県	28	4	14.3%
長野県	81	49	60.5%
岐阜県	46	17	37.0%
静岡県	41	18	43.9%
愛知県	341	112	32.8%
三重県	39	21	53.8%
滋賀県	26	14	53.8%
京都府	55	22	40.0%
大阪府	42	13	31.0%
兵庫県	65	26	40.0%
奈良県	39	11	28.2%
和歌山県	36	11	30.6%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	21	13	61.9%
岡山県	27	14	51.9%
広島県	30	22	73.3%
山口県	21	16	76.2%
徳島県	27	10	37.0%
香川県	17	2	11.8%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	40	21	52.5%
福岡県	84	38	45.2%
佐賀県	35	23	65.7%
長崎県	23	16	69.6%
熊本県	48	35	72.9%
大分県	33	10	30.3%
宮崎県	37	20	54.1%
鹿児島県	46	14	30.4%
沖縄県	30	14	46.7%
計	2,380	1,104	46.4%

(c) 消防救急無線のデジタル化の推進

(必要性)

消防救急無線は、消防本部（消防指令センター）・消防署と消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。現在のアナログ通信方式では、秘話性が確実に担保されずプライバシーの保護に問題があるほか、使用できるチャンネル数に限りがある等の課題があるが、デジタル化によって、暗号化が可能となり秘話性が増す上、デジタル・ナロー化によりチャンネル数が増加し、大規模災害時等の広域応援体制でも確実な情報伝達が行えるほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となる等のメリットが大きい。このため、アナログ通信方式の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに、円滑な消防救急無線のデジタル化を推進する必要がある。

(有効性)

平成 20 年度は大規模災害時等における広域応援に対応可能となるよう、消防救急デジタル無線の全国共通の仕様の検討や、技術的な提案・助言を行うための技術アドバイザーの派遣等の技術的支援等により、各消防本部において整備に向けた本格的な設計が開始されたことから、施策の有効性が認められる。また、平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、各消防本部での整備に先駆けて実証実験を行い、整備のためのモデルケースを示すことで整備促進を図ることとしている。

(効率性)

消防救急無線のデジタル化により、秘話性の向上、チャンネル数の増加のほか、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となることから、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られる。

(d) ICTの進展に対応した 119 番緊急通報等の高度化

(必要性)

近年、電話については、固定電話から携帯電話、さらには IP 電話へと急速に需要が拡大している。また、電話以外のメールやインターネットについても、携帯電話等のモバイル端末からも容易に利用可能となっている。こうした情報通信技術（ICT）の進展・普及に対応して、IP 電話や携帯電話等からの通報があった際に通報者の位置を特定するシステム、聴覚障害者等の災害時要援護者からのメール・Web 通報受信システムなど、様々な通信手段に対応した緊急通報等の高度化について検討し、消防・救急活動の迅速化を図っていく必要がある。

(有効性)

現在、通報者の位置を特定するシステムについて、固定電話の発信位置を特定するシステムと、携帯電話・IP 電話の発信位置を特定するシステムの 2 つが消防本部において運用されている。平成 20 年度においては、システム導入経費及びランニングコストの低減化、システム運用の簡素化等の観点から、これら 2 つのシステムの統合について検討を行った結果、新たな統合システムの費用低減化効果等が確認されるとともに、その運用開始時期が平成 21 年度第 3 四半期頃との結論が得られた。また、平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、安定的なシステム運用を図るため、実運用開始前にネットワーク接続による基本動作、既存指令台との連動性等を検証する実証実験を実施しており、こうした取組を通じて 119 番緊急

通報等の高度化が進展していることから、施策の有効性が認められる。

(e) 国・地方を通じた国民保護体制、危機管理体制の充実強化

(必要性)

平成 16 年 9 月 17 日の国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等、国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなった。各地方公共団体には国民保護関連事案に対する体制の整備はもとより自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても的確かつ迅速な対応が求められている。このことから、消防庁では地方公共団体の危機管理体制をより一層充実強化し、国・地方が密接に連携した国民保護体制、危機管理体制を構築する必要がある。

(有効性)

消防庁では平成 18 年度から「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を開催し、平成 19 年度には主に都道府県、平成 20 年度には主に市町村における危機管理組織のあり方、危機管理事案への対応のあり方、平素から取り組むべき事項などを検討し報告書を取りまとめ地方公共団体に提言を行ったところである。

また、国民保護事案に対応するための、対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図るため、国民保護訓練を実施している。平成 20 年度は、国と地方公共団体が共同で行う訓練（以下「共同訓練」という。）が昨年度より増加しており、18 件が実施された（平成 19 年度は 15 件）。

こうしたことから施策の有効性が認められる。

(f) 国民への情報伝達体制の強化

(必要性)

国民保護法においては、有事の際に、住民への情報伝達が義務づけられており、いかに迅速に伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、対処に時間的な余裕がない場合において、消防庁から衛星通信ネットワークを用い市町村防災行政無線（同報系）等を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の整備を進めることが必要である。

(有効性)

防災基盤整備事業の対象として、デジタル方式について起債充当率 90%、交付税算入率 50% と通常より有利な財政支援措置を講じてきたこと等により、市町村防災行政無線（同報系）の整備率は、平成 20 年 3 月 31 日現在で 75.5%（対前年度比 0.3 ポイント増）となり着実に増加していることから、施策の有効性が認められる。

なお、平成 21 年度補正予算（第 1 号）においては、市町村防災行政無線（同報系）の安価な整備を可能とするために実証実験を行い、整備のモデルケースを示すことで更なる整備促進を図ること

としている。

また、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）については、平成 21 年度補正予算（第 1 号）で新設される防災情報通信設備整備事業交付金により、全市区町村に一齐に整備することとしている。

こうした取組により、有事における国民への情報伝達体制の強化が図られることから、当該施策の有効性が認められる。

（効率性）

市町村防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）などの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

（g）国際消防援助体制の充実

（必要性）

災害から国民の生命、身体及び財産を守るということは万国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力は必要性の高い分野である。都市型災害救助技術を駆使しての災害救助活動は、今日の国際救援において主たるものとして要請されるものであるが、我が国が実施する国際災害救助活動に、主体的に当たる消防庁の役割は国内外から大きく期待されているところである。

（有効性）

消防庁では昭和 61 年に国際消防救助隊（IRT-JF）を整備。その翌年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布、施行に伴い、これ以降国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の救助チームの主力として、被災国からの救援要請が寄せられるたびに、各地での緊急救助活動要員として常に派遣され、活動に当たってきているところである。近年では、平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害、平成 17 年 10 月のパキスタン・イスラム共和国地震災害への派遣し、また、平成 20 年 5 月に発生した中国四川省における大地震災害においては、国際消防救助隊員 17 人を派遣し、持てる都市型災害救助技術を発揮し活動を行った。救助隊員の勤勉かつ真摯な救助の姿勢には中国側から大いなる共感と謝意が示され、同年 7 月の北海道洞爺湖サミットの際に来日した胡錦濤国家主席から派遣隊員の代表に直接謝辞が寄せられるなど、日中友好に大きく寄与することとなった。

また、国際緊急援助隊の救助機能の向上のため、消防庁独自の取り組みとして、登録隊員を対象に毎年「国際消防救助隊セミナー」を開催し、国際緊急援助活動に臨むための知識、実技の向上に努めているほか、J I C A 主催の国際緊急援助隊救助チーム合同訓練にも参加し、警察庁や海上保安庁などの関係機関との連携、技術の共有を主体的に深めているところである。

こうした取組により、国際消防援助体制の充実が図られていることから、当該施策の有効性が認められる。

（h）消防の国際協力及び国際交流の推進

（必要性）

過去の様々な災害を経験している我が国では、消防防災分野における制度、技術の改善を重ねて

きており、積極的な国際社会への貢献が求められている。特にアジア諸国は、人口の増大と都市化が進む一方で、各種の災害に対しぜい弱であることに鑑み、我が国は、同域内における各国から消防防災施策の向上やこれに資する体制整備への支援について大きく貢献することが要請されている。

(有効性)

アジア域内の近隣諸国を主たる対象とし、対象国の個別の実情にも十分即した形で我が国の消防防災に関する技術や知見に関する情報を提供し、その過程を通じて広域的な消防防災のための人的ネットワーク形成、広域的な災害能力向上の発現を期して、平成 19 年から定期的にアジア国際消防フォーラムを開催している。平成 20 年度はトルコ共和国で開催し、同国の消防防災能力の向上を支援する観点から、震災対応等を経て整備された我が国の消防防災機能の概要等に関し、トルコ側関係者への講習を行った。

また、JICA、地方消防本部局との連携・協力の下で、開発途上国からの研修員受け入れや、現地への専門家派遣といった国際協力を実施している。研修員受け入れについては、平成 20 年度も例年どおり主に各地の発展途上国の消防吏員を対象に 2～3 か月に及ぶ集団研修を実施した他、各国消防防災担当庁、在京大使館等からの協力依頼に応え、随時の研修事業、情報提供等も実施している。現地への指導者派遣についても、平成 20 年度中も、これまで同様、各般の要請に基づき積極的な対応に努めた。

これらいずれの措置についても、各国からは、我が国消防防災施策の実際を理解する上で有効な機会を得られたとの評価を得ており、こうした取組から施策の有効性が認められる。

(C) 火災予防対策等の積極的推進

(a) 住宅防火対策の推進

(必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

(有効性)

住宅火災による死者の多くは 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、各市町村条例で定める日から適用され、平成 23 年 6 月には全ての市町村で適用される。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、シンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。さらに平成 20 年度には、住宅用火災警報器の早期普及を国民の安心・安全を守る極めて重要な課題として国民運動的に展開するため、住宅用火災警報器設置推進会議を設置し、平成 23 年 6 月までに全ての住宅に住宅用火災警報器を設置し住宅火災の死者数を半減することを目指すという目標を掲げたところである。

こうした住宅防火対策の結果、住宅火災による死者数は平成 18 年の 1,187 人から、平成 19 年の

1,148人、平成20年の1,123人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。

（効率性）

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

（b）放火防止対策の推進

（必要性）

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成9年から12年連続して出火原因の1位である（平成20年中の全火災件数の20.45%（概数値）。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

（有効性）

平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民による自己評価の取組等を、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進している。

こうした放火火災防止対策を実施した結果、平成20年の放火火災件数（放火疑いを含む。）は10,750件（概数値）で平成19年の11,268件と比較して518件減少していることから、施策の有効性が認められる。

（効率性）

春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民自らの自己評価による取組を推進することにより、消防機関と住民が一体となって効率的に「放火されない環境づくり」の確立を図った。

（c）製品火災原因調査の充実

（必要性）

最近の火災の出火原因は多様化しているが、その中で電気用品、燃焼機器、自動車等といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災が多発しており、国民生活あるいは消費者の安心・安全が強く求められている。

（有効性）

消防庁では、製品火災の調査を実施しており、平成19年中の電気用品、燃焼機器、自動車等のいわゆる製品を発火源とする火災は4,943件であった。このうち、全体の7割を超える3,669件が使用方法の間違いなどによる「製品欠陥によらないことが明らかなもの」であったが、一方で「製品の欠陥によることが明らかなもの」が165件、「製品欠陥によるか否か不明なもの」が1,109件となっており、これらの情報については収集した情報を関係機関と共有し、製品火災対策に活用するため製造事業者名と製品名を公表した。

また、調査結果から「製品欠陥によるか否か不明なもの」が多くあるが、火災原因の詳細な分析を行う機器を現地で調達することが困難なことから、高度な調査分析装置（デジタルマイクロスコープ、X線透過装置等）を搭載した車両を平成20年度補正予算（第1号）で消防研究センターに整備し、現地において機動的かつ効果的な調査を可能としたところである。

これらの取組により、製品火災対策の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。

（d）安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進

（必要性）

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成15年10月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が300人以上の特定用途のもの等に、1年に1回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、特定違反对象物（床面積1,500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

（有効性）

防火対象物定期点検の実施については、平成19年度当初は49.0%の実施率であったが平成20年度当初は48.5%と0.5ポイント減少しており、実施率の向上のため一層の指導が必要である。

特定違反对象物については、平成9年度末には360件あった違反对象物数が、平成20年度末には134件と大きく減少したことから、違反是正の指導に有効性が認められる。

（e）危険物施設等の安全対策の強化、危険物事故防止のための制度の見直し

（必要性）

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・流出事故の件数は、昨年度より減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、引き続き危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、温暖化対策推進のため、化石燃料の代替品としてバイオマス燃料の開発、普及が進んでいることから、それらの新技術・新素材に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

（有効性）

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、危険物事故防止のための情報や認識を共有するとともに、平成20年5月に改正された消防法（平成20年8月施行）に基づき危険物流出等の事故原因調査ができるようにするなど、危険物事故の減少を図るための施策に取り組んだ結果、平成20年中の危険物施設における火災・流出事故の件数は、560件（前年603件）に減少したことから、危険物施設等に対する安全対策の強化の有効性が認められる。

バイオマス燃料の安全対策としては、高濃度エタノール混合ガソリン等に関する安全性の評価、

火災予防上有効な対策の検討を実施している。

(f) 石油コンビナート災害対策の強化

(必要性)

一定量以上の石油又は高圧ガスを取り扱う事業所が集積している石油コンビナート等特別防災区域における事故は近年増加傾向にあり、平成 19 年中の事故件数は過去最多となっている。特に、大量の石油及び高圧ガスを取り扱う特定事業所において事故が多く発生している。また、事故の特徴としては、漏えい事故が大きく増加するとともに、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年の 2 倍になる等、大規模な事故の発生及び拡大が懸念される状況になっており、これらの災害に対する防災対策を強化することが必要となっている。

また、平成 15 年の十勝沖地震によって発生したナフサタンクの全面火災を受け、石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)及び同施行令の改正により直径 3 4 メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所が存する特定事業所に大容量泡放射システムの配備が義務付けられ、政令で定める全国 1 2 の区域に設置された広域共同防災組織又は共同防災組織(以下「組織等」という。)に配備された。同システムの故障、複数のタンクの被災及び消火薬剤の不足等の事態の発生に備えて、他の組織等に配備された同システムを相互活用するための検討を行う必要がある。

(有効性)

平成 19 年中に事故が多発したことを踏まえ、平成 20 年 7 月に道府県、市町村、特定事業者(関係業界団体経由)に対して通知を発送し、事故防止体制の充実強化の徹底が図られたことから有効性が認められる。

また、大容量泡放射システムの配備に関して、平成 20 年度に「大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方に係る検討会」を実施し、システム構成資機材(砲、ポンプ、混合器及びホース等)の相互活用のあり方について検討するとともに、組織等による相互応援の体系、応援要請の仕組み・流れ及び泡消火薬剤の相互融通のあり方等についてとりまとめ、関係機関に提供したことにより、万一の石油コンビナート災害発生時の消火活動体制の充実強化が図られたことから施策の有効性が認められる。

(g) 消防防災に係る科学技術の研究・開発

(必要性)

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

(有効性)

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施してい

る。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進している。当制度が創設された平成 15 年度から平成 20 年度までに 70 件の研究課題を採択し、予算額としては約 18.2 億円を措置している。また、終了した研究課題は 57 件あり、得られた研究成果については、研究結果報告会を開催したり、研究開発事例集を作成するなど、研究結果の還元に努めている。主な研究課題としては、平成 17 年度において「2 流体ノズル PAG を用いた水損低減型消火システムの開発研究」（既に製品化され、横浜市安全管理局において導入されている）が、また、平成 19 年度において「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」（既に製品化）といった研究課題が、産学官連携推進会議において総務大臣賞を受賞している。こうした取組を実施し、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

（効率性）

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点化を図るとともに、産学官連携により効率的な研究を実施している。

（D）地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

（a）自主防災組織等の地域の防災組織への活動支援

（必要性）

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及、災害危険箇所等の巡視、資機材の整備等を行っており、災害時には、出火防止や初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進が必要である。

また、自主防災組織等の地域住民の防災意識高揚のため、消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する場の確保も必要である。

（有効性）

消防庁では、テレビ番組、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施するとともに、自主防災組織活動を進めるための指針である「自主防災組織の手引き」（冊子）や自主防災組織結成のためのポイントを示した「自主防災組織の結成に向けて」（CD-ROM）を作成し、それぞれ各地方公共団体等へ配布した。こうした媒体を用いた国・地方公共団体の取組の結果、自主防災組織の活動カバー率は平成 20 年 4 月 1 日現在で 71.7%と平成 19 年 4 月 1 日現在の 69.9%と比べて 1.8 ポイント向上したことから施策の有効性が認められる。

また、地域の自主防災組織とその他の団体が連携し、公民館、消防団詰所などを活動拠点として、

防災・防犯活動などを幅広く展開する「地域安心安全ステーション」の整備モデル事業を平成 16 年度から実施しており、平成 20 年 4 月 1 日までに計 412 団体でモデル事業を実施した。平成 18 年度からは地域安心安全ステーションの全国展開を図るため、事業実施団体のリーダーや有識者などによる講演等により地域安心安全ステーションの理解を深める出前講座を年 6 か所で実施している。こうした取組が自主防災組織等の地域住民の防災意識の高揚につながっているところであり、有効性が認められる。

(b) 災害時要援護者の避難支援対策の促進

(必要性)

ここ数年の風水害や豪雪においては、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時に犠牲となる人を減少させるためには、必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人（以下「災害時要援護者」という。）一人ひとりに対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を地方公共団体が地域の実情に合わせて策定することが必要である。

(有効性)

災害時要援護者の問題に対しては、関係省庁が協力しつつ、有識者からなる検討会を立ち上げ検討を進め、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月に改訂)をとりまとめ、内閣府、消防庁、厚生労働省の連名で各地方公共団体に通知したところである。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者の情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の支援者を定める等の具体的な避難支援計画の策定等を市町村に対して要請している。

こうした取組により、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画」を策定している市町村は平成 19 年度末現在で 239 団体と平成 18 年度末の 204 団体から 35 団体増加した。また、「全体計画」を受け、実際に災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援計画を策定している市町村は平成 19 年度末現在で 138 団体と平成 18 年度末の 72 団体からほぼ倍増していることから、取組の有効性が認められる。

(c) 救助活動を行う民間との連携推進

(必要性)

全国各地域においては、様々な民間団体が人名救助活動を実施しているが、消防機関など公的救助機関との連携は十分になされていない。救助力を始めとする地域の災害対応能力の充実を図るためには公的救助機関と人命救助活動を実施している民間団体との連携・協力関係を構築することが必要である。

(有効性)

消防庁では、救助活動における民間団体との連携を推進するため、平成 20 年度に「地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会」を立ち上げた。平成 20 年度は、消防機関による出動だけでも

近年、3,000件を超え増加傾向にある水難事故に対する救助をテーマとして取り上げた。研究会では、公的救助機関とライフセービング団体との水難事故への対応における連携方策、水難事故を未然に防止するための措置、ライフセービング団体に対する各種支援策の3つの論点から整理を行い、報告書を取りまとめ、各地方公共団体に情報提供したところであり、こうした取組により、救助分野における公的機関と民間団体との連携推進が期待されることから、有効性が認められる。

(d) 救急体制の整備

(必要性)

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化等に伴って救急需要が拡大しており、平成19年中の救急出場件数については、過去最高の5,293,403件(対前年52,925件増)となっている。また、救急自動車の現場到着所要時間が7.0分(対前年0.4分増)、救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)が33.4分(対前年1.4分増)と延びている。救急需要対策については、真に救急自動車を必要とする傷病者へ円滑に対応することができる救急搬送・受入れ体制を確保することが重要であり、消防機関と医療機関との連携強化が必要となっている。

また、高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大に係る検討を行うほか、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る必要がある。

さらに、高病原性の新型インフルエンザの発生が危惧されている中、最前線で感染者、感染疑い者に対応する救急隊員の感染防止対策を早急に講じる必要がある。

(有効性)

平成20年4月1日現在の救急隊員数は59,222人と、前年比で6人増となっており、引き続き救急隊の確保に取り組み、救急体制の充実を図っているところであるが、これに加え、救急需要の増加への対応として、平成21年度事業として市民の救急相談に24時間、365日応じる窓口を設置するモデル事業を全国3か所で実施するとともに、救急相談に対応する職員に必要な経費等について平成21年度に普通交付税措置をしたところである。また、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因で収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)が延びていることから、第171回通常国会において、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表すること、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法の一部改正案を提出し平成21年4月24日に可決成立したところである。

救急隊に配備されている救急救命士(運用救急救命士)の数は平成20年4月1日現在において18,336人(対前年比1,118人増)であり、救急隊員に占める割合も31.0%(対前年比0.7%増)と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は88.5%(対前年比2.2%増)となっており、平成23年度に目標としている90%に向けて着実に進行している。さらに、救急救命士の

処置範囲も拡大しており、平成 15 年 4 月から医師の包括的指示下での除細動が、平成 16 年 7 月からは気管挿管が、平成 18 年 4 月からは薬剤投与がそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された傷病者の救命率は平成 18 年には 10.4%(対前年比 1.6%増)となっており、救命率の向上につながっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成 20 年 4 月 1 日現在 4,503 台で、全体の 76.3%(対前年度比 1.6%増)を占めており、高度な救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地方交付税措置等)等の取組の成果は上がってきている。なお、高規格救急自動車の配備を更に進めるため、平成 21 年度補正予算(第 1 号)において、追加で財政措置(緊急消防援助隊設備整備費補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金)を行うこととしている。

新型インフルエンザ対策として、消防本部に対し新型インフルエンザ感染防止用資器材を配備している。平成 20 年度当初予算においては、国外からの新型インフルエンザの流入に備えるため、主要 4 空港を管轄する消防本部に対し配備することとし、平成 20 年度補正予算においては、全国の消防本部に対し、新型インフルエンザの国内発生後 1 週間の救急出動に備えるための感染防止用資器材を配布した。また「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続ガイドライン」を平成 20 年 12 月に策定し、消防機関において業務継続計画の策定を要請したところであり、新型インフルエンザに対する取組の充実が図られている。

こうした取組により、救急体制の整備の取組の有効性が認められる。

(e) A E D・応急手当の普及啓発

(必要性)

平成 19 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 7.0 分(対前年比 0.4 分増)と年々延びる傾向にある。心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上のために必要である。

実際、心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別 1 か月後の生存率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 0.7%高くなっている。また、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民に目撃された症例のうち一般市民による除細動が実施された場合(A E Dを使用した場合)は実施されない場合と比較して 32.8%高くなっており、これらのデータから応急手当の実施の有効性が確認できることから、応急手当の普及が必要である。

(有効性)

平成 19 年中は、約 157 万人が救命講習を受講し、心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 3.9%増の 39.2%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げていることから、取組の有効性が認められる。

(f) 災害時における消防と医療の連携推進

(必要性)

近年発生している新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、JR西日本福知山線列車事故等に代表される大規模災害に際しては、緊急消防援助隊、各都道府県応援隊が被災地に派遣され、現地消防機関の指揮のもと救急救助活動を実施している。

このような救急救助現場において、消防機関が、医療機関と連携を密にした有機的な現場活動が必要であることは認識されているところであるが、具体的な議論を総合的に行う場が少なかったため、検討を行う必要がある。

(有効性)

消防庁では、平成 18 年度より「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」を開催している。同検討会では、「災害時における消防と医療の連携マニュアルの作成」、「大規模災害時における救急救命士の指示体制及びプロトコールについて」及び「大規模災害時における救急救命士の活用について」の 3 点について検討を行った。平成 21 年 3 月に報告書を取りまとめ、災害時の消防と医療の連携に関する提言及び災害時におけるメディカルコントロール体制についても提言を行った。

その結果、災害時における消防機関と医療機関の連携体制に関し一定の方向性が提示されたことから、災害時における消防と医療の連携推進を促すことが期待され、有効性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性 (総括)

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

平成 20 年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

消防防災・危機管理体制の強化

消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

火災予防対策等の積極的推進

年間 1,000 人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。

地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化

身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となって地

域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、住民への普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>ア 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進</p> <p>【課題】 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・公共施設等耐震化事業（起債事業） ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進していく。なお、平成21年度より、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難場所となる公共施設（Is値0.3未満）について、公共施設等耐震化事業（起債事業）の地方財政措置を拡充した（起債充当率90%のうち交付税算入率50% 2/3に拡充）。
(予算要求)		事業の継続を検討。
(制度)		従来どおり。
(実施体制)		従来どおり。
<p>イ 緊急消防援助隊の充実と運用の強化</p> <p>【課題】 緊急消防援助隊については、見直し後の基本計画に基づき、施設の整備と登録部隊数の増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが課題。</p> <p>また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	基本計画に基づき、登録部隊数4,500隊規模に向けた計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。
(予算要求)		予算枠の拡大を検討。
(制度)		従来どおり。
(実施体制)		従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ウ 航空機の利活用による被災地情報の情報収集能力の向上</p> <p>【課題】 各都道府県等において、ヘリコプターによる情報収集に有効なヘリコプターテレビ電送システムの整備が図られることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	ヘリコプターの整備に係る緊急消防援助隊設備整備費補助の配分方針について、原則として、カメラ・送信装置等からなるヘリコプターテレビ電送システムを搭載したものを配分対象とすることにより、当該システムの整備を促進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
(実施体制)	従来どおり。	
<p>エ テロ災害対応資機材の整備、テロ災害対応訓練の充実</p> <p>【課題】 引き続きテロ災害対応資機材の整備を図るとともに、実践的な特殊災害対応訓練の充実を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・テロ災害対応資機材の再配置 ・実践的な特殊災害対応訓練の実施</p>	見直し・改善の方向性	日本国内においてもテロ災害の発生が危惧されていることから、テロ災害対応資機材の再配置を図り、テロ災害対応能力の向上を推進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
(実施体制)	従来どおり。	
<p>オ 原子力施設における消防体制の充実強化</p> <p>【課題】 原子力施設における火災等に迅速・的確に対応するため、関係機関の連携による現場指揮本部における指揮・命令系統や情報収集・伝達体制を整備し、更なる消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化</p> <p>【主な事務事業】 ・原子力施設における現場指揮本部マニュアルの作成・配布</p>	見直し・改善の方向性	原子力施設等の災害時における指揮・命令系統や情報収集・伝達体制などの充実強化を図るため、消防機関と原子力事業者との連携による現場指揮本部のマニュアルの整備を行う。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従前どおり。
(実施体制)	従来どおり。	

今後の課題	取組の方向性	
<p>カ 消防の広域化の推進</p> <p>【課題】 災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防広域化推進アドバイザーの派遣 ・消防広域化セミナーの開催 ・手引き書の作成・配布 	見直し・改善の方向性	消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	支援制度の拡充の検討。
	(実施体制)	消防の広域化を推進するにあたり、広域化の一層の推進策、消防の広域化後の消防防災その他の行政体制のあり方の検討を行っていきたいと考えている。
<p>キ 消防団の充実強化</p> <p>【課題】 地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動の周知のための各種媒体を活用した広報 ・消防団協力事業所表示制度の普及 ・消防団員確保アドバイザーの派遣 	見直し・改善の方向性	消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>ク 消防救急無線のデジタル化の推進</p> <p>【課題】 平成28年5月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術アドバイザーの派遣、チャンネルプランの作成等の技術的支援 ・防災基盤整備事業、緊急消防援助隊整備費補助金等による財政支援 	見直し・改善の方向性	平成21年度補正予算（第1号）において実施する実証実験の結果も踏まえ、技術面・財政面の両面から支援を行い、アナログ通信方式の使用期限である平成28年5月末までに、各消防本部における円滑なデジタル化を推進していく。	
		(予算要求)	拡充。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>ケ ICTの進展に対応した119番緊急通報等の高度化</p> <p>【課題】 情報通信技術（ICT）の進展・普及に伴って出現する様々な通信手段に対応した緊急通報等の高度化について検討し、消防・救急活動の迅速化を図る。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな統合システムの整備促進 ・メール・Web通報における位置情報の取得に関する検討 ・新規参入事業者の緊急通報接続の在り方に関する検討 	見直し・改善の方向性	平成20年度補正予算（第2号）及び平成21年度補正予算（第1号）において実施する実証実験の結果も踏まえ、各消防本部での新たな統合システムの整備促進を図るとともに、メール・Web通報における位置情報の取得や新規参入事業者の緊急通報接続の在り方についても検討を行い、119番緊急通報の高度化を図っていく。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>コ 国・地方を通じた国民保護体制、危機管理体制の充実強化</p> <p>【課題】 国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護共同訓練 ・国民保護共同訓練セミナー ・ブロック会議 	見直し・改善の方向性	<p>共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により、積極的に支援していく。</p> <p>単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、地方公共団体が単独で実施する訓練についても、会議等の機会を通じて要請していく。</p>
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>サ 国民への情報伝達体制の強化</p> <p>【課題】 対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するため、引き続き市町村防災行政無線(同報系)及びJ - A L E R Tを整備・普及を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線(同報系)の整備 ・J - A L E R Tの整備、普及 	見直し・改善の方向性	<p>市町村防災行政無線(同報系)については、防災基盤整備事業等により全国的な整備・普及を図る。また、J - A L E R Tについては、平成21年度補正予算(第1号)で新設される防災情報通信設備整備事業交付金により全市区町村に一斉整備を図るため、今後は市町村防災行政無線(同報系)以外の伝達媒体の多様化を図るとともに、気象情報のXML化へ対応するためのシステム改修を行うなど利便性の向上を図る。</p>
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	<p>防災情報通信設備整備事業交付金により全市区町村に一斉に整備するため、体制の拡充の検討が必要。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>シ 国際消防援助体制の充実</p> <p>【課題】 国際緊急援助に資するより良い国際消防救助隊体制の構築、技術・知識の維持。</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際消防救助隊への研修を通じて、同隊員の知見・技術向上への支援 ・関係各機関との国際緊急援助隊（JDR）の枠組み運用のための協議、合同訓練 	見直し・改善の方向性	消防庁が設ける国際消防救助隊機能の恒常的な拡充・向上に資する研修等の実施に加え、外務省ほか関係機関との技術の共有、連携の強化に資する協議、訓練への参加を行っていく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	いかなる態様・規模の災害救援要請にも機動的に対応できる体制を整備する上から、当庁独自に実施する研修について、今後より多くの登録隊員を受講させることが可能となるよう体制の充実を図る。
<p>ス 消防の国際協力及び国際交流の推進</p> <p>【課題】 我が国の消防防止に係る知見・技術の広域的な普及を通じた近隣国支援</p> <p>【下位レベルの施策名】 消防防災・危機管理体制の強化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア消防防災フォーラムの実施 ・地方消防局との連携による近隣の途上諸国の消防吏員に対する招聘研修の実施ほか 	見直し・改善の方向性	消防防災分野からの協力・支援を通じての近隣諸国に対する国際協力・交流の推進を主眼に、二国間協力といった発展的な支援関係の構築も選択肢と想定して事業を継続していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>セ 住宅防火対策の推進</p> <p>【課題】</p> <p>住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・住宅用火災警報器等の普及促進に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。その際、平成 20 年度に決定した住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき、住宅用火災警報器を強力に普及促進する。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ソ 放火防止対策の推進</p> <p>【課題】</p> <p>放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・住宅及び市街地における放火火災防止対策推進事業</p>	見直し・改善の方向性	放火火災防止対策については、依然として放火が火災原因の第 1 位である状況を踏まえ、地域全体で取り組む放火火災防止対策を強化する方向で推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>タ 製品火災原因調査の充実</p> <p>【課題】</p> <p>製品火災の原因調査結果の公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、製造業者等における自主回収等の対応の徹底や火災を起こす危険な製品の流通防止に向けて活用することで、消費者生活の安全・安心を実現することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・製品火災対策の推進に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	平成 19 年中においては、製品火災の原因等が未解明のものが 1,109 件にのぼっており、製品火災のリスクを低下するため、製品火災の原因調査・分析体制の充実・強化を行う。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	消費者安全の確保の観点から、火災を含む製品事故対策の徹底が求められているため、体制の拡充を検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p>チ 安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検を推進することにより適切な防火管理を図るとともに特定違反對象物等、火災発生時に人命の危険性が高い対象物の違反是正の推進が課題。 カラオケボックス、個室ビデオ店等の小規模施設や認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等の見直しを踏まえ、経過措置期間を考慮しつつ早期設置促進に取り組むことが課題。 <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の推進に係る事業 消防法令に係る違反是正推進事業 	見直し・改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物の定期点検については、点検率の向上を推進していく。 特定違反對象物等における法令違反の是正について指導を推進していく。
	(予算要求)	事業の継続を検討。
	(制度)	改正について検討。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ツ 危険物施設等の安全対策の強化、危険物事故防止のための制度の見直し</p> <p>【課題】</p> <p>a 「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策、屋外タンク貯蔵所の安全対策の充実等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、事故防止対策事業 危険物施設の腐食劣化等に関する調査・検討事業 インナーフロートタンクの安全性に関する調査・検討事業 	見直し・改善の方向性	危険物施設における事故件数は昨年度よりも減少したものの、依然として高い水準で推移していることから、危険物事故対策については引き続き総合的な対策強化の方向で推進していく。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	安全対策を強化するための政省令の改正について検討。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>【課題】 b バイオマス燃料等の新技術・新素材に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・高濃度エタノール混合ガソリン等の安全性評価に係る事業 ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	新技術・新素材に関する安全対策については、バイオマス燃料への関心や需要が高まっていることから、着実に推進していく。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	改正について検討。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>テ 石油コンビナート災害対策の強化</p> <p>【課題】 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図り、事故発生防止対策の更なる推進や事故発生時の対応力をさらに強化していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化の検討に係る事業 ・内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における対応マニュアル作成の検討に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	事故発生防止対策の推進や事故発生時の対応力の強化を図っていくことで、引き続き、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を推進していく。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>ト 消防防災に係る科学技術の研究・開発</p> <p>【課題】 今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 火災予防対策等の積極的推進</p> <p>【主な事務事業】 ・消防防災体制の整備に係る技術研究開発事業</p>	見直し・改善の方向性	<p>消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。</p> <p>競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。</p>
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ナ 自主防災組織等の地域の防災組織への活動支援</p> <p>【課題】 自主防災組織については、活動カバー率が低い地域の結成促進を図るとともに、住民意識の向上や、他の自主防災組織など他団体との連携を通して、地域防災力の強化につなげることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・地域防災スクールモデル事業</p>	見直し・改善の方向性	<p>自主防災組織連絡協議会の設置促進、地域防災スクールの取組による将来の地域防災を担う人材の育成の推進、消防庁 HP 等による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。</p>
	(予算要求)	従来どおり。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性	
<p>二 災害時要援護者の避難支援対策の促進</p> <p>【課題】</p> <p>近年の風水害等では、犠牲者の大半が高齢者であった。災害時の犠牲となる人を減少させるためには、災害時要援護者（高齢者、障害者等）の避難支援対策が急務であり、市町村において避難支援プランの策定を促進することが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・災害時要援護者の避難支援プランの策定の促進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、災害時要援護者の避難支援プランの策定を促進していく。
	(予算要求)	-
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。
<p>ヌ 救助活動を行う民間との連携の推進</p> <p>【課題】</p> <p>民間団体の活動と公的救助機関との効果的な連携・協力関係を構築することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <p>・地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会の開催</p>	見直し・改善の方向性	「地域の救助活動の体制強化に関する調査・研究会」における検討結果を踏まえ、地域において民間団体と公的救助機関との連携・協力関係が図られるよう促進する。
	(予算要求)	事業の継続について検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>ネ 救急体制の整備促進</p> <p>【課題】</p> <p>a 救急需要対策への取組</p> <p>引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車の適正利用の推進 ・民間患者等搬送事業者の活用促進 ・救急業務高度化推進検討会の開催 	見直し・改善の方向性	構造改革特区における救急隊編成弾力化事業に係るコール・トリアージの導入について、その有効性の検証を行うほか、救急需要対策について取組を進める。	
		(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>【課題】</p> <p>b 消防機関と医療機関の連携推進</p> <p>メディカルコントロール体制の強化による消防機関と医療機関の連携を促進するとともに、改正消防法における協議会の設置促進によって連携体制を確立することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防と医療の連携に関する検討会の開催 ・都道府県単位の消防機関と医療機関の協議組織における救急搬送・受入医療体制の協議システムの構築促進 ・救急相談事業の展開 	見直し・改善の方向性	平成 21 年の消防法改正を受け、消防機関と医療機関が連携する体制が法的に位置づけられたことから、地方における制度運用及び消防機関と医療機関の連携の円滑化に精力的に取り組む。	
		(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	<p>平成 21 年消防法改正によって、各都道府県に消防機関と医療機関が連携する協議会の設置並びに搬送及び受入れの実施基準の策定が義務づけられたため、今後協議会の運用と、搬送及び受入れの実施基準の策定の支援を図ることで、救急搬送の円滑な実施を目指す。</p> <p>また消防機関と医療機関が連携し救急相談の窓口を設置する事業の全国展開を図る。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 c 救急業務の高度化推進 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図るとともに、救急救命士の再教育体制を充実することが課題。</p> <p>また、救急業務の高度化を担うメディカルコントロール協議会については、全県において設置が完了しているが、活動の実態に地域差があるため、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることも課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急業務高度化推進検討会の開催 ・救急救命士に係る講習及び病院実習の修了状況等調査の実施 ・全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催 	見直し・改善の方向性	平成20年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急救命士の再教育体制の充実、救急隊の救急業務の質の向上を図る。また、救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	救急救命士による救命処置については、求められる活動の質が高度化しており、さらに処置範囲の拡大等が行われることが予想されるため、救急業務高度化検討会における検討を継続して実施するとともに、再教育体制の充実を図るため、体制を充実して取り組む。
<p>【課題】 d 高規格の救急自動車の整備 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成20年4月1日現在76.3%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格救急自動車整備促進事業の実施 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業を実施 	見直し・改善の方向性	高規格救急自動車整備促進事業の開始により、救急自動車の更新・整備を促進する。
	(予算要求)	予算枠の拡大を検討。
	(制度)	従来どおり。
	(実施体制)	従来どおり。

今後の課題	取組の方向性		
<p>【課題】 e 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・救急統計活用検討会の開催 ・ウツタイン統計の活用による救命処置効果等の検証 ・救急オンラインシステムの充実</p>	見直し・改善の方向性	ウツタイン統計(心肺機能停止傷病者を対象とした、地域間・国際間での蘇生率等の比較を可能とする統計)及び救急オンラインシステムのより効果的な活用を図る。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>ノ A E D・応急手当の普及啓発の推進</p> <p>【課題】 現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・消防機関における救命講習の実施促進 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	住民による応急手当の実施促進のために、実施環境の充実、普及啓発を図る。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。
<p>ハ 災害時における消防と医療の連携の推進</p> <p>【課題】 災害時において消防機関と医療機関の連携を円滑に実施することが課題。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地域防災力の強化、救急救命の充実・高度化</p> <p>【主な事務事業】 ・「消防機関と医療機関の連携に関する検討会」の実施</p>	見直し・改善の方向性	平成 20 年度の検討において、災害時における消防機関と医療機関の連携のあり方について一定の方向性が示され、今後の検討に当たっては、「消防機関と医療機関の連携」の一項目として検討を実施する。	
		(予算要求)	事業の継続を検討。
		(制度)	従来どおり。
		(実施体制)	従来どおり。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議において、指標の設定や評価の方向性に関して、ご意見をいただき、本評価書に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

「消防白書（平成20年版）」

<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h20/index.html>